

14. 5-54



14.5

4



始



14.5
54

料 資 法 司

號 八 百 二 第

伊 太 利 刑 事 訴 訟 法 典 報 告

〔禁轉載〕（昭和十一年三月）

司 法 省 調 查 課



同省 寄贈本

本號伊太利刑事訴訟法典報告は彙に配布した伊太利刑事訴訟法典司法資料第百九十九

號の理由書に相當するものである。譯者は同じく法學博士岡田朝太郎氏である。

茲に筆寫に代へて排印する。

昭和十一年三月



司法大臣官房調査課



同志大司官取調査精



同本 書録本

伊太利刑事訴訟法典報告

目次

國王陛下にせる報告

第一編 總則

- 第一章 訴權に就て……………七
- 第二章 裁判所に就て……………三
- 第三章 當事者に就て……………五
- 第四章 訴訟行爲に就て……………五

第二編 豫審に就て

- 第一章 通則……………七

14.1.14

第二章 正式豫審に就て……………二

第三章 略式豫審に就て……………三

第四章 豫審の再開に就て……………五

第三編 公判に就て

第一章 公判の準備行為に就て……………六

第二章 辯論に就て……………九

第三章 上訴の裁判に就て……………一九

第四編 執行に就て

第一章 通則……………二三

第二章 刑の執行に就て……………二三

第三章 刑事事案に於ける民事執行に就て……………三六

第四章 執行附帶訴訟に就て……………三六

第五章 保安處分の執行に就て……………三九

第五編 外國官憲との裁判權關係に就て

目次終

司法資料
第二百八號

伊太利刑事訴訟法典報告

司法兼宗教事務省

刑事訴訟法典

一九三〇年十一月國民革命八年一〇月
一九日報告及ビ勅令第一三三九號

刑事訴訟法典の

確定正文裁可の爲め

(Booco)

尙書の

國王陛下にせる

報告



陛下

臣は

新刑事訴訟法典の正文を其公布の爲の勅令案と共に 陛下の莊嚴なる裁可の爲に奉呈するの榮譽を辱うす

陛下に新刑法典を奉呈するに値り臣は此兩法典改正の至上なる重要性を奏問せり、該法典は光榮ある 陛下の御宇の最も顯著にして且記念すべき榮華の一と國民の法律才能の最も高遠にして且重要な確認の一とを構成す、尙臣は長期の準備作業を通じ改正を教導したる根本の主義を上奏せり

尙新刑事訴訟法典に付きても其推敲の持続時間を即ち伊太利に顯はれし他の一切の訴訟の法案又は法典よりも長き時間なることを新刑法典に付き申述せし如く繰返すことを得

一八六五年中全天下に敷衍せられし(一八〇八年のナポレオン刑事審理法典の模倣たる) *Piemont* 刑事訴訟法典なりき次で一八六六年以降部分且一時の改正試行せられ以て一九〇五年全部の政府案編纂せらるるに至れりと雖もそは繼續せざりき之に續き一九一一年尙書 *Finochiaro-Aprile* 草案を議會に提出し迅速なる推敲の後現今に至るまでの實施法典と成れり、事實に於て兩院該草案を簡單に討論且協賛し而して一九一二年六月二〇日委任法律第五九八號政府に法典を遅くも同年一月三日迄に公布することを義務と爲せり、次で期間一九一三年三月一日迄延長せられ且一九一二年六月三日附勅令を以て任命せられたる委員會の完成したる修正の勞を経て一九一三年二月二七日法典を公

布するに至りき、委員會は推敲の過度なる迅速の爲恐く該法典の構成に付き熟慮するを得ざりしなるべく加之又評論は委任法律の限界を守らざりしとの非難を政府に喚起せり、之に因り法典公布僅の後政府は一九一五年三月二八日の勅令を以て一の委員會を任命し法典の規定中實際の適用に當り修正の必要を發生せしめたるものの改訂を施すことを以て其任と爲せり、然るに該委員會は其後間も無く起れる戰爭譯者註、同年五月伊埃開戰の故に因り委任の事業を果すこと能はず以て其儘一九二五年に達せり

政府に一切の刑事改良を行ふことを得る權能を付託したる一八二五年一月二四日法律第二二六〇號公布後直に臣は新刑事訴訟法典に付き研究を開始し、最初の法案を一九二六年一月二日に編制し尙不斷の精勵を以て之が完成を處置し、其研究の第一の經過は一九二九年の五月に及び同月臣の報告書の先頭たる新刑事訴訟法典の豫備草案を公表せり

當時草案の嗣後の改良の爲適任者の協力を求むるを機宜とし且其目的に因り未だ曾て踏襲せられざりし方法に依らんことを希ひしに幸にして期待に反かず實際に於て效を收めたるが其爲には斯道に最も經驗ある多數の研究家の有效なる協力の目的を完全に達成し著しく時間の節約を獲得するを得其結果として臣は今日 陛下に兩新法典を同時に奉呈することの可能となれり。

定に豫備草案公表せらるるや否や常套の法律家の委員會を選任するに代え各自の意見を發表する爲最も廣く之を法院法科大學代言人及び代訟人の王國委員會及び組合に配布せり、斯の如き集團の任

務が草案は刑法典の豫備草案と異り會合の内部に於て口頭の説明を與ふること及び討議に争論を起すことの必要を排除し臣の報告書を隨伴する事實を容易にしたるは既に奏聞せし所の如し、委員會に加入する爲招致せられ得可き者は法曹、大學及び辯護職の者の外より到來する能はざるに鑑み其集合が前述の夥多且優秀なる源泉より到來する所より多數又は良好なる協力を得可らざるは明白なり。

諮問機關の多量の意見に接し豫備草案の修正及び確定草案の編制に資し一九二五年一月二四日法律第二二六〇號第二條の正文に依り之を臣の報告書と共に一九三〇年五月三十一日議會の委員會に提出せり

該委員會は敬服す可き精勵を以て一九三〇年七月二八日其討論の記録及び所求の意見を包有する貴重なる報告を提出し、之に次ぎ臣は確定條文の編制事業を發議せり

此最終の事業に於て亦臣は固より付託法案の臣の報告書中に指示し且豫備草案の臣の報告書中に摘要したる基礎の判斷に従へり、改良の樞軸は斯くありき又仍ほ斯くあり即ち正義の要求の容す限訴訟手續に最大の迅速を獲ること、一切の過剩を淘汰すること、詭辯の事案及び示威を打倒すること、討議の術學又は劇的の悪化を阻止すること、辯護の威信及び眞摯を増進すること、訴訟上の詭計及び無謀を抑壓すること、理由無き上訴を阻止すること、裁判官の權威を發揚すること、檢事局に其固有の職權を還付すること、實質の審判をして常に單純なる形式の審判の上に在らしむること

次に改正は嚴に立法付託の限界内に留まり而して此提案に付き何等の故障も起らざりき

又一括して考察したる草案に付き議會の委員會の言明したる魅力ある判斷は臣の爲大なる喜悅の因由なり

新刑事訴訟法の定則一切の理由は豫備草案及び確定草案に關する臣の報告書之を充分に曝示す、議會の委員會の碩學の供したる資料を教導としたる修正の事業に付き將又其事業に於て臣の發議に基く所に付き爰に陛下に奏聞する所あらんとす

議會の委員會の從事したる各規定の査閲を開始するに先ち該委員會に行はれたる全體の傾向に付き二三の解説を約言するを機宜とす

「短き條文は常に最も明瞭なるの故に因り委員會は何より先づ臣に一層短く條文を編纂することを勸告せり

此斷言に付ては疑を容るるの餘地あり簡明 *concise* と簡短 *brevitas* とは必ずしも同一事に非ず。簡明ならんことは法典の規定の中に何等の過剩を含有せざることを確言し得る程にまで臣の不斷に留意したる所なり、然れども複雑なる思想を言現はすこと及び例へば裁判管轄に關する所の如き複雑極まる問題を立法上解決することに關するときは簡短は常に可能に非ず斯る場合に在りて條文の簡短は規定の分割と並に秩序ある事物の迅速且正確なる諒解の爲に明白なる妨害を伴ふ該委員會の提案する如き同個條の必從的增加とを要求す可く若くは法律を適用することを要する者の擅斷を淘汰する爲並に訴訟手續の統一を保障する爲必要なる規定の脱漏を將來す可し。

肝要とする所は簡短外部且所謂有形の質よりは寧ろ規定の平易明瞭簡明正確及び完備に存り、此評價を獲得せりと信ずることを反覆言上す

法典の個條は六七五にして、それは確定草案に於けるより一〇個少く又一九一三年の法典に於けるより二二個多し、此最後の差は新事物即ち保安處分を規定するの必要を以て之を正當とする所とす。

尙議會の委員會は重罪法院(II Cour d'Assises)巡回法院とも譯す裁判條例を法典全體の一部分と爲すこと並に該法典の附屬として公布するこの機宜なるを提案せり

然れどもそれは無用なり何となれば重罪裁判の規則は既に草案中に規定したる辯論前の體様を除く外他の訴訟手續と異なることなく既に法典全體の一部分を爲すを以てなり

次に委員會は重罪法院條例に付き暗示を與へんと欲したれどそれは正しく裁判所條例の事物にして刑事訴訟法典の事物に非ず、其爲には臣は一九一三年一〇月五日勅令第一一七六號の供する例に従ひ且法律に依り陛下の内閣に付託せられたる權能に基き處置する所あらんとす

終に臨んで注意す法典の確定條文中に搬入したる純形式の變更を辯明するを怠らざること並に該條文と確定草案の條文との對照の法に依り之を枚擧し且評定するを得ることを

第一編

總則

第一章

訴權に就て

一、——第三條の文例を改良せり、該條は民事行政又は懲戒の訴訟手續中より來る罪に關する報告を熟考す。

民事行政又は懲戒の裁判を何時まで停止すべきか其時期を定むるに付き草案は免訴を宣告し又は無罪若くは處刑を言渡し最早上訴を准さざる處分の發せらるる迄裁判を停止する旨を規定す、されど一層注意して考察するに於ては此規定は臣に正確と思惟せられず、當に判決のみに限らず決定を犯罪の訴訟手續に於ても發することを得る限處刑の刑事決定に亦關係することを得、其結果前述草案の文例を他の一層適當なるものに變更せり。

之に反し臣は仲裁裁判の記載を削除せり如何となれば若し強制仲裁に關せんかそは民事又は行政裁判に入り又若し任意仲裁に關せんかそは現行法上司法職務の施行と認むる能はず故に審査中の規定に於て考慮するの理由を欠くを以てなり

〔官廳に於ける懲戒裁判との順序譯者曰く第三條第三項末文の議事に於て議會の委員會は原則明に總ての設例に對し本條第二項に宣示したる留保に従ひ特別法が明白に別異に規定せざるに限り、と云ふに相當する原則には賛成しながらも如何なるものが官廳なるかを謂ふの容易ならざるに因り〕此語句は疑を生ぜしむべきことを支持せり然れども公官憲の概念は法律の他の系統に要する所に係り其概念を與ふることは刑事訴訟法典に屬せず次で委員會の注意を斟酌し未項に於て既に公訴の進行中に在るとき之を除外する何等有價値の理由存在せざる限同じく懲戒裁判を停止する場合を豫見せり

該委員會は尙當事者が止だ告發の進行中に在りて未だ公訴の提起せられざるを示す證明書のみを提出するを得ることを擧げ之に依り民事裁判官が公訴の提起ありたりと認むるを可能と爲す方法に依り〔民刑兩裁判を整理すること〕を提案せり然れども利害關係當事者は止だ右の證明書のみならず刑事訴訟手續中に在る檢事局又は治安判事の與ふる證明書をも提出することを得

二、第六條訴訟手續の申請の議案に於て議會の委員會は關係規定の順序を告訴の規定の後に定

むることを勸告せり

されど刑法典第一三〇條申請を請求の直後に豫見し且申請は請求の規定に據ることを定むるの故に因り臣は現在の順序を維持するを適當と爲す意見を持す

三、第一〇條確定草案は關係口頭申立を収録する調書に告訴人の署名存らざるときは其告訴を無効 *Nulla* と定む

然れども訴訟前の書類に關する以上書類を絶対無効力と定むこと恐く一層適當ならん故に臣は第一〇條に於て告訴人の署名せざる告訴調書は效力を生せずと規定せり〔譯者曰く無効と效力を生ぜずとの間の差異未詳〕

議會の委員會は文盲者に關する第一三九條を本規定に引用し來らんことを欲せり然れども一般規範の適用を求むる毎に引用を爲すことを要すとせば法律を適用すべき者の認知することを要する多數の一般規範を定むるに至らん

四、第一二條二途を選めば他に依るを得ず *Electa una via non datur recursus ad alteram* の法則に基き確定草案に従へば告訴は之を提起する權利を有する者既に *in precedenza* 民事訴訟を民事裁判所に提起したるときは之を受理せらるることを得ず

議會の委員會は同時に告訴を提起する設例を除くかの疑を去る爲既にの辭を削除することを提案せり

嚴格に云はば眞實且固有の同時は想像する能はざる所なれども而も臣は好んで委員會の希望を容れたり

五、第一三條該委員會は其意見に於ては刑法典確定草案第一五六條充分に之を豫見するの故に因り告訴權行使の拋棄に關する第一三條の削除を提案せり

然れども此終(刑法典)の規定は既に告訴を提起したりと假定し其取下の場合を考察するに反し此第一三條は告訴權行使の豫行拋棄の設例を豫見す、此設例は刑法典草案第一二八條(刑法典第一二四條)之に想到し其明示の拋棄の執るべき手續を定むることなし故に刑事訴訟法典其手續を指示することを要す

六、第一四條告訴取下の事項に於て取下を爲さば費用の義務を負擔することを取下人に警告すべく裁判官を強制する規定を議會の委員會に勸告すべく思惟せられき

然れども此警告は之法律を遵守する義務を有す總ての者に知悉せしむべき法律に依り既に之を與られたるなり(譯者註第一四條の第四項第五項にて充分との意)

七、第一五條訴訟手續を爲すの許可より第二四一條の引用を除去せり何となれば後の個條(第二四一條)の豫見する設例に在りては現行犯に於ける逮捕を認容せず亦勾留囑託狀の發給も許可せず過剰なるの故を以てなり

(第一六條) 武器は身體の正當防衛の場合に非ざれば使用せざる爲之を警察に付與すとの主張を公言したると遠からざる時期に行はれ幸に征服せられたる政見の迷悟は此刑事改良の終末の經過に於て民主自由論の吸收する不利を古き常識より根絶すること困難なる迄に復簇生せりされど民主國より來る殆ど日日の如き實例は之を吾人の時期の必要に照應し容赦政略の暗示を一層有力なる方法に依り強く否認することに強制せられ第一六條警察役務中所犯の罪に對する訴訟手續を爲すの許可に關する規定の精神及び役務を會得せしめ得たり又せしむることを要したり

而も反對に武器の正當使用に關しては刑法典第五三條充分に之を豫見せりとの理由を以て其削除を提案せられき

然れどもそは刑法典は罰す可らざる事由の一を豫見すれど前述訴訟手續に關する規範を豫見せざることを注視せざるものなり特に個人の訴訟に於て警察役務中實行したる罪として法律の豫見したる事實の罰す可らざる條件を一見(Prima facie)確實と主張することを得るは常に非ず寧ろ甚だ稀なり斯る場合に於て今日迄刑事訴訟手續は全然自由なりしが其結果は豫め公力の官吏又は吏員を威嚇

すること(武器の使用は之を逮捕又は訴訟の危険に曝す恐怖の爲其生命すらも屬々犠牲に供したるもの若くは兇徒に對し法律又は官命の遵守を課する爲武器の使用を爲さんか渠等に重大且不當の迫害を加ふることなりき、今や先の報告書に於て臣の解説したる如く國家の權威を萎縮せしめ惡漢を激勵且保護する此無稽の主義を絶対に終熄せしむることを要す)是刑法典の處置する所尙亦刑事訴訟手續を生せしむ可らず是刑事訴訟法典が訴訟手續を爲すの許可を必要とする所以なり(是刑法典の處置する所尙亦刑事訴訟手續を生せしむ可らず是刑事訴訟法典が訴訟手續を爲すの許可を必要とする所以なり)刑法典は官憲に對する暴行を撃退し又は抵抗を征服する爲必要なるときは法律の特定する他の場合の如く武器又は其他の有形強制手段の使用を正當と看做せり然れども此終(法律)の特定は決して具體的の一切の場合を豫見する程迄に精密なること得ず且得ざるべきが故に又武器を使用するの必要は司法官憲の管轄に非ざる政治上の評價を屬々抱藏するが故に司法大臣の許可を要求するものとす司法大臣若し國家の必要に相應する訴訟を保護する利益を有するとき擅斷にし且其爲同國家の利益に反する行動を不罰の儘放置する何等の理由を有せず(右の觀察は亦有形強制手段を談する審査中共規定は拘禁者の虐待又は人民の賦役の場合に迄推廣せらるることを得との議會の委員會の懸念を消散せしむ若し官員其職權を濫用し以てさる事實を犯さんか是第一六條の必要とする役務中 *in servizio* に實行したるものに非ず若し之に反して役務中に發生せんか之を除外すべき何等の理由存在せず何となれば官憲に反抗する拘禁者又は人民をして義

務に服従せしむる爲有形強制は亦明白必要なればなり該委員會は許可を必要とするときと雖も檢事局及び豫審判事は緊急なる證據を蒐集する權能を有する旨を明言せんことを欲せり然れども其明記は蛇足なり該權能は第一五條第一項より生ずる如く許可の制度と分離す可らざるものに係り之を請求の制度と混淆す可きに非ず

八——第一七條は無罪放免が請求申請又は告訴許可は之を除くの缺如又は不規則を理由とするときは既判事項の特定障害を確立せざる旨を定む確定草案は一般に於ける可罰の條件に關係す然れども若し請求申請又は告訴とは異なる可罰の條件に關するときは刑法典が可罰の條件に付て有する概念に據り無罪放免の判決に既判力を否認すること能はずと臣は考察せり他の一方に於て刑事訴訟法典第一七條に在りては請求申請及び告訴は訴訟の見地より考察せられ且夫れが爲許可及び其他の所謂訴訟可能の條件と併せて考察するは不當に非ざるなり

九——第一八條刑事裁判の先決刑事問題の文例を臣は改良し以て草案の「根本の影響」と云へるに代へ兩刑事裁判の間に從屬の關係あるべきことを定めたり此方法に依りて聯絡の觀念一層明瞭となり

又擅斷なる解決の危険を豫防す(譯者註、第一八條要旨には刑事訴訟手續に於ける先決刑事問題とあり)

草案は先決刑事訴訟を斷定する判決確定すれば檢事局直に他の裁判の判定を請求する旨を定む、臣は此規定を過剰と思料して其故に之を削除せり
議會の委員會は第四六條の規定を引用して多數共同被告人の場合に在りては裁判官に止た豫め他の裁判の終局無くして裁判すること能はざる者に對する關係に於てのみ裁判を停止する權能を與へんことを提案せり、然れど該規定は事物管轄牽聯の效力に關係す故に之を引用する理由無く裁判の分離に付ては特殊の規範を必要とせず何となれば其事は第四一四條の明白に規定する如く公判に移すの行爲又は召喚請求の行爲に依り常に可能にして且亦公判の時機に於ても可能なるを以てなり

一〇、一—第一九條刑事裁判に於ける先決身分問題に付ての規定に關しては末項の補足を除く外何等の考察施されざりき

確定草案は身分の民事問題を解決する爲民事裁判を提起又は續行することを地方裁判所檢事の義務と爲せり、議會の委員會には右の義務を權能に換えることが機宜と認められき而して臣は檢事局の訴訟は私當事者の怠慢なる場合に於てのみ正當なるを考察し又控訴院の豫審部に歸屬する豫審を特に考慮し檢事長を除外せざる爲地方裁判所檢事を[檢事局]に換え以て委員會の發言に従へり

一一、一—第二〇條刑事裁判に於ける他の先決問題に於て臣は罪の存在の斷定に對する爭議の解決に付き根本の影響との要求に代ふるに罪の存在の斷定に對する民事又は行政の爭議の解決に從屬するとの要求を以てせり是此點に付き第一八條を改正するに至れると同一の理由に因り且は既に草案の第一九條に規定したる所との統一に因れるなり
議會の委員會は爭議せらるる權利の證據に法律が制限を設けざる[の文句譯者註第二〇條第二項の文句を]裁判上の主張に制限を設けざる[との他の文句に代えんことを提案せり、然れども其關係する制是は同主張其ものを考慮せず確に其爭議權の存在が専ら若干の條件の假設に於てのみ立證することを得る爭議權に關係する限の主張を考慮したるものとす(譯者註、主張の内容の制限に非ず主張の許否に關する制限の謂)

之に反し裁判官が停止の命令に於て民事又は行政の爭議の解決の爲訴訟を提起すべき當事者を指定することは必要に非ずとの該委員會の勸告は臣之に従へり、此裁判は其利害關係を有する私當事者之を提起すべく又若し所定の期間内に之を提起せずば刑事裁判再び其進行を取るべきなり、此指定を削除し其結果怠慢當事者費用處罰の廢止を來せり

一二、一—第二〇條、第二一條、第二八條私法が證據の制限を設くる場合に關する留保の關係に於て議

會の委員會は一面に於て刑事の證據は人の身分の確認に關する所と異なる一切の制限の拘束を受けず
 (第三〇條)他の一面に於て私法上の證據制限の價值を認む斯くては既判者に矛盾を可能と爲すことを
 注意し以て臣に題材の再調査を勸誘せり

然れども刑事の證據に制限を受けしめざらんが爲には證據の私法上の制限に服する爭議の解決を
 民事裁判官に付託することに同意するが如き場合又は斯る制限に基きて言渡したる民事判決に刑事
 效力に於て既判事項の價值を付するが如き場合に生ずべき間接の用途に依り其制限を課すること能
 はざるを必要とす、臣の別所に説明する制度は論理的にして明確なり且刑事の自由證據主義の效果あ
 る凱旋に必要なり、民事裁判と刑事裁判とは目的異り又對象異なるが故に所謂既判者の背馳可能は單
 皮相なるのみ、第一民事裁判の場合に在りては、縱し事實と背馳し得るとも私法の最も機宜と認むる方
 法に依り一般に財産性の特定整理を設くるに反し刑事裁判に在りては常に且専ら罪の確認の爲事物
 の真相を詮議す、新民事訴訟法は恐く民事の證據制度より一切の假定推定及び其他現時存在する制限
 を淘汰するならん、然れども其有効に残存する限其存在の理由あらざる刑事訴訟の分野には移置すべ
 きに非ず、此制度は司法權單位の主義を全部傷害するに至らず何となれば該主義は兩訴訟の目的及び
 手段に於て必ずしも同一に非ざるを以てなり、他の一面に於て法律は學說性の希望をに非ずして現行
 法の實行の事實を穿鑿することを要す、民事の證據制限の存する間は訴訟法の一致を談ずるは無益な
 り而して若し刑事訴訟を斯る制限より離脱せしめんと欲せば臣の選擇したる制度を採用すべきこと

必然の勢なり加之そは別所に説明せし如く現行法に於ても既に發芽中に存るなり其故は決定的の虛
 偽宣誓譯者註我刑法上所謂偽證の成果に従ひ斷定することを民事裁判官に強制しながら偽誓を犯罪
 として罰するを以てなり

されど話題たる留保は充分に其理由ありて之を維持することを要す、其内容を正確にする爲の嗣後
 の説明は必要に非ず、即ち私法が證據制度を設くる度毎に其制限の絶對たると相對たるとを分たす先
 決問題の歸屬を總て民事裁判官に同意するに非ず故に例へば商法典第四四條は證入に依る證據の認
 容可能に關し裁判官の任意權限に依り拒否することを得るが故に相對の制限を定むるものとす然れ
 ば此場合に在りても歸屬の禁止の價值あり何となれば刑事裁判に於ける證據自由の原則は具體的場
 合に於て民事裁判官の任意行爲に従屬せしむる能はざるを以てなり

商法典第四四條(譯者註) 商事債務及び償却は、公文書を以て、私文書を以て、第三三條の設く
 る形式に依り當事者の署名したる仲裁人の覺書を以て、承諾作業を以て、通信を以て、電信を以
 て、契約當事者の帳簿を以て、民法第一三四一條の豫見する場合にても同じく司法官憲の同意
 するさきに限り證言を以て、其他私法の認容する總ての方法を以て之を立證す(第二項略)

民法典第一三四一條 價格五百リールを越ゆる對象に付ての合意には證人の方法に依る
 證據を認容せず、任意の供述に付き亦同し(下略)
 但商に關する法律に定むる所に限り仍ほ效力あり(例商法典第四四條)

一三、——第二一條、其原條文に在りては民事判決の如何なるときに刑事裁判に既判力を有すべきか

を細記せり

提案には何等の考察存らずと雖も遠からざる時期に民事訴訟法が恐く刑事訴訟法典確定草案の採用する特定を不正確と做すが如き變更を受く可きことを論據とし臣は斯る細記を維持することは便宜に非ずと註解せり、此不便は刑事裁判官を強制し得る爲には單に民事判決が「既判力」を獲得したることのみを要件として之を回避せらる

此方法を以てすれば行政裁判権の判決に關する既判事項の概念を與ふるの必要も亦之を回避せらる、此概念は草案の供與せざるものにして且民事判決に關する既判事項と明瞭には同視する能はざるものなり

次に同草案は第二〇條に豫見する爭議の一を同一當事者間に斷定したる判決に既判力を認知せり其規定を再閱するに當り「同一當事者間」と云ふ語句は罪の被害者が若し民事當事者を組成せずば刑事訴訟の當事者に非ざるに因り正確ならざることに留意し爲に臣は之に換ふるに他の「同一の者の間」の措辭を以てせり

一四——第二三條「刑事訴訟手續に於ける私訴權行使」に關する規定は「犯罪事實の存在を阻却せざる條件」に因り無罪放免としたるとき民事要求に付ても亦刑事裁判官の斷定するを便利と爲さざるやを調査すべく議會の委員會が臣を勸誘するの理由を與へたり

然れども犯罪事實の存在の確認罪の有無の認定？は委員會の希望する所を認容する爲には餘りに鮮少たるべし何となれば其確認の外に無罪放免者の同一事實への加入又は少くとも同人の民事咎責の確認を必要とすればなり加之此確認は無罪放免を爲すことを要しつゝ民事管轄を有せずある刑事裁判官之を實行するが故に全然不適當なるべし害を被れりと自稱する者は適宜の場合に民事裁判官の前に其保護の處置を爲すことを得るが故に決して其利益に妨害を残すことなく又此方法に依り刑事裁判官が止だ民事制裁の十分と見ゆる理由のみに因り刑事の無罪放免に付き斷定することあるべき危険回避せらる、故に刑事上無罪放免の如何なる場合に在りても民事賠償訴訟を斷定することの（既に今日迄行はれたる法律にも存在せし禁止は何れの方面より視るも正當なるものなり

該委員會は更に「私訴に付き斷定することを得ず」の文句を「私訴を認知することを得ず」の辭を以て換えんことを提案せり然れども私訴を認知することは之を斷定することほどに肝要ならず且斷定を禁止すれば亦認知を禁制するを惟ひ斯る代換の理由を認めず

一五——第二五條「刑事既判事項と私訴との間の關係」の規定中民事裁判官と云ふ記載に行政裁判官と云ふ記載を添加せり、刑事再既判事項譯者曰單に既判事項と稱せず再既判事項 *regiudicato* と云へる理由未詳に服従することに付き此後のもの（行政裁判官）を除外すべき何等の理由存在せず若し一の刑事確定判決が事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしこと又は事實を義務

の履行中又は正當權能の行施中に遂行したること若くは事實の存在せしこと又は被告人の之を犯せしことの證據充分ならざることを宣告するときは斷じて行政裁判官に反對を支持することを准す可らざるは明瞭なり

事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしことを宣告する判決と云ふの傍に同じく事實の存在せしこと又は被告人の之を犯せしことの證據の總てを缺くの故に因り無罪放免するの判決と云ふを記入するは必要に非ず、實際第三七八條及び第四七九條は此第二の設例に無罪放免の自治文例 *Formula autonoma* の價值を示さず而も一切の證據を缺くに基く無罪放免と事實の不存在又は被告人の之に不加入の證據獲得に基き斷定する無罪放免とを完然に同等と定む、故に總ての場合に於て事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしことを宣告する所の裁判に關係す

此説明は例へば第六〇六條の文例の如く其中に同一の文例を用ふる一切の規定に通用す

一六——第二六條に於ても亦刑事裁判所の前に於て損害の私訴を行使し且其斷定を得たる後再び之を其前に提起することの禁止の關係に於て民事裁判所と行政裁判所とを臣は明に同等と爲せり
爰に異なる名目に依り行政裁判所が犯罪に因る *Ex delicto* 損害の訴訟を審判する管轄權を有する場合及び其審判を定むる特別の規範の存するあり、斯の如き訴訟の屬する公の行政部は或は刑事訴訟に於て民事當事者を組成すると或は管轄行政裁判所の前に其訴訟を提起するとの自由選擇を有す、若し

公の行政部第一の途を選ばんか刑事訴訟に於ける民事訴權の行使を律する一般の規範と刑事裁判官より言渡す判決とに従ふことを要するは論理的なり、其他個人の爲或は處刑の刑事判決に次ぎ實證したる損害の清算の爲にせよ或は刑事裁判官が必要なる資料を缺くに因り其有利に定むることを得ざりし損害の其確認を民事裁判官が遂行することを獲得する爲にせよ民事部に民事訴訟を再提起するに付き審査中の條文の第二規定の確立する權能の存在する如くに同じく所示の場合に於て關係の裁定に付き行政裁判權を繼承する權利公の行政部に歸屬す

一七——第二七條「損害裁判に於ける刑事既判力」に關し同一の理由に因り前條に於ける如く行政裁判の記載を添加せり

次に民事擔當人刑事裁判に加入せざりしときは民事又は行政の法律の規範に依り罪に付き答責することを要するかの問題は未判決に残る旨を臣は規定せり、譯者註第二七條第二項の謂議會の委員会は「條文が民事擔當人の無關係に残り而も未だ曾て出頭せざりし場合に關することを説明し以て措辭を精密にせんこと」を勸告せしが「裁判に加入する」と云ふ語は一切の兩様解釋を排斥する法律専門の精密なる意味を有するが故に臣には斯る説明を必要とすと思惟せられざりき、刑事裁判に加入せざりしとは當事者の資格を有せざりしことを意味し而して曾て缺席の儘なりしことを意味せず、缺席は裁判の當事者從て又加入者の資格を排除せず召喚の效力に因り此資格を獲たる者に付ては裁判官之に關

係する者の答責に付き断定することを排除せず同一の語句今日迄有效なる刑事訴訟法典第一三條に使用せられ決して疑義を生ぜしことなし

一八——第二八條に於て「第二五條に設くる例外を除く外」と云ふ投入句は過剰と思料したるが故に之を削除せり

議會の委員會は審査中の規定の關係に於て私法が爭議權の證據に制限を設くる場合を例外とするに付き反對なる第二一條に就て表示したる其考察を固執せり

然れども此設例に於ても亦彼の留保は存在の理由を有す刑事訴訟法が罪の證據を自由と爲しつつ其私法の特別の目的の爲に設くる證據に關する規範を取消し又は變更すべからざるの故を以てなり又夫が爲證據の完全なる自由を以て有形の事實の存在を確認したる刑事既判力が私法の設くる特殊の制限に服する權利の證據に關し民事裁判に尊重せらるることは正當に非ざるべし其私法律が斯る制限を設くるとせば之が變更に至らざる限り其法律の獲んと欲する目的の爲必要なりと推定することを要し夫が爲如何なる方法に依りても其關係する規範を横領せざるを可とす、さもなければ臣の單に皮相なりと論證したる既判力の矛盾に付き頗る大なる不都合の危険を踏むべし

第二章

裁判所に就て

一九——第三一條最も議論せられたる規定の一は治安判事の管轄に關する規定なりき

豫備草案は治安判事に最高三年を超えざる懲役刑若くは單獨又は斯る刑に添附したる最高一萬リ一レを超えざる罰金を以て罰す可き犯罪に付き管轄を歸屬せり、諮問機關の若干名拘禁刑の限界を過度と看做したるに因り審査に當り臣再び問題を取り而して刑法典豫備草案の科する個々の罪に對する刑に一般に減輕せられたるを考慮し其限界を二年に低下することを得と思料せり
然れども注意して調査し罪を如何に罰するかの方法を斟酌し臣の認むる所治安判事の管轄狭きに過ぐるに反し餘す所は地方裁判所の管轄と爲るべく斯くて裁判事務及び其善良なる司法行政の配置上至大の損害を伴ひ事實事務を負擔する司法官に裁判を爲すに缺く可らざる權衡と細心とを以て從事することを求むること能はざるべし

此不都合を避くる爲前述二年の限界を維持し而も治安判事の管轄と地方裁判所の管轄との間に均衡を保つに付き何等の良策を發見すること能はざるかを臣は研究せり、然るに可能なる唯一の方法、管轄を定むるに付き減輕の情狀をも計算する方法斯の如きは臣に改善せんと欲する所よりより大な

る不都合を惹起すと思惟せられき、年齢より外の減輕を豫め計量するは實際に於て裁判を或は妨害すべく或は遅延せしむべし、管轄を定むる爲計量したる減輕は亦必然求刑の論争を伴ひ又其爲に其適用は被告人の既得權と看做さる可きか然らざれば裁判に於て否認し得ることを認容す可きかを看過すべからず、第一の場合に在りては懲罰の公益を害すべし若し辯論の結果歸責の争訟に於て認容したる減輕の存在せざることを論證せんか之に拘らず裁判官は良心に反し且事理に反し之を適用すること、を要するの故を以てなり、若し之に反して裁判官に之を否定するの權能を認めんか特に治安判事の方面より屢々管轄違の宣告を決すべく爲に裁判を困惑且遅延せしむべし

一切を考察し、依然此點に關し豫備草案に復歸すべきものと認め治安判事の管轄に付き拘禁刑三年の限界を再定し更に又地方裁判所檢察が訟訴手續を地方裁判所に移轉することを准したる確定草案の規定を實質上本法典の保存することとなせり

此規定に關し移轉が治安判事の前に於ける辯論開始後に生ずるは好時機に非ざるべきを以て専ら第一項に定めたる辯論の開始に至る迄之を命ずることを得と規定せり

議會の委員會は「正當なる理由の競合する時に限り移轉を准すことを提案せりと雖もそは臣には自然のことと思はれ且他の一方に於て不起訴處分を以て言明する臨機の評定且純然たる機宜に關するが故に」之に關し委員會は何等言及する所あらざりき處分の理由を表示することを地方裁判所檢察に抑制するには適當非ざるべし

二〇、—(第三二條先づ其中の過剰なるものを削除し以て「管轄所斷」の原則を變更せり

確定草案は事實若し同一罪に對し併科又は選擇に多種の刑を設けたるときは管轄を所斷するに付き最重の刑を考慮すべき旨を規定せるが臣には此規定無用と思料せられたるが故に之を淘汰せり、併科刑の場合に其過剰なるは疑義存ることを得ず、次に選擇刑の設例に在りても管轄は最重刑に基きて所斷すべきが故に其最重刑の適用を生ずることの單なる可能性にて充分なり

一九一三年の刑事訴訟法典第一七條の規定する所に一致する爲臣は繼續に係る刑の増大を斟酌す可らざる旨を定めたり、法律の同一規定の異次の違反は刑法典確定草案の報告書の中に臣の説明せし如く「罪の競合、再犯等に付ての規範を除き或效力に付き單一罪として統一且思料せらると雖も其別異の罪を構成することを妨げず、重輕を異にするとき亦同じ、今若し異なる罪の各個が一の特定裁判所の事物管轄に入るとせんか其裁判所が異なる刑を適用する代りに三倍迄増大したる(刑法典第八一條)唯一の且精確に所犯の違反中最も重きものに科すべき刑を適用すべく選ばるるの故のみに因り其管轄を變更するの理由存らざるなり

次に一切の異なる罪に對する管轄が管轄所斷の效力に斟酌すべき加重情狀に因り増大せらるるときも同じく最も重き刑を將來する罪に對する刑を以て所斷せらるることは能く了解せらるる情狀、更に加重情狀を斟酌すべきことを定むる原に對し再犯及び刑法典第六一條第二號の豫見する情狀

に基くものを例外とすることを規定せり
 刑法典の規定と訴訟上の便宜との整理の理由は臣をして一九一三年の法典も認容したる此二例外を維持するに歸納せしめたり辯論中刑法典第六一條第二號の豫見する牽聯の加重を生ずる競合罪を決議することあり又同じく再犯の加重を決議することあり若し此二情狀が訴訟手續の對象たる罪の歸屬する様式に因り上級裁判所の認知に管轄を移すの效力を有せんか訴訟手續に任する裁判官管轄違を宣告する義務を有すべく斯くては遂に新法典の満足せしめんと欲する迅速の要求の妨害たるべし

第三二條の規定は草案の數個條に引用せられたれど臣は夫等に加へたる變更を論據とし又は其他の明白なる理由に因り斯る引用を除去し之に換ふるに各場合に適當なる規定を以てせり

二一、——第三三條確定草案は「自己の事物管轄違を宣告する裁判官に勾留囑託狀を發すること」を場合に從ひ義務と爲し又は其權能を與へたり

議會の委員會は管轄違の裁判官に關するが故に勾留囑託狀に換へ逮捕命令狀の選ぶべきことを注意せり

然りと雖も逮捕命令狀は檢事局より發して裁判官よりせず而して臣は裁判官は逮捕囑託狀を發することを要し又は得る旨を定めたり

二二、——第三四條に於て「事物管轄違より處斷する無効は専ら其更新可能なる行爲のみに觸ることを臣は特示せり此制限の道理に適ふは明瞭なり何となれば若し其制限存在せざらんか例へば解剖又は化學の鑑定の如き眞實の確認に回復すべからざる妨害を生ずべければなり

第三三條及び第三五條の正文に對照し第三四條の正文より明に管轄違が抗辯の結果に於ても職權を以てしても宣告せられ得ることを表現す双方の場合に於て管轄違の裁判官の履行したる行爲の無効に關する原則有效なり若し管轄違の抗辯を缺きつつ上級管轄の裁判官管轄問題を調査せざるに因り又は職權を以て之を調査し管轄なりと認めたるに因り下級裁判官管轄の罪を審判したるときは其審判は例へば訴訟の嗣後の審級に於て管轄違を露現する資料を確認し得べしと雖も尙有效なり

議會の委員會は管轄違の抗辯を推論することを檢事局の義務とするを便利と爲すの意見を發表せり然れども此義務は檢事局の職務之を具有し且第一五四條之を承認す若し又檢事局管轄違の意見を與へず又は之を認定せざるときは關係抗辯を提起するの義務意味を有せざるべし

第三四條は更に下級裁判官管轄の罪を認定したる上級裁判官若し管轄たる可かりし裁判官に關し亦第二審の管轄權を有するときは其判決に對しては控訴を認容せざることを規定す
 茲に於て該委員會は反對に控訴を許可することを提案す然れどもそは舊に制度に反するのみならず亦其上便宜の理由に反すべし何となれば管轄違の抗辯の不作爲が若し有利ならば之を利用し又若

し不利ならば之を無視する狡猾なる計畫若くは恕す可らざる不注意又は無認識の結果たる可らざるを以てなり、加之規範上管轄の裁判官よりも上級の管轄の司法官に依り審判せらるることは取も直さず控訴を過剰となすの一層大なる保障たるなり、尙此事は一九一三年の刑事訴訟法典第四一八條及び第四九四條も亦同様に規定するが故に新規には非ず

二三——第三五條第一審の辯論に於て宣告する事物管轄違に臣は注意すべき訂正を施せり

臣は先づ真正且固有の牴觸に非ざるものより牴觸の場合を區別せり
 牴觸は止だ第一審の裁判官が移送の判決の結果に依り手續するに當り事實の法律上の定義の異なるに因り自己の管轄違を宣告するときのみ存在す、此場合に於て臣は議會の委員會の勸告に従ひ裁判官は檢事局を経るの必要無く牴觸を解決する爲命令を以て記録を大審院へ移送する處置を爲すことを定めたり第三五條辯論の裁判官が例へば豫審部譯者註控訴院の豫審部が地方裁判所の審判に移送したるときは如く自己より上の審級の審判官より言渡し得可き判決を取消すことを得るかの疑義は因を除去せられたるものとす

又之に反し移送の判決の結果に依り手續するに當り第一審の裁判官が歸結したる事實が移送の判決の宣示したる所と異なるか又は一層重き故に因り管轄違を宣告するときには豫審裁判官又は豫審部は認知せざるものに付き宣示すること能はざるが故に牴觸は存在せずされば此設例に在りては通常

の法式に依り手續する爲檢事局への記録の移送を命令することを要す

次に第三五條の最終の規定は移送の判決の結果に依り手續するに非ざる場合に關す、此場合に於て管轄違の宣告を事實の法律上の定義の異なることを含む何等かの原因に基き處斷するときは單に檢事局への記録の移送のみを生ぜしむ斯くて牴觸は偶々之に次ぐ時期に生じ得べし
 終に豫審に於ける管轄違の宣言に着目する必要無きことを説述するは殆ど蛇足なり何となれば豫審裁判官は新條例如何なる條例か未詳に依り常に事物及び職務の管轄者たる一方に於て特別裁判官の管轄の罪に關する設例は第三八條及び第三七三條に之を規定するを以てなり

二四——第三六條控訴裁判に於て事物管轄に關する處分に措辭を改良する若干の變更を臣は搬入せり

確定草案の相當個條第一項を先づ臣は削除せり、管轄違の宣告が控訴を准さるるかの臆測を招くべきが故なり其控訴は斯る宣告が或は牴觸の擡頭或は檢事局への書類の移送を將來するを以て排斥せられたるものとす、同一の理由に因り現在同第三六條第一項を構成する規定より治安判事が管轄違を宣告せられたる設例を除去せり

地方裁判所が治安判事の管轄にして控訴を准されざる罪に付き第一審に於て審判したることを控訴院の認定したる場合に於て草案は其上告を認容したるが臣は又其正文に復歸する種類のものを廢

止せり、其削除の理由は次の如く存す即ち控訴可能の條件は治安判事の判決に關しても地方裁判所の判決に關しても同様にして且利害關係人は如何なる上訴の工作可能なるかを知悉すべし、他の一面に於て若し之に對し控訴を准さざる斷定に關せんか重荷(II) *grave* 控訴の謂の不受理は第一審の裁判官又は評定室に於ける控訴裁判官の命令を以て之を宣告することを要し、其命令は上告を准さる終に臣は解明せり、地方裁判所が治安判事の管轄の罪を第一審に於て裁判したることを認定する控訴院は止だ管轄違の抗辯を第一審の裁判に申立てしとき詳言すれば止だ地方裁判所が管轄違の抗辯に拘らず審判せし場合のみに本案に付き言渡すものとすと、さもなくば第三四條末項の正文に依り控訴を認容すべからざるべきが故なり

二五、——(第三七條)一方に於て、大審院は前審級に於て申立てざりし管轄違の理由に因りては無効を言渡さざることを宣示しながら次で若し他の理由に因り無効を言渡すべきときは院は裁判を管轄裁判所へ移送するを要することを規定せる確定草案の規定を臣は削除せり
臣の思料したる所實に次の如し若し事物管轄違の抗辯が第一審の裁判中に起らざりしときは管轄は確定的に定まりたるものにして且如何なる場合に在りても此原則を廢する理由存せず、加之廢止したる規定を維持するとせんか却て裁判が大審院より判決を無効としたると同一裁判所へ移送せらるる危険に陥るべし

二六、——第三八條通常司法官憲の管轄違の中に議會の委員會は大審院が特別裁判所の管轄を認定するときは聯合部に於て言渡したるに非ざるときと雖も斷定は既判事項の力を有する旨を規定することを提案せり
此賢明なる提案に臣は快く左袒せり

二七、——未[○]成[○]年[○]の[○]犯[○]罪[○]の[○]懲[○]罰[○]を[○]常[○]に[○]一[○]層[○]有[○]效[○]な[○]ら[○]し[○]む[○]る[○]目[○]的[○]を[○]以[○]て[○]土[○]地[○]管[○]轄[○]の[○]規[○]則[○]中[○]に[○]臣[○]は[○]注[○]意[○]す[○]べ[○]き[○]革[○]新[○]を[○]加[○]へ[○]たり

第四〇條に於て臣は實際、檢察長は不起訴處分を以て被告人年齢十八歳を超えざるとき其未成年者の負擔に於ける豫審及び公判を控訴院の訟廷を有する他の司法官憲に移轉することを得る旨を定めたり

此規定の理由の存する所次の如し、控訴院の訟廷と異なる司法訟廷に於ては十八歳未満の被告人の辯論の爲特別の法廷を充當すべき旨規定しあり(第四二五條)と雖も此處分は之を充分と思料すること能はず、未決監守又は處刑の結果拘禁刑を將來する犯罪に關するとき其地に未成年者に適當なる施設第二四五條、第二五七條の存在せざることあり、今日迄は未成年者の被告人又は處刑者は行政に屬する未決又は刑罰の施設の種々なる營造物に必要上配置せられ渠等に對し一層優良なる保護、教育及び訓練

を適用するとは可能に非ざりき、之とは異り未成年者の拘禁が慈惠の効果を生じ得る爲一層機宜の様式に整理したる適當なる營造物を控訴院所在地内に施設せんことを臣は志せり
次に検事長の權能を行使する條件は第四二五條の定むる所と相互關聯のものなり又一方に於ては裁判の中斷が害を招くとき之を中斷せざる機宜に付き且他方に於ては十八歳を超える者を土地管轄の裁判所より取去らざる便宜に付き斷定したるものなり

二八——第四二條「土地管轄違」に付き臣は牴觸を起すべきとき判決を以てする宣告を排斥せり此場合に於ては第五三條の正文に依り命令を言渡すことを要するが故なり
更に事物管轄の設例に付き設けたる所に類推し逮捕囑託狀の發するの可能を臣は認容せり譯者注意第四二條第三項の表面には検事局の逮捕命令狀の規定あり
議會の委員會は特に若し管轄裁判所が地方裁判所検事局 Regia Procura の司法權外なるときは常に檢事局に告知すべきことを附加せんと欲せり然れども管轄裁判所側檢事局に關するときは固より斯る提案を採用すべき理由無し記録を移送せられたる管轄司法官憲は次に常に又必ず其他の檢事局に其干與無くして手續する能はざるを告知することを要す

二九——第四三條に於て「上告審に起れる土地管轄違」に關する所に付き臣は第三七條に加へたる所

と類似の變更を施し以て本案の裁判に於て管轄違の抗辯を提起せざりしも判決が管轄違と思料するとは異なる理由に因り無効と爲るときは管轄裁判所へ移送する旨を定めたる規定を削除せり
抗辯を缺けば實に此場合に於ても亦土地に關し管轄違の裁判所に管轄の確定歸屬を斷定す

三〇——第四四條より「土地管轄違宣告」に付き筆書を定めたる規定を臣は取除けり
宣告は管轄官憲の調書の中に録取するが故に口頭を以て亦之を爲すことを得べきなり

三一——第四七條より「土地管轄」に付て牽連の效力に關し牽連訴訟手續に付ての土地管轄は多數の裁判所が事物管轄を異にするときには最も高き裁判所に屬すとの草案の規定を臣は除去せり
議會の委員會實にも正當に此原則は第四六條より推斷することを得て過剰なることを指摘せり
仍ほ同一事項第四八條に於て豫審部が評定室に於て命令を以て處分することを細説するは無用と臣は思料せり其事は所定の法式なるを以てなり
同じく土地を異にする裁判所の判決に對する控訴に關し數控訴を單一裁判に合併するの權能を臣の首唱を以て削除せり此場合に於て合併は不可能に非ずと雖も實際非常に困難なるべく且著しき遅延及び其他の不便を生ぜしめ得可きが故を以てなり

三二、——第四九條通常司法官憲の管轄と特別裁判所の管轄とに付て牽連の效力に關し議會の委員會は通常の管轄と軍事裁判所の管轄との罪の間の單純なる牽連に關するときは通常裁判權を以て優れりと爲すべし但通常管轄の罪と嚴正なる軍事性質の罪との牽連の場合は此限に在らずと規定することを提案せり

然れども第四九條及び第五〇條に編纂する制度を採用することに臣を導く理由前の報告書中に臣の表明したる理由は牽連の總ての場合に存在す若し軍事專屬との牽連の設例に於て格段に明白に表現せらるるときは軍刑法の豫見する普通罪との牽連の設例に於ても亦顯著なり軍竊盜の教唆者及び故買庶民軍刑法の懲罰する虚偽譯者註、偽造變造等の共同實行者及び此種のもものは軍事利益の毀損を競合す更に進んで斯の如き毀損の多數の場合は彼等の忌はしき競合無くしては到來せざるべしと稱することを得故に軍事利益の擁護の爲特別の管轄を有する裁判官の面前に於て軍人と共に彼等の犯罪に答責することは理の當然なり譯者曰此説明にては軍衛專管の範圍不明、故に委員會の提案は採用すべきものと臣は思料せず便宜の理由に因り裁判の分離常に可能にして絶對に非ざる原則に關し特に然り

三三、——第五一條管轄の牴觸に付き議會の專擔委員會の席に於て同牴觸は専ら完全なる裁判權を有する裁判廳の間に於てのみ認容すべきことの見解發表せられたり



然れども此提案は今日迄效力有る法律實際の事實及び大審院の判例と衝突す此提案若し承引せられんか豫審裁判の間又は豫審裁判と辯論公判裁判との間の衝突を決議すること能はざる可し更に此事項に於て訴訟手續の終局を遅延せしめ得る總ての衝突の迅速なる解決を促進する目的に何等價值有る證據を有せざる傳統の思想を拋棄するを適當なりと確信し牴觸の存在する爲には數裁判所の遂行したる行爲に關することを要すとの條件も亦之を第五一條より臣は除去せり管轄の衝突は亦檢事局と裁判所との間にも又は檢事局の別異の機關の間にも涌出することを得て其衝突たるや裁判所間の衝突と完全なる類似を呈す同じく牴觸に固有なる法式を以て解決するを適當とする所以なり裁判の進行が衝突官憲の無爲の爲麻痺せしめられ又は其所にも牴觸を生じ得可き裁判權の斷定を待つ爲め遅延せしめられ得る危険を此方法に依りて豫防す

三四、——第五二條第五一條に就て表示したる所の關係に於て整理の必要の爲臣は第五二條の文例を變更せり

其規定に於て今日迄有效なる法律に一致し之を通告することなく牴觸を終熄せしむるを目的とし、私當事者の要求を送達するの義務と及び草案が他方當事者に認知したる推斷を提出するの權利とを臣は廢止せり斯る訴訟上の複雑を無用とし且又之を維持せんか要求を送達すべき期間を設くるを要することを思料したるが故なり要求若し根據あらんか採用に至るべく、さもなければ棄却を見るべし、干

與を有用ならしむるに付き何等本質及び一身の利益を有せざる他方私當事者の干與する必要無し
同様に上告權を臣は削除せり、牴觸一度終熄せば最高法院の干與無用たるが故なり

三五——第五三條草案は牴觸の申告に付き牴觸の生ぜしめたる處分に對する上訴方法は不受理たるべきことを規定せり

第五三條に於て此規定を臣は削除せり、専ら管轄のみに關する處分に對する上訴方法は之を認容せざるの理由に因り亦過剰なるを以てなり

三六——第五四條「牴觸の解決」の審査中議會の委員會は「無効は例外にして有効は原則なるが故に大審院は如何なる行爲が有效を保持するかに非ずして如何なる行爲が之を保持せざるかを斷定すべきことを注意せり

されど此提案を正當とする所以の理由臣には正確と惟はれず、若し一裁判所の管轄違を認めんか其論理上の歸結は其遂行したる行爲の有効に非ざることにして又其歸結は然る設例に於て大審院の場合毎に定むる例外を除く外は原則として置かることを要す又其他に在りては既に指摘せし如く法律第三五條之を斷定す

管轄に付ての院の判決は既判事項の力を有す但判決に續く新なる事實又は情狀管轄を變更するに

至るときは此限に在らず、是草案の規定する所なれど臣は此規定の包含する留保の専ら事物の管轄の變更のみに關することを明確にせんと欲せり、事實此制限は第四三條より推論することを得、該條は土地管轄を取扱ひ、事物管轄に關する第七條と異り嗣後之を變更し得る新資料に關し何等の例外を設けず然れども之に就て一切の疑義の可能を避くるを機宜とす、土地管轄の限界は事物管轄の限界の反對として實質の理由より來らず、土地管轄の規範の不遵守は公益に對しても私益に對しても何等根本の保障を侵害せず、性質上裁判所 *judice naturale* と土地上管轄裁判所とを混淆するは不正確なり、事物管轄の原則の不遵守と異なる所なり、前者土地管轄は専ら廣き領域を有する諸國家の實地の必要並に證據の大なる容易、裁判の好模範、費用の節約其他の理由に照應す、斯くて罪が大審院の其判決を言渡すとき認めて遂行せりと爲したる所と異なる地に於て犯されたることの結論の故のみに因り最高法院の斷定に既判事項の絶對力を拒むの勞には値せず

三七——第五五條「訴訟手續の移轉の序次に於て議會の委員會は豫審に關することに付き、正當なる懸念と云ふは環境に關係して裁判所に關係せざるが故に豫審の自由不充分の正當なる懸念」の文例を用ひんことを勸告せり

若し然もあらんか同じく公判に於ても正當なる懸念と云ふは環境に關係して裁判所に關係せざるべき故を以て其文例は豫審に制限すべからずと思惟せられき

然れども移轉の原因としての正當なる懸念と云ふ觀念は從前の法典に依り決して便宜の直覺的理
由に基きて與へられたるものに非ずして斯る標準の維持せられたるは頗る異同の存り得る所且細分
したる指示を供給せざる所の原因を評定するに關するを以てなり加之此事項に於ける類別は便宜に
非ずと雖も判例は正當なる懸念と云ふ場合に關し常に正確に管轄裁判所を指定せり

三八——第六三條裁判官の回避に於て院譯者註大審院控訴院及び重罪法院又は地方裁判所の長は
忌避の原由又は回避するに付き便宜の重大なる道理あるときは己の自發を以て回避すべき旨を臣は
規定せり一裁判官に關するときは長の斷定するは論理的なれども反之裁判官僚の頭首たる長の回避を
斷定する爲上級裁判官を招致するは無用の複雑たるべし加之回避は内部の秩序の關係なり且夫れと
しては特殊の手續及び保障を必要とせず

次に忌避の原由とは異るとするも回避を勸むる便宜の重大なる道理を申立つることを草案は裁判
官の權能と認めたるを臣は義務に變改せり始終裁判官の無懸念且其爲信認を大ならしむるを目的と
する此變更は辯明の要無しと臣には思惟せられき

三九——終に第六八條忌避斷定の管轄の文例を臣は改良し而して書類を他の裁判所に移送するこ
とを要するときは檢事局を經由することなくして直接に移送を行ふことを定め以て益々訴訟手續を

迅速と爲せり

次に重罪法院に關する限り忌避に付ての原則は今日迄有效なる制度に類似し之を該法院の關する
規定に置くならんことを追懷す

第三章

當事者に就て

四〇——第七三條檢事局の非忌避可能性と回避は檢事局に當事者の資格を附與したるを論據とし
之を過剰と認めて削除すべしとの意見を議會の委員會は表明せり
されど過剰は止だ檢事局の非忌避可能性のみに關することを得べきも回避には同じからず回避は
之を考察するの明白なる理由存す若し斯く(原案の如く)あらざれば(回避を)認容すること能はざるべし
然らざれば少くとも除去するを可とする疑義と問題とを生ずべし

檢事局の代表を忌避することの禁止の問題は法律の明白なる宣告の存在すべき理由を一九一三年
の刑事訴訟法典の反對の原則譯者註忌避を許せる原則の中に見出すなり新法が前の法律の付與した
る權能を廢止するときは第一に斯る權能は最早認められざることを明白に宣言するを機宜とす斯る

権能の新法と相容れざることは必ずしも一切の疑義と一切の問題とを絶対の方法に阻却するほどまで確實且明瞭に歸結するものに非ず、今や検事局は他所に於て説明せし如く、當事者とは云へ回避するの権能を有すと云ふ特種 *Sui generis* の當事者たるなり、若し回避私當事者の概念とは明に相容れざる制度を認容せば前述の理由に因り反對に忌避の許可せられざることを明白に宣言するを適當とす。

四一、——第七四條検事局又は治安判事よりの公訴實行及び記録作成の権能を指定す

検事局の職務の構成に據り控訴院側検事長は地方裁判所検事の總ての行爲を履行する権能を有するが故に草案が單に地方裁判所検事とのみ指示すべけん個所にても審査中の條文に於て一切の疑義を除去する爲に檢事局と云ふ一般の語法を使用せり。

記録作成の権能に付き議會の委員會は此制度を保存するの機宜を再調査するやうに臣を勧誘せり。されど前の報告書中に表示せし理由討議を経て尙一層明瞭と爲り且其故に一層合理にして公訴の性質に一層合致し又冤者に一層の保障たる所採の主義を維持すべきことを支持せり。

從屬の用途に依り該委員會は少くも告訴の場合に在りては命令の方法を以て行使する記録作成の権能を檢事局に非ずして裁判官に與へんことを提案せり。

されど此例外は主義に據りては辯疏せられざるべし、告訴は公訴の權利に非ず又其爲檢事局の起訴の権能を奪はざるの故を以てなり、告訴は止だ訴訟を手續する障害を除去するのみにして此障害除去

せられしとするも檢事局公訴を提起すると否とは自由なり、更に此場合に於ける裁判官の干與は何等の一層大なる保障を表象せず何となれば檢事局は常に司法官なるのみならず亦其精神習性に依り一層記録を手續するに傾向するが故なり。

之に反し記録作成を命じたる地方裁判所検事及び治安判事は之を代りて公訴を提起するの處置を採ることを得る検事長及び地方裁判所検事の場合を分ち報道すべき旨を臣は規定せり、是實際に眞正且有效なる保障を有するものとす。

記録作成は檢事局が正式の豫審又は公判の召喚斷定の請求を以て裁判官に公訴を擔當せしむるに至るまで到來することを得此時期に至るまで檢事局は公訴の絶対支配を保存し又之が爲勾留勾引又は出頭の命令狀の發給をも含み略式豫審の行爲を履行したる後と雖も歸責の無根據を認むるときは裁判上保障の干與を請求せざる権能を保持することの合理なる所以なり、此等の行爲の履行に拘らず裁判官は仍ほ未だ公訴を擔當したるに非ず又之が爲不起訴を宣告する爲の裁判官の干與を必要とせざるなり。

四二、——第七七條檢事局の強制權に關する文例を裁判官の類似の權限に關する第一四六條の引用を以て臣は改良せり。

治安判事に付き細密なる記載を維持することを要すと臣は思惟せず治安判事は檢事局の職務を施

行すると共に亦裁判官なり斯の如くにして常に裁判官に固有なる強制権を有す

四三——第七八條如何に且何時被告人の資格を採用するかを定む

草案に因れば被告人は之に對し公訴を施行する者なり而して公訴は罪を犯せりと思料する者に對し施行すとある其草案の記述を維持することは過剰と臣には思料せらる右は直覺的にして且他の一方に於て全く漠然たる宣明に係り又不安定の可能に非ざる訴訟手續より進行せらるる状態の訴訟の時機に關するが故に之を説明するは何等の利益を齎らさず
之に反して肝要なるは疑問の生じ得る場合に何人を被告人と看做すことを要するかを定むるにあり而して夫れが爲實質上維持し且頗る賞揚せられし第七八條の規定を臣は處置せり
されど議會の委員會は被告人の資格を歸着する最初の行爲の何であるかを一層正確にせんことを欲せり然れども此效力を生ずる一切の行爲を目次とすることは不可能なり囑託狀及び命令狀、訊問を伴ふ自發出頭、正式豫審の請求、若干の條件に據る搜索及び押收等、故に或者に罪の責任を明示又は暗示して歸屬することを概括に指示するを以て足れりとす此概念を尙一層明白ならしむる爲臣は訴訟手續の某種の行爲之に依り罪を歸せられたると云ふ語法を採用せり次に之に關し疑問の理由となるべき訴訟手續の行爲は同條第二項之を指示す

次に警告すべきは法律が其被告人に辯護人の立會、専門商議員の選任、牴觸の申告、正當の懸念に因る

移轉の申請等特定の權利を認むるときは專に非ずと雖も主に被告人と云ふ概念が實地の重要を有し又此設例に於て第七八條が正當なる一切の可能的利益を保障する程の寛容を以て處置するとは是なり

四四——第七九條に於て被告人の資格の持續に關する所に付き草案に於て處刑又は無罪放免の記載の前に在りし「確定」と云ふ語を臣は削除せり其故は法典の主義に於て公判中言渡したる判決に付き述ぶるときは明示の方法に依り別異に定めざる限りそは確定と成れる判決に關するものなると又表現の理由存らざる疑問の可能を避くる爲確定の屬性を明白に宣示する必要存らざるとを以てなり
被告人の資格を終熄せしむる無罪放免の豫審の判決は専ら上訴せざりしに因り又は申立てたる上訴が不受理を宣告せられ又は棄却せられたるに因り最早上訴を准さざる判決のみに係ることを詳記する必要は類似の理由に因り臣は之を思料せざりき

四五——第九〇條草案は一事不再理 *Ne bis in idem* の原則を適用するに當り被告人が同一所爲を以て法律の多數の規定を侵害し且罪及び刑の競合の規範に従ふことを要するときは再理の障害を値せざる旨を規定せり斯る場合に在りて該草案に従へば若し既判事項が適用可能な法律の規定全部を考慮せず且無罪放免の判決に關し其判決所爲の存在又は被告人の加入を排斥せざるときは裁判すべく殘留する罪名に依り更に手續することを要するものとす

此規定は種々の罪が單一の所爲に由來するときは單一の訴訟手續を以て總てを歸責し且裁判するに至るを機宜とする故を以て議會の委員會に公平に非ずと見惟せられき

此概念に同意し臣は前記に付ての規定を削除し以て其餘を實質上其儘第九〇條に残存せり

四六——(第九一條草案は民事當事者組成權に關する規定に於て一九一三年の法典第五三條の所定に類似し此權利を行使する爲には告發者又は告訴者たるを必要とせざる旨を明白に規定せり

然れども此警告は過剰なり其故は法典の如何なる規範と雖も民事當事者を組成する爲告發又は告訴を提起することを必要となすかの疑問を容さず反對に法律の主義全體より刑事訴訟に於ける民事訴權の行使が告發及び告訴とは全く獨立たることを明白に表現す

それが爲之に就て何等の研究を爲さざりしと雖も無用の警告を削除せり

某々等は組合(Shinaike)に依り民事當事者を組成する權利を明白に認めんことを希望せり此提案に付き注意すべきものあり總代は公法の法人にして直接に罪に由來する返還又は損害賠償の訴權に屬するときは刑事訴訟に於て民事當事者を組成することを得而して特別法(農業工業の組合(Con-
federation)等の法人の如く他の利害關係の保護の爲に亦民事當事者を組成することを其組合に認容することを得其保護に對し原則としては檢事局の活動を以て充分なりとす然れども正しく其特性と其不定とに因り此事項は之を刑事訴訟法典に依りて規定することを得ず

四七——第九二條民事當事者組成の效力の中へ民事當事者が其組成の效力を終熄せしむる能はざるかの疑を除く爲組成の取消に關する第一〇一條及び第一〇二條を引用することを議會の委員會は提案せり

されど二個の規定譯者註前記二個條明白に組成の取消を豫見し又其他第一〇三條も之に劣らず明白に其取消の效力を決定する以上斯る疑の生ずることなきは明瞭なりと思惟せらる

第九二條の規定は民事當事者第一審に於て正則に組成せらるれば訴訟の變遷如何を分たず新なる組成の要あらざることを規定する目的を有す

審査中の條文が一度到達したる民事當事者の組成は訴訟手續の總ての程度及び審級に於て其效力を有する旨を規定するが故に確定草案の附加したる所即ち其組成は無罪放免の判決に對し被告人より提起したる上訴の結果發展したる裁判に於ても亦價值を有すとのことは過剰なりと思料せり又其故に臣は之を削除せり

四八——(第九三條)夫れを過ぐれば民事當事者の組成最早可能に非ざる期間を示す訴訟の時期に關し確定草案は其組成は第一回の爲定めたる辯論開行手續を終了するに至るまで之を爲すことを得と規定せり此語法は若干の不安を生ぜしむることを得又其故に之を以て言現はさんと欲する概念を一

層明瞭ならしむる爲其措辭を辯論開行手續の第一回を終了するに至るまで」と代換せり、此様に依り其相關する期間一層精確と成るなり其故は前述の手續を終了するに先ち民事當事者を組成せざる者は辯論不定の時期に延期せられ全く新 *ex novo* に再行せらるべきときと雖も最早之を組成すること能はざるを以てなり

議會の委員會は民事當事者組成權に期間を付することを調書に登録すべき形式上の行爲を詳述することを勸告せり

然れども委員會の希望する詳述は辯論開始手續の第一回を終了するに至るまで」の語の與ふる所なり其形式は第四三〇條に指示せられありて其履行は調書より起生することを要す

四九——第九六條議會の委員會は信任辯護人を有する民事當事者に無償救助の特典の廢止を定むる規定の議事に於て若干の疑義を起せり、當事者が印紙の費用其他を支拂ふ能はざる境遇に在り得る者ながら無償にても亦其辯護人に立會はることを得るが故なり、之に就て立法上の紀律に基き此事項に於て信認辯護の無償の推定を取る能はざることを注意するの要存り、却て反對の推定を生ず、而して若し民事當事者辯護人に報酬する方法を有せば其履行する所又は其申請に依り行はるる所の行爲の巨大ならざる費用を支拂ふに付き亦之を見出すことを得べし、可能の範圍内に於て之を阻止するに適せざる爲無償救助法に付ての詐僞餘りに頻繁なり、加之信用貸

付に附註せる費用の回收は極めて稀に行はる

五〇——第一〇四條の中に「反對に一九一三年の法典の模倣に依て草案の爲せし如き民事當事者の提出したる證據方法は其者が何等かの原因に因り之を有利に使用する能はず又は欲せざりしときと雖も檢事局は之を利用することを得る旨を宣告するは無用と思料せり

單に檢事局のみならず仍ほ他方當事者と雖も其組成を取消したる所の又は其他に有用に利用せざりし所の民事當事者の提出したる證據方法を、勿論其方法の正則に成立せしとき利用するを得ることは疑を生ずることを得ず、他の一方に於て裁判官は前述の證據を縦し正則に成立せざりしとするも又は當事者之を利用するを思はざりしとするも其獨斷權に利用することを得

五一——第一〇五條無能力者の利益に檢事局より私訴權の行使の文例を臣は一層簡單且正確と爲し以て無能力は未成年又は精神病に係ることを要する旨を定めたり、今日迄有效なる法典の斟酌したる身體の疾病は斟酌せらるるの理由存在せず精神病に非ざる患者は檢事局の参加の必要無くして自己の利益を保護する處置を爲すことを得るが故なり

尙反對の意思表示の場合を豫見するを無用と思料せり其意思是法律上の效力を有せず且法定代理人を有せずと假定したる本人に關するを以てなり、若し代理人未決中に選任せらるるか若くは本人成

年に達するときは民法の原則に従ふ

五二——(第一〇七條) 検事局は専ら精神病又は未成年に因り自己の権利を利用する能力無く且代理人を有せざる者の利益に私訴権を行使するときのみ民事擔當人の召喚を請求することを得此場合に於て召喚は之を被告人に送達することを要す

草案は無能力者に亦此召喚(狀)を送達すべきことを規定せり然れども斯る規定を無用且邪魔と臣は思料せり代理人無き没理漢又は未成年者への送達は何等利する所存を得ず前に指摘せし如く斯る狀況に在る者が検事局に反對の意思を有効に表示することを得るは排斥すべきが故なり

五三——(第一一一條) 議會の委員會は民事當事者の申請に基く民事擔當人召喚の無効を宣告するに至るときは辯論を延期する權能を裁判官に與へんことを提案せり
提案の採用は刑事に非ざる利益より斷定し刑事訴訟手續の遲滯を招くべく認容すべきに非ざるものなり加之審査中の個條は民事擔當人に對する民事當事者の民事裁判官の前に於ける訴權の救済を爲せり

五四——(第一一五條) 民事擔當人の召喚又は参加は若し民事當事者組成の取消あるときは縱し暗示にても論理たる如く其效力を有せず
草案は検事局よりの私訴權行使の場合に於て若し無能力者が合法に反對の意思を表示したるときは民事擔當人の召喚又は参加は同様に無効力と成ることを附加せり
規定の此部分は削除せられたり何となれば其爲通常の方法に依り代理せられざる精神病者又は未成年者は検事局より代理せられ専ら之にのみ無能力者の意思を合法に表示する權限の屬すること五一項及び五二項に臣の表示せし如くなるを以てなり

五五——(第一一六條) 任意に参加したる民事擔當人は民事當事者の申請に因り亦刑事訴訟外に除外せらるることを得
議會の委員會は此場合に在りては第一二一條に規定する如く民事當事者の最早同一の事實に基き同一の者に對し民事訴權を行使する能はざる旨を附加することを提案せり
されど正しく第一二一條の中に明白に宣示するが故に之を審査中の個條に反覆するを過剰と認定せり同款内の他に包含する第一二一條を其中に引用すべき場合に非ず

五六——(第一二二條) 刑典の草案審査中議會委員會の反對に遭遇したる民事科料義務者の制度は改めて委員會の考察を開始するに至り該委員會所述の制度の刑典より除外せらるべきに非ずとせ

ば即ち其民事義務者の刑事訴訟法典中への参加を認容するは機宜に非ざるべし其参加たるや一の保證人に關するを以て存在の理由屢々存らざるものなりとの見解を表示せり
然れども被告人の處刑が其處罰を將來し又は將來し得るが故に常に民事科料義務者は刑事訴訟に於て自己の理由を披露する正當なる利益を有す

此所は民事科料義務者が果して單純なる保證人なるや否やを争ふ所に非ず若し渠が斯くあること委員會の思考する如くならんか常にそは自己の意思に因るに非ず寧ろ法律の力に因るの引受なり其故に其負擔に保證義務を生ぜしめ得る原因の不存在を立證する訴訟上の手段を之に與ふるは正當なり之に因り渠は被告人の罰す可きに非ざること又は民事上の科料義務を採用するに付き法律の豫見する條件に在らざること立證するの覺悟を有す

加之若し民事科料義務者を事件審理の刑事訴訟に認容せざらんか次に正義の簡單なる要求に因り、可罰者の爲不正に科料の支拂を求められたりと其思料する毎に執行附帶訴訟を提起する權利を承認するを必要とすべし斯の如きは訴訟手續を二重とし無用進んで有害なれど臣の選擇したる方法を以て反對に之を避くるに至るものとす

更に多數の場合に於ては決定を以て手續し之に依り民事科料義務の責任を亦宣告すべく(第五〇六條)斯くて其科料義務者の刑事訴訟への出頭可能は複雑又は遅延を惹起すべき何等の不安を有せざること注意す

五七——(第一二三條)民事擔當人及び民事科料義務者に被告人の權利擴張に付き草案は此兩者にも亦被告人と共通なる上訴方法の屬する旨を明白に規定せり

然れども上訴の事項には特殊且明示の原則(一九四條)有效なるに因り右の擴張を述べざるを機宜と臣は思料せり

五八——(第一二四條)辯護人及び代理人に關する規定は其實質を惡化することなく一層調和したる系統を保つべく改組せられたり

豫審に於ける辯護人(第一二四條)に付き議會の委員會止だ。一の語を他の固有の。一に更換し以て各當事者に付き一辯護人より多く存り得ざる旨を明白にすべきことを臣に勸告せり

然れども臣には思惟せらるる臣の採用したる文例は委員會の詳述せんと欲する觀念を一層好く言現はし且民事當事者、民事上科料義務者及び民事擔當人は各。自。止だ。一。辯護人に立會はしむることを得と云ふ以上何等の疑義を生ずること能はずと

五九——(第一二五條)議會の委員會は公判に於ける辯護人の立會の必要に付き設けたる刑(第一二五條)三千リールを超ゆる科料又は一月を超ゆる拘留の限界を科料一千リール及び拘留十五日に低減せ

んことを欲したるべし

されど所採の限界を正當とする二個の要件を考慮することを要す、即ち貨幣の價格の減少と前法典に比照し新法典の科する刑の増大と

加之辯護人の立會の禁止に非ず寧ろ單に其立會を必要とする原則の例外に關することを注意すべきなり、毫も被告人が一信任辯護人に立會はるること又は其選任を正當と做すとき職權を以てする辯護人の選任を獲ることを禁ぜざるものとす

六〇、——第一二八條「自己の任務を缺く信任辯護人の交代」を豫見する規定に於て議會の委員會は辯護の任務に關すべきことを詳述するやう臣を勧誘せり

されどそは暗示のものなり、他の如何なる任務違反が審査中の規定に入り得るかは思考可能に非ず、該委員會は更に辯護士所屬の王國秩序委員會(Commissione Reale dell'Ordine) 辯護士會の類に處分の通告せらるることを欲せり

さはなくとも業務機關は懲戒權を行使せらるべき業務者の素行の通告を獲る他の方法を有し又夫れが爲其權能は之を有すと雖も通告の任務を司法官に課するは無用なり

六一、——第一三〇條議會の委員會は被告人の辯護の拋棄に對し科すべき職業停止の期間(三月乃至

一年)を減少することを勧告せり

然れども臣は考察せり、若し此重大なる規律に對し有效なる制裁を設けんと欲せば處罰の有效に感得せらるる方法に依り處分するを可とすと、三月を降る停止は或は効果を濟るの方法を與へ或は別様に法の企圖する豫防及び懲罰の目的を達するに不十分なり、加之又制裁の短期(三月)は違反の著しく重きに拘らず一九二六年三月二六日第四五三號の設くる絶對期間(二月)より僅に上なるなり

該委員會は處罰辯護人の上告は處分の執行を停止する旨の明言せられんことを欲せり、然れども第一二〇五條の一般規則に據り過剩たるべし

六二、——第一三六條刑事訴訟手續の行爲に於て臣は潛伏したる被告人の特別代訴人を介して行動するの禁止を制限せり、此禁止たるや草案に編纂せられたる十分に一般性的の方法に依り種々なる性質の行爲を包含せしめ得べきものとす

第四章

訴訟行爲に就て

六三、——第一四〇條議會の委員會は書類の完了したる場所を日附と共にせざる限に於て第一四〇

條の措辭を改良せんことを勸告せり

然れども此考察は管に「附」と云ふ語の常用の意味のみに非ず尙其言語學上の由來例 *datum Romae*, *indications etc.* 日附羅馬十五年小紀等に反す譯者註ラテン語 *datum* は日時と場所とを含むこと報告者の言の如くなるが故に古意にては時。所。と譯すべきなり正文は實際最古の用例に由來し又常に時の指示の外證據物の最初又は終末に其作成又は發給に至れる場所の指示を置くに注意す、

六四——第一四一條無記名文書に限り議會の委員會或は何等の方法に依りても之を斟酌せざらんか或は別様に之を訴訟に引證せんことを提案せり

第一四一條其罪體を構成するか若くは別様に被告人に由來するものを除く外訴訟上何等の使用することを得ざる旨を正確に規定す

委員會は(所論の)主要の點に於て何等の方法に依りても無記名文書を斟酌せざることを提案し以て其罪體を構成するか又は別様に被告人に由來する場合其信用を供給するものとは頗る異なる目的に利用するの必要極めて明白なる場合に於ても亦之を引照することを欲せざるものと臣は思料せり
他の無記名文書の議事に於て審査中の規定は論理の通り斯る文書の訴訟上の使用を禁止すること
に制限し以て正しく委員會の希望せる意味に規定す

司法官憲の職務の執行には至上の公の信頼と至上の威嚴とを博する爲必要な特殊の崇高と明快

なる眞摯とを保障することを要す之が爲斯く(不純にてありながらも罪の發見の爲に屢々必要なる不純の資料を利用すること及び保安官憲の行爲缺く可らず且有益至極とは云へ其制度に因り司法職務に固有なる保障には圍繞せらるる能はざる行爲を禁せざることは合法には非ず

斯くて如何に司法官憲が右に除外したる所と異なる無記名文書を其職務の目的に使用するを得ざること且禁ずることが名を祕して保てる信任者の通告を收受する能はざる第三四九條末項と同様なるかは好く諒解せらる

然れども既に臣の報告書中に警告せし如く若し無記名文書が眞實の確認に有用と見ゆる(且屢々貴重なものたるを得る情報を提供するとき他を問はず司法官憲に之を排斥することを強制するは有害たるべし)司法官憲之を使用する能はざるべきも警察官憲が其信する所の使用を當該官憲に之を移送するを得べし

此點に於ては第一四一條に宣示する主義と何等の矛盾を認むるを得ず無記名文書の警察官憲への移送は司法官憲よりの文書の使用とも亦訴訟上の使用とも成らざるが故なり又警察の未必の穿鑿は司法官憲の活動とは全然獨立なるが故なり所謂方向の錯誤に關係す而して警察に無記名文書を收受及び使用するを禁ずること能はざると同様に國家の他の官憲に管轄に因り警察官憲に無記名ものを移送するを禁ずること能はざるものとす

要之第一四一條は司法官憲が該條に除外する所と異なる無記名文書に付き精査すること手續すること

と其心證を建設すること能はざるの概念を言明することを意圖す、若し直接に收受し又は司法官憲も含む他の官憲の移送したる無記名文書を基礎として決意したる警察の精査が證據の正當なる資料を發見且蒐集するに至らんか司法官憲其資料を利用し無記名文書に至りては警察の記録所に殘留す

六五——第一四二條宣誓に付ては、辯論中證人の取調に付き發表すべく臣の留保する理由看一四四項に因り宣誓は之を爲すべき者の概要親族關係等の宣示に先ちて之を爲すことを要すべし

六六——草案の第一四二條訴訟上の詐害に對する制裁を臣は削除せり、訴訟上の詐害を懲罰するは刑法典の規定にて充分なりと思料せしを以てなり

六七——第一五一條確定草案は評定室に於て發したる裁判官の處分の書記課に寄託に到達したるものの告知を總ての場合に検事局に通知し且私當事者に送達することを要する旨を規定せり
されど此義務は止だ上訴を提起することを得る處分の關係に於て然るべき理由ありと臣は看做せり又それが爲臣は第一五一條の末項に其條件を設けたり、上訴を准さざる處分に關するときは利害關係當事者は當然訴訟手續に従ふことを要し自ら書記課に赴きて情報と謄本とを取得することを得べし

検事局に通知を到達せしむる方法は第一六七條に指示せらる而して處分は之を上訴權の屬する検事局の事務所へ通知すべく又必ずしも處分を發したる裁判所側検事局の事務所へ非ざるは理の當然なり、故に例へば検事長の請求に基き豫審裁判官判決を言渡したるときは判決は之を地方裁判所検事に非ずして検事長に通知することを要す

六八——第一六三條書類の再制定に付き草案は執行裁判官の管轄と規定せり
此指定は除去するを機宜と思惟せられき再制定の必要は進行中の訴訟手續にも發現することを得て此場合には當然たる如く管轄は手續する裁判官に屬するが故なり

六九——第一六四條特定書類の公表禁止の中に於て、合議の討議に附與したる各個の投票の指示と共に裁判官又は陪席員の名を公表することを禁じたる草案の其規定を臣は削除せり、所爲が合法なるが故に非ず却て罪として刑法典第六八五條の豫見するが故なり

七〇——第一六七條法典第一六六條に於て確定草案は抄本に依る送達は原則として有効に非ず但同様に其目的を達したるときは無効を生ぜざる旨を規定せり
此效力の恢復は Sanatoria は第一八七條の一般原則の各別適用たるに外ならざる所なるが議會の委

員會の意見に因り抄本に依る送達が書類の根本の要件を含有するときは無効を排斥する旨の規定と交換せらるべきものなりき

然れども送達無き當事者に於ては抄本が書類の根本の極致を包含することを得或はせざることを得爲に個々の場合に確に涌出すべき確定の要件が果して書類の根本の要件なるや否やを定むる問題の關を開くに適せず他の一面に於て書類の抄本が根本の要件を包含すべきことを疑ふ可らざるものあり、さもなくば單純なる告知立證又は證明書に關すべきが故なり、若し抄本前述の根本要件を包含せざらんか送達其目的を達せず且其爲無効を存すべし

故に臣の採擇したる文例は委員會の提案したる所より一層適切にして且無効の一般の主義と完然に一致するものとす

反之、一層の正確の爲無効の制裁を第一七九條に移置すること及び無効の恢復に關する留保は第一八七條の規定充分に處分するが故に之を削除することを機宜と臣は思料せり

七一——第一六七條送達の様式に付き確定草案は裁判官の行爲又は處分の検事局への通知に付ては書記一を検事局に差置く爲又他を書類に同一する爲書類の謄本二を作成することを要求せり
反之書類に合一する爲の謄本の代りに原本に執行したる交付及び其行はれたる日附の註解を加ふることを一層簡單と臣は思料せり、原本は必然訴訟手續の記録に合一せらるるに至る

次に此個條の編纂は召喚又は参加したる民事擔當人及び民事科料義務者への送達の方法に關する限に付き臣より著しく之を改良せり

七二——第一六九條非拘禁被告人への最初の送達書類の謄本を被告人自身に交付すること可能に非ざるときは法律の示す場所の一に於て縱令一時にても之と同居する者、又其存らざるときは門番又は其代を爲す者へ交付する方法に依り之を執行す、草案は、又は受取を擔當したる隣人へと云ふを附加せり

確定草案審査中此提案に何等の考察行はれざりしと雖も夫れに拘らず受取を擔當したる單純なる隣人が供することを得る保障は餘りに狭少なりと臣は看做しき、被告人と同居する者は之と送達せられたる書類が名宛に達するならんとの信頼を與ふる如き關係に在りと推測せらるると雖も、又門番は之に附着する役務に據り且新治安法が此等の者に關し要求する保證に據り同様の信頼存るべしと雖も、隣人と云ふは被告人との關係の知れざる且適法に負擔を履行すと推測すべき其約束の存せざる一切の要件を缺く關係にある或る個人たるなり

故を以て送達すべき謄本を單純なる隣人に交付する權能を臣は削除せり

七三——第一七〇條の規範に於て被告人發見不能の條件は若し司法官裁判官及び検事局が新なる

搜索を處分することを要すと思料せざる時は裁判所附屬吏の報告を以て確認せらるるものとす
 議會の委員會は新なる搜索を處分する場合に非ざるときとの挿句を「戶籍の搜索成效空しく且一件
 書類より被送達者の住所又は居所を確認する他の方法を果成せず及び新なる搜索を處分する場合に
 非ざるとき」と云ふ語に換えんことを提案せり

提案を採用すべく臣には思はれざりき、司法官の慎重なる擅斷に信賴するを以て足れりとし之に個
 々の指示を與ふるを機宜と思料せざるが故なり、明に定まりたる居所無き被告人に關するときは何所に
 如何なる搜索を行ふかを知るべからざる場合の如きは戶籍の搜索不可能又は無用たり得べし、若し一
 件書類より被告人の住所又は居所を確認する方法生ずるときは送達を命ずる官憲の之を斟酌するこ
 とは餘りに自然なるが故に法律に之を明言するは過剰なり
 法典の是認したる文例を以てせば豫見を單一なる特定の設例に限ることなく司法官の新なる搜索
 を機宜と思料する一切の場合豫見せらる

七四——第一七三條潛伏者逃走者たり又は正當の支障無く訊問に出頭せざる被告人への送達は司
 法官の書記課又は祕書課に寄託する方法に依り之を執行す

議會の委員會は此規定を潛伏者及び逃走者に制限すべき意見なりき、然れども何が故に出頭の囑託
 又は命令に服従するを拒む者又は同行の囑託又は命令を脱逃する者に有利なる規定を設くることを

要するかを臣は理會せざりき、渠等は亦最確實なる事實を以て且方法に依り正義の要求に従ふを欲せ
 ざること及び自己の辯明を與ふるを欲せざること表現す、夫れが爲其關する效力に付き之を潛伏者及
 び逃走者と同視するの正當たるを證す

七五——第一七九條「送達の無効」に關する所に付き、送達が等しく其目的を達したることを證明する
 に因る無効の快復を宣言し及び全部又は一部不規則の原因を與へたる者より無効を對抗する能はざ
 ることを宣言したる規定を臣は削除せり
 一般の價値を有し且其結果送達の關係にも適用せらるる第一八七條に規定したる所にて實際充分
 なり

第一七九條に加へたる附記に付ては七〇項に臣其理由を施せり

七六——第一八二條の中に草案の爲せし如く拘禁者は入監者が期間の短縮の爲營造物の管理者の
 前に其宣明を爲す權能を表示するは無用と思料せり
 第八〇條の規定は明白に除外せざる總ての場合に而して現在相關する所に亦適用せらる

七七——第一八五條「一般全部手續の無効」の中に裁判官の任命及び其他の資格の條件及び裁判合議

團を構成するに必要な裁判官の員數に關する規定の不遵守を豫見す
議會の委員會は此部分に付き今日迄有效なる法典の主義に立戻り此無効を絶對且快復不可能と認
むることを提案せり

採用せられたる主義を選択することに臣を導きし理由は前の報告書の中に説明せり而して其理由
に對し何等新しき論議提出せられざりしが故に之を反覆することを要せずと史料す
更に該委員會は其意見に依れば「能力」と云ふ語は裁判官の理智の能力に關するが故に「裁判の能力」と
云ふ文句を他の一層適當なるものに更換することを臣に勧誘せり

されど「能力」の辭は法律上の正確なる意義を有す其辭は此場合に於て裁判官が裁判權を正當に行使
することを得る所以の條件に關係せざるを得ざるに非ずと雖も更に尙法律は裁判官の任命及び其他
の能力の條件と云ふ語法を用ひ以て任命と同種類の能力の條件に關することを復一層明瞭と爲せり
七八——第一八八條送達の不規則の快復が辯論に於ける被告人の辯護權を妨ぐ可き場合に在りて
は辯論の延期又は停止を任意とは反對に義務と爲さんとの議會の委員會の勧誘に臣は服従せり
然れども此義務たるや前示の妨害を免るるや否やを定むる擅斷評價の上に常に且必ず立脚するこ
とを注意すべきものとす

七九——第一八九條は一の行爲の無効を宣告するに當り裁判官は無効 *in iure* が若し無効とする
行爲と牽連する以前又は同時の特定の行爲に相通するかを定むる旨を定む

此文例を委員會次の如く更換せんことを提案せり曰く裁判官は他の行爲が牽連の爲効力無し *in iure*
nun effecto と宣告せらるべきかを定む

されど一の訴訟行爲を効力無しと宣告するは之を無効と宣告するに等しきに據り又若し然る無効
を牽連に因り定めんか必ず二又はより多數の行爲の間に無効の相通を定むる連絡存在するに據り無
効と異り効力無しと述ぶるのみにては委員會の文例が法典の文例より用語上少なく正確たるの外何
等の相異存るを見ず

委員會の内部に於て無効が如何にして以前の行爲に相通し得るかを理會せられずと注意せられき
然れども判決の無効は恐く之に先だつ總ての行爲を無効とするに非ざるか？法典の中に恐く送達の
無効は召喚の決定を無効とする第四一二條の供する特例存せざるか？此等は個々に豫見せられずと
するも亦一の行爲の無効が同じく他の以前の牽連行爲の無効を生ずる場合存り得るを理會し得るに
充分なりとす

第一八九條第二項の編纂を臣は改良し以て一の行爲の無効を宣告するに當り裁判官は職權を以て
して無効が若しや以前の特定の行爲に相通するかを定むと定めり是即ち檢事局又は利害關係私當
事者の請求に依り尙處分することを得るの記載を無用と爲す語法なり

八〇——第一九二條に於て議會の委員會の希望を納れ、一九一三年の法典第一二八條のに似たる文例上訴は被告人に立會ひ又は之を代理したる代言人又は代訴人之を提起することを得と臣は規定せり、之に異り草案は其代言人又は代訴人が上訴すべき處分を以て終局したる訴訟手續中被告人と約定したることを必要とせり

八一——第一九三條議會の委員會は二上訴提起競合の場合に於て取分け上訴が理由の内容に關するとき被告人の上訴を以て辯護人の上訴に優れりと爲す機宜に付き疑問を表明し而して衝突の場合に在りては裁判官何れの上訴を選ぶかを断定し得る所以の文例の採用せられんことを勧誘せり

然れども上訴權の名義人は被告人たるに據り又理由は上訴の提起を以て渠より披露し得るに據り優れる上訴が被告人の上訴たること理の當然なり、此結論は辯護人が此活動中被告人の代理人と看做さるると訴訟上の代換人と思料せらるるとを分たず同價値なり、代理又は代換 *Substitutione* は止た有能力的權利名義人自身行動する活動を缺くときのみ法律の斟酌を有し得るが故に双方の場合に於て事實有能力的被告人の直接に履行したる行爲優るべし

衡平も亦異なる結論を支ふることを得ず、何となれば被告人の利益の保護は其意思に反し之を防衛するに至るまで極端にするは適當ならざるが故なり、然もなくは法典の不斷に避くる所の病的法律感

情主義に陥落すべし、被告人は辯護人の立會を受く、上訴に關する活動に於ても立會を受くとは云へ渠は法律の許容する如く單獨に爲すことを得と推定し其行爲の結果を受くべし、衡平も亦法律の明白に有能力和宣言したる者が之に關する行爲を履行することを無能力と看做す能はず

八二——第一九八條上訴提起の申立に關し議會の委員會は被告人にも亦最も短き期間内に追認の特定の保障を以て電信に依り控訴を起すことを認容するを機宜と思料せり

然れどもそれは追認に付ては縦し最も短き期間たるにもせよ既に訴訟に遅緩を將來すべく、必要と思料するを得ざる所なり、特殊の理由、又其中に重なる他に避け難き檢事局の移動に關する困難と時の喪失との理由特に治安判事の處分を上訴するときは同檢事局に電信を利用する權能を與ふることを勧告せり、反之私當事者には其所在地の治安判事の書記の前へ又は外國に在る王國領事館員の前へ上訴の提起を爲し得る便宜を付與せられき、是電信を使用し提起を爲すことを許可する場合に非ざる所以なり、此便宜の止た送達することを要する處分に關するときはのみ存するは直實なり、されば其他の場合たる法廷に於て處分を言渡すときには之を即時且其場に爲すことを得るが故に私當事者の利益に於て上訴提起の爲特殊の便宜を設くべき何等の理由存らざるを注意すべきなり

八三——第一九九條治安判事及び地方裁判所の處分に對し夫々地方裁判所檢事及び檢事長の上訴

期間の起算に付き今日迄仍ほ有效なる法典に制せられ問題湧出せり

草案を査閲するに當り將來斯る議論の再發するを豫防せんことを思立ち、之に因り臣は第一九九條の文例を改正せり

今本條より明に表はるる所次の如し即ち

(一) 若し法廷に於て發したる處分に關するときは、(a) 處分を發したる裁判所側檢察局は言渡より三日の期間を守ることを要す、(b) 地方裁判所檢察事は言渡の日より二十日間に治安判事の處分を上訴することを得、(c) 檢察長は控訴院此場合には三日の期間有效のと異なる其管區の或裁判所の處分を三十日間に上訴することを得

(二) 若し評定室に於て發したる處分に關するときは、檢察局は總ての場合に於て第一五一條第三項に記載したる通知の日より三日の期間内に之を上訴することを得

此主義は完全に實地の要求に適應す事實、檢察局に二十日又は三十日の期間を讓與することを機宜とするは止た上訴すべき處分の即時の認識を有せざるのみならず、若し上訴權の屬する檢察局官吏の代表者法廷に立會ふときは、處分の即時情報を有するが故に別段に通知せらるるに至らず、第一五一條は處分の通知を豫見せずと雖も上訴者に認識事件 *Cognita causa* 上訴の理由 *Motivi* を表現し得る方法を授くる爲寄託に到來したるものの告知の通知を豫見す、されば上訴提起の期間は前述の設例にては寄託に到達したるものの通知の日より起算せしむる場合に非ず、反對に此時期の起算が評定

室に於て發したる處分に關し、檢察局の面前に於て判決主文を朗讀するに至らざるとききたるは好く了解せらる

八四——第二〇一條「上訴の理由」の議事に於て何より先に上訴の理由に關し而して其中立に關せざるが故に第二〇一條の中に第一五一條を臣は引用し、第一九九條に於けると反對として、又第五〇〇條は然らざるを告知するを適當とす。缺席判決に對し之を上訴する期間は送達の日より起算す

議會の委員會は追加の理由は書類の控訴院又は大審院に到着したる後書記の方面より辯護人への上級官憲に書類を移送せる通報と均一期間内に之を提出し得る旨を規定せんことを提案せり

然れども委員會の提案を援護する理由は臣の意見に依れば止た上告の理由に付てのみ之を利用することを得控訴に關するときは第一審に於て被告人に立會ひたる辯護人と第二裁判に於て之に立會ふ辯護人とは屢々同一なり又其故に充分に訴訟を認識し理由を顯示する爲書類の院控訴に到着するを待つを必要とせず、控訴の理由を建言する爲にも亦破毀上告に付て述ぶるが如き詳細を必要と爲さず

委員會の提案を全部採用する能はずと雖も然しながら臣に可能と思惟せらるる限承認すべき勸告に従ふことを研究せり、之が爲一般に上訴の理由を建言するに要する期間を十五日より二十日に至らしめ、又第五二九條に於て辯護人が大審院の書記課に於て訴訟の書類及び證據物を調査し得る期間内

に追加の理由を提出する権能を是認せり其期間は大きな便利の爲之を十日より十五日に擴大せり(第五三三條)

斯の得き方法に依り上訴の最も慎重なる取扱の要求は充分に保障せらるる更に大きな讓歩は刑事訴訟の迅速に輕からざる妨害を伴ひ怠慢を助成するに陥るべし

八五——第二〇二條に於て専ら民事利害關係のみに因る上訴を提起したる當事者に課する上訴送達の義務に關することに付き同時に斷定の刑事處分を上訴することなくと云ふ制限を臣は削除せり過剰にして且疑義の種と史料したるが故なり

實際に於て専ら民事利害關係のみに因る上訴と云ふときは既に其刑事效果に擴張せざることを豫斷せしむ他の一面に於て第二〇二條の原文例よりすれば送達の義務を免るる爲當事者が専ら民事利害關係のみに因る上訴を提起することを許可せられたるときにも尙第一九五條の私當事者の有する如く其刑事處分に於ける斷定を上訴し得るかを疑ひ得たるべし是其可能を除去するを可とする錯誤なり

八六——第二〇五條處分を上訴するに付ての期間中及び上訴に付ての公判中は法律の別様に規定するを除く外執行を停止す

議會の委員會此規定の専ら處刑の判決のみに關するを明確にせんことを提案せり然れどもそは正確に非ず何となれば法律の例外とせざる一切の場合に對し有效なる一般の主義に關するを以てなり此最終の留保第二〇五條と第五七六條第三項との間の衝突の總ての場合を除去す

確定草案は確實なる條件に據り檢事局の上訴が治安判事の判決に非ざる豫審中に言渡されたる無罪放免の判決の執行を停止すべき旨を規定せり

此規定は該委員會に削除すべきものと思惟せられ且其提案には臣同様なりき實にも危険なる人物に關せんか無罪放免の其判決を以て機宜の保安處分を適用すべく又若し其處分適用せられず又は適用可能に非ざるとき且嫌疑の故に因り收監せられたる人物ならば警察官憲の通常の方法治安法第一五八條を以て處分し得べしと臣は看做せり

八七——法典の第二〇九條に相當する規定に於て草案は上訴不受理を宣告する該管裁判所 *et* *dice ad quem* の命令は第二審の裁判所より言渡せしときは上告を准す旨を規定せり

議會の委員會此條件の削除を提案し而して臣勸告に従へり何となれば若し其命令上告の裁判所より言渡されんか一切の疑義第五五二條に除去せられ上告を以て抗爭すること能はざるは好く了解せらるるが故なり

八八—〔第二二二條〕保安處分に付ての判決の上訴に關する第二二二條の文例を該處分が適用可能なるに拘らず適用せられざりしとき検事局にも亦常に同條に明言せらるる條件の下に於て上訴權を保障するの様式に改正せり

議會の委員會判決の上訴可能に非ざるとき利害關係人に専ら保安處分のみを對する第二審の裁判を許容せんことを提案せり此正當なる希望に左袒する爲審査中の條文の中に適當なる規定を挿入せり

八九—〔第二一三條〕上訴の裁判に於て刑事效力に因る費用の割當に付き草案は上訴の擴張效力の結果裁判に參加せられし共同被告人は上訴を提起したる被告人と連帶し費用に處罰せらるゝと規定せり規定を尙一層明瞭ならしむる目的に依り參加せられし語を他の參加したるに更換せり

九〇—第二一五條の「虚偽に付ての附帶訴訟提起權」に關する編纂を臣は變更し以て過剩たるべきものは之を除去し又略式豫審の場合に關する規範は之を第二一七條に移置せり

第二編

豫審に就て

第一章

通則

九一—〔第二二六條〕司法警察官は其役務の目的に因り通話を移送、中斷又は阻止し、其認識を取り又は其他の通知を得る爲、公衆用電話の事務所又は設備に接近することを得

議會の委員會は此權能を緊急の場合に制限せんと欲せしが斯の如き制限の理由を臣は認めざりき緊急とは關係無く罪又は犯人を發見する爲には司法警察官前述の權能を行使することを認容せらるるを適當と爲すを得るのみならず緊急に付ての判斷は常に其擅斷に委せらるべし爲に電話の秘密の害せらるるに至るを恐るるにも及ばず、何人も電話に秘密を託することなきは別とし司法警察官の秘密を保つ義務あることを眼中に置くべきが故なり

九二——(第二二七條)司法警察官其工作を終らば作成したる書類及び押收したる物件を直に地方裁判所検事又は治安判事に移送することを要す

議會の委員會は直に書類を移送すること能はざるときは地方裁判所検事又は治安判事に其告知を與ふべき旨を附加せんことを欲せり

然れども此附加は臣に正當とは思惟せられざりき何となれば第二二七條は司法警察官の工作の終れるを豫想す而も直に書類を移送すること能はざる所以を認めざるが故なり、司法官憲若し其書類を新なる精査の用意に必要なりと思料せば其謄本を保持することを得但移送を遅延すべきに非ず次に押收物件に付き同様の考察を價す若し其物件を司法事務所に搬致すること能はざるときは、正式豫審に付き定めたる所に準じ所在の個所に於て司法官憲の處置に委すべきのみ

九三——(第二三〇條)確定草案は司法警察の官吏及び吏員に秘密の義務を課する上に更に縦し刑事の取調を開始せざるときと雖も官憲の公式に告知したる所と異なる罪又は其本人に關する報道又は其他の情報を或る手段を以てする流布を何人にも禁止し而して制裁として刑法典確定草案第三三一條及び第六九九條を引用せり

然れども正しく此事項は刑法典より取極めらるるが故に前述の官吏及び吏員に對する義務に關する限を除く外は訴訟法典の取扱ふべからざるものと思料せり、因て關係規定を臣は削除せり

九四——第二三四條第二項より草案が、検事長の訴訟手續の取調を豫審部に移轉する權能を法律の豫見したる場合に制限して以て設けたる留保を臣は取除けり

實際検事長の不起訴の權能に關しては之が行使に付き法律の特別の許容は必要に非ず

九五——第二三七條現行犯の概念を與ふ、之に付き議會の委員會、永續罪 *Reato permanente* は常に之を現行犯と看做すことを得るや、との疑問を表示せり

然れども此疑問は正當に非ず、何となれば永續罪の所犯は其創始と共に反法狀態の持久を行爲全體に残留するを以てなり、普通に承認したる此法則は時効及び管轄に關して亦適用を見出し且現行犯の關係に於て適用すべからずと思料すべき何等の疑問を引起さず

九六——第二三八條罪の被疑者の檢束を豫見す、是即ち議會の委員會が不適當に刑事訴訟法典中に包含せらると思料したる制度なり

此規定に對し專擔委員の中に於ては何等の異論を生ぜざりしに拘らず委員總會に於ては何より先づ、檢束 *fermo* と云ふは伊太利語に非ず寧ろ治安法に容れられたる警察用語なり、と注意を喚起せ

り、然れども警察用語に關するの事實は伊太利語に非ざるを意味するものに非ず、其故は、止だ伊太利語に於てのみ運動を取押ふる (arrestare) ことを捕ふる || *fermare* と云ひ、反之佛蘭西語又其所謂言語の外來性に明瞭に關係し得べき唯一語に於て *fermare* (*fermer*) と云ふは全く他の譯者註閉づと云ふ意味を有するを以てなり、加之此語の伊太利性は豫備草案の報告書中に臣は論證せり、此論證は恐らく委員會に漏れたるべく、臣の表明せし理由は何等の駁論をも起さざりき

されど第二の理由に於て委員會は、此事項に於ける草案の「用意、保障及び好意」を認めつつ、高く且貴き法律の思想の立法文書たる法典に此制度の認容せらるるを見るの苦痛なる旨を注意せり

此嫌悪は、臣の意見に依れば若し委員會が逮捕を絶対の方法に禁止することを提案せば説明可能たるべし、然れども該會が其必要を認むる以上之を法典より排斥せんとする所以を見ず、治安法は其目的に依りて處分し而して刑事訴訟法典に固有なる司法警察の目的に依りてせず、此法典は新なる制度を創立する爲に非ず、却て太古より争無き必要として實際に採用せられ且人身の自由に對し充分なる保障を與へざりし制度の保障を推戴する爲、逮捕を採用し且規律す

逮捕の事項は其刑事訴訟より遠さかることを容す能はず、却て之を公認し且濫用を阻止する目的に依り法典の之に懸念するを機宜とす

九七——第二四六條に示す場合に在りては地方裁判所檢察事又は治安判事は、司法官憲の命令又は囑

託無く逮捕せられたる者の釋放を命ずることを要す

此等の場合の間に於て法律第二三五條、第二三六條、第二三八條の注視したる場合の外逮捕の到來する場合明白に豫見せられず、其故は然る設例に在りては、理論上被逮捕者を地方裁判所檢察事又は治安判事に提示することなく釋放するを要する方法を以て既に法律第二三九條が司法警察官に釋放の義務を課したるを以てなり

右の關係に付き何等の注意存らざりしに拘らず而も此微妙なる事項は至上の保障を要求すと臣は看做せり又其故に、實際に於て或は錯誤に因り或は不用意に因り司法警察官より釋放すべかりし被逮捕者を該官吏の地方裁判所檢察事又は治安判事に提示することのあり得るは否認する能はざるを以て此等の司法官に亦釋放の義務を課することを臣は處置せり

九八——第二四七條の豫見する情狀競合するときは被逮捕者を自宅に監守することを得

確定草案に於て此設例の中に被逮捕者の道義上又は社會上の資格に關し豫見する所ありたり、然るに此併合に非ずして擇一の指示が印刷の單純なる錯誤に外ならざるは第二四一條及び第二五四條の規定との對照の指摘するが如し、但し臣は條文の訂正を處置せり

第二四七條及び第二五九條の關係に於て注意すべきものあり草案は健康狀態の側に特別に重大なる家庭の狀態を亦豫見せり、さて、此家庭の狀態の場合に自宅の監守又は勾留囑託の停止を許容するは

過度と臣には思惟せられき、其故は何よりも先づ其事は有效なる検査の可能に非ざる假裝容易に供給せらるるを以てなり、其讓與は家族を専ら自己の負擔に有する一切の者に與へらるべきを以てなり、斯くて頻煩極まる特典の適用と又其結果訴訟上の保障の減損とを招致すべし、故に家庭の狀態の指示を削除せり

九九——〔第二五五條〕勾留囑託狀の效力に於ける刑の特定に對し確定草案は管轄の特定に關する第三二條の規定を引用するに制限せり、然るに該三二條に加へたる變更の結果其爲再犯及び刑法典第六一條第二號に豫見したる情狀を斟酌せざるに因り此情狀の被告人を勾留囑託狀の效力に於ける特定に付き除外する理由存らざるに因り第二五五條に修正必要なるに至れり

一〇〇——〔第二五九條〕勾留囑託狀の執行の停止は自宅監守の可能なる場合第二四七條に到來することを得
議會の委員會、裁判官之を信ずるときは停止の命令を言渡すに先ち訊問の手續を行ふ旨を明白にせんことを勸告せり
然れども之に關する權能の行使は審査中の規定の豫見する情狀が同訊問の前と雖も發生し得るに因り必ずしも先に訊問の到來することを豫想せず、何れにしても疑問を生ぜしめざる爲本條第二項に

〔裁判官は其必要を有するとき……同行せしむることを得〕と云ふ語法を臣は採用し、草案の〔裁判官若し被告人を訊問する必要を有するとき云云〕と云ふ語法の代と爲せり、此方法に依り停止の命令を許容するに付き最初訊問の到來することを要求せず亦排斥せず、一面に於て最初訊問の手續を行ふに關しても後續の訊問又は其他の行爲の到來するを要するに付ても公力に依り被告人を裁判官の前に同行せしむるの權能設定せらる

一〇一——第二六五條、囑託狀の無效に於て議會の委員會の勸告に従ひ囑託狀の無效の場合と單純なる不規則の場合とを別個に保持し、以て専ら此終の場合に於てのみ同様に執行又は送達を擔任したる官吏又は吏員の司法官憲の命令を履行する義務あることに規定せり

一〇二——第二六七條、勾留又は逮捕の囑託狀又は命令狀の執行、緊急の故に因り執行を擔任したる官吏又は吏員の發意を以て住居したる場所に於て夜中到來したる場合に付き議會の委員會は命令狀又は囑託狀を發したる官憲に之を報告することを執行者の義務と爲さんと欲せり
然れども夫は過剰なり、其故は其工作の調書を作成する總ての場合に於て渠等は當然のことたる通り其中に委員會の希望する報道も亦之を挿入すべきを以てなり

一〇三——第二六九條「出獄の請求又は申請に付き裁判官の處分する命令に對し第二六三條に規定したる所に類し専ら檢事局のみに總ての他の負擔を除き控訴を准せり
 議會の委員會は被告人にも亦出獄を拒否する處分の上訴を許容せんことを提案せり
 然れども豫審の時機に在りては被告人は存在する徵憑の一切の情報を有せざることあり得るが故に渠が自己に對する充分なる徵憑ありや否やに付き爭議すべきことを認容する能はずと臣は看做せり、更に法律の勾留囑託狀を許容するや否やを定むるに關する場合に於けると同様に歸責の基因する所以の罪名を定むることは亦被告人に屬せざること注意すべきなり

一〇四——第二七二條「未決監守の存続に關する處分に付き議會の委員會は、地方裁判所又は豫審部の長は最も短縮したる期間内に必要なる猶豫を授くることを要し又新なる時期を不結果に經過せば上級官憲懲戒上又は技術上適當なる處分を施すことを要する旨を規定せんことを提案せり
 されど長は裁判を促進する爲機宜の處分を施すことを要するが故に豫審の完全を缺くに依りても亦何等の猶豫の必要に非ざるときにも豫め最も短縮したる猶豫期間を定むる旨を規定するは過剰なり情狀に従ひ長の整調することは好く識らる
 前述の處分を施すこと及び豫審の嗣後の經過を監視することを擔任したる司法官が必要と信ずる一切の處置を取るべきは直覺のものなり、又懲戒制裁の點に關しては其司法官の機宜の處分を施す時

期に於て若し其場合とあらば遅延の責任を確認するに因り其責任の確認として懲戒制裁を伴ふことは好く了解せらる

一〇五——第二七九條及び第二八一條法典は保釋の重罪法院より與へらるることの可能を豫見す偶發の異論を豫防する爲め次の如く警告するを可とす、重罪法院管轄の罪の被告人は保釋を認容する能はざるを以て第二九條、第二五三條、第二七七條原則としては其可能存在せずと雖も保釋を禁ずるものより重さ少き刑を以て罰する罪を重罪法院の管轄に付託する特別法は存在することを得

一〇六——第二八〇條公判準備行爲期中又は辯論中に發したる保釋命令上訴の方法に付き若干の疑問起れり

一切の不確實の理由を除く爲又訴訟上の複雑を避くる爲理の當然として此命令も亦第二〇〇條に設くる一般の規範に臣は従はしめたり

一〇七——第二八一條「略式豫審中の保釋は檢事局之を付與又は拒否するを得、異議は可能に非ず議會の委員會は被告人の請求を棄却する地方裁判所檢事の處分に對し同被告人の上訴する方法を與へんことを提案せり

然れども若し略式豫審の其性質に因り頗る短きこと及び被告人の公判への召喚決定後裁判官に請求を提起し得ることを考察せんか被告人に前述異議の権能を許容するの機宜に非ざるは明白に表顯せらる。加之検事長の斷定は屢々公判への召喚の後に到達すべく又其爲或は效果無くして止み然らざれば或は裁判官の職務を侵犯す

一〇八——第二八二條議會の委員會は、保釋の爲の「保證又は擔保に關する命令」に付き、或は總てに對し上訴を排斥するか或は若し法律の爲せるが如く之を檢事局に讓與するならば被告人にも亦之を認容せんことを勸告せり

然れども公益に依り行動する檢事局は保證又は擔保の供する保障不充分と思料するときは其命令を上訴するを許容せらるるを要す、之に反し被告人に於ては道理至極として其保障の充分なるや否やを自己の考慮に依り評價する權限を認知せらるる能はず、渠は法律の規範に依り課せらるるに至れる條件に身を處することを要す、檢事局を被告人に同等視する主義は前者の總ての權能を後者の權能に對應するものにして認容可能に非ず、此主義たるや純粹の求刑訴訟に於て求刑者と被告人とは私當事者たるを認容し得るとの同視の觀念より下降したるものなるが現行訟訴法に於ては明瞭に誤謬なり、現行訟訴法に於て求刑者は公の機關なり、檢事局に當事者の資格を歸屬するは全然被告人に對し同等の地位を設くる意味に非ざるを臣は既に説明せり、他の一面に、審査中の設例に於て被告人の負擔

に支持する所以の取消可能の處分に關しては上訴を以てするとは別様に其理由を利用することを得

第一章

正式豫審に就て

一〇九——第三〇〇條に於て豫審裁判官が囑託狀發給前と雖も犯行者として指示せられたる者との對審に於て意見を聴くことを得る者に縱令告發者又は告訴者に非ずと雖も同じく罪の被害者を追加せり、之を除外すべき何等の理由存在せず

一一〇——第三〇一條附加刑及び治安處分の適用の關係に於て議會の第二專擔委員會假の方途に依り附加刑又は保安處分を設くる決定に對し、上訴を認容せんことを提案せり

然れども正しく假處分に關係し同訴訟手續の發展中に其検査を見出すが故に上訴の權能を授與するは適當に非ず又機宜に非ざるべし
委員總會は好く之を了解せりと雖も仍ほ、假に附加刑を適用する權能を廢すること及び保安處分を

適用する権能を拘禁性に非ざるものに制限することを勧告せり、提案夫は刑法典に關係して、訴訟法典に關係せず、後者は必然前者と一致することを要す、其事提案は刑法典の審査中に爲したることなく、他の一方に於て臣も亦採用すること能はずして第三〇一條に定むる制度を可決することに臣を導きし理由を他の若干の考察に優越すと做すに至れり

一一一、——第三〇五條豫審中當事者及び辯護人の「覺書」を提出する権能の議事に於て議會の委員會は分項の終末に「豫審裁判官は、之を是認するときは、豫審を終結する前と雖も辯護人の請求に依り訊問及び一般確認に關する書類を其處置に付す、夫が爲豫審は何等の遅延を受くるを得ず」と追加せんことを提案し、次に附屬の方途に依り専ら訊問書のみの寄託を許容せんことを提案せり

右の寄託は覺書を提出する権能の行使の爲必要に非ざるを以て此提案を採用すべしと臣は思料せざりき若し被告人自由の身ならば其事頗る明白なり、若し被拘禁ならば辯護人其被告人の親族又は其他の者より其辯護に有用なる報道又は證據物を臨時に取得するを得べし、尙豫審秘密の原則の適用を完全に維持するを可とす、有效なる司法行政の爲必要なる條件なり

一一二、——第三〇八條民事立證制限は刑事訴訟手續には之を遵守せず但人の身分に關するものは例外とする旨を定む

此規定の理由は前の報告書中に臣の表示あり又之を反覆せず

然るに議會の委員會親族の關係が所爲の品評に重く影響する場合に在りては、例へば或者が其者との産出として妻の届出でたる嬰兒を殺害したるも嬰兒は其實姦生たるが如き場合に深刻に不人情たり得べき處刑を避くる爲民法の制限の外に於て人の身分の證據の可能を認容せんことを勧告せり、然る場合には殺害者近親殺の責を負はざるべきことを支持せらる

先づ第一に止だ加重情狀を適用するのみに關するを恰も所爲の本人が冤罪たる如く深刻に不人情なる「處刑」と稱するは過度と思惟することを得

第二の理由に於て裁判の相違を認容すること能はず、餘りにも明白なる此微妙極まる事項に於て何が故に民事證據の優越すべきことを立證する必要あるか

要するに夫は法典の採用する主義なり、此主義たるや若し異議無く第一九條に適用を有すとせば現に考察する規定の中にも亦之を遵守することを要す

一一三、——第三二三條を審査するに當り、鑑定の議事に於ては何等注意する所存らざりし議會の委員會は決論に於て専門商議員も亦宣誓を供すべきことを提案するに至れり

然れども前の報告書の中に臣は既に説明せり、此商議員は専門上の辯護人に外ならず、又其故に辯護人が宣誓を供せざると同様に専門商議員は之を供すべきに非ず、代言人及び代訴人の職業上の宣誓と

現に論ずる所の者の特殊の宣誓とは混淆することを得ず、更に又専門商議員と雖も公の役務を負擔し又は特定の職業を施行する公職員たらん限は職務上又は職業上の宣誓を供したることはあり得べし。他方に於て商議員は辯護人の如く被告人に不利なる事實を表明する義務無く、又其故に所説の宣誓に服するを要せず、若も然もなからんか鑑定人の特質を採るに至り渠等の特質を失ふべし。

一一四、——第三二四條「専門商議員の權能」に付き議會の委員會、専門商議員が鑑定人の注意及び請求に服すべき制限權能を以て鑑定に立會ひ得る旨を定めんことを勸告せり。

然れども此提案も亦法典の採用したる主義に專屬する所と異る専門商議員の觀念より出發す。専門商議員は鑑定人に非ず寧ろ専門上辯護人なり而して辯護人が鑑定に立會能はざらんか前者も亦之に立會はざるは理の當然なり、商議員は鑑定の評を爲すことを得れど如何なる方法に依りても之に競合せず、法律は専門商議員の活動を可能と爲し且容易にすることを充分に處置す然れども渠等は何等の方法に依りても之を鑑定人と同視すべきに非ず。

一一五、——第三三九條「司法警察官に付き第二二六條の處置する所に類し豫審司法官は通話を移送、中斷又は阻止し又は其認識を獲る爲公衆用電話の官署又は建物に進入することを得る旨を規定す」議會の委員會は、本條は其意見に依れば司法官の威嚴に相應せざる因り之が削除を提案せり。

然れども若し豫審司法官が自身例へば身體又は家宅の搜索を手續するを得て夫が爲其威嚴を減損せりと思料せらるることなからんか何が故に反對に所論の設例に於て其貶位が發現するかを解せず。糾問の職務は此種の制限を受くべからず、其職務の目的及び司法官の施行する所以の方法は其總ての行爲を高貴ならしむ、又例へば國家の人格に對する或罪に關する如き司法官自身所説の行爲を履行するを適當とする最も重大なる又最も微妙なる場合發現することを得、尙自身干與することを要するか又は之に反し司法警察官に擔任せしむるかを判斷するは其擅斷に一任せらる。

一一六、——第三四〇條「議會の委員會は銀行又は其他の施設の許の押収に關する規定に同意することを得と思料せず、因て其削除を提案し、附屬の方途に依り通信及び證據物を取調ぶるの必要を罪の發見の爲必要な書類に制限することを明細にし以て信託預金 *Cassette di sicurezza* に關する限特に第三者の關係に於て機宜の保障を搜入することを勸告せり。

考慮に依り臣注意す、如何なる方法に依りても銀行又は信託預金を刑事訴訟精探行爲の通常の權限より除去する理由を收獲せず、審査中の規範は直接に利害關係を有する施設の方面よりは何等の異論を起さざりしことを附加すべきなり。

委員會説く所の保障に付ては、司法警察の官吏及び吏員を除き司法官の行動する所の目的に依り且其負ふ所の祕密の義務に依り司法官其行爲を履行するの事實之を與ふ。

終に、罪の發見の爲必要な書類に制限することは第三四〇條に「罪に關聯すと認むるときは」の語を以て及び其他押収す可き物を詮索する爲又は眞實を發見するに有用なる他の情狀を確認する爲を以て明白に之を表示す

一一七——第三四八條同一の罪又は牽連する罪の被告人を證人として採用することを禁ず
 草案は禁止を無罪放免又は處刑せられし者の場合に亦擴張し、議會の委員會は事實に加入せざりしに因り又は牽連罪の存在せざるに因る無罪放免の場合を此規範の例外と爲すことを提案せり
 所爲を犯さざりしに因り公判に於て(勿論確定判決を以て言渡され無罪と成りし場合の例外を機宜と認めたるを以て)審査中の個條に此但書を臣は追加せり、例外は同様の理由に因り豫審の判決を以て到來したる無罪放免に迄擴張せらるるを得ず何となれば斯る場合には豫審の再開可能にして無罪放免者仍ほ虚言し又は黙秘するの利益を有することを得るが故なり、専ら所爲を犯さざりしに因る無罪放免のみ之に加入せざりし場合をも含み無罪放免者の證言を禁止せざる理由あるの故を以て無罪放免の其他の理由をも豫見することは適當と臣は思料せざりき、若し無罪放免が非可罰の他の理由(譯者註例刑事未成年)より到來せんか無罪放免者は仍ほ眞實を隱蔽する利益を有することを得て其眞實を供述する精神上の自由を支持せず、總ての場合に於て又最も明白なる理由に因りて證據の不充分に因る無罪放免者は其者の罪を犯せしことの證據不充分と思料せられしときも亦其證言は排斥せらるべきなり

第三四八條の規定の遵守を最も有效なる方法に依り確保する爲臣は無効の制裁を設定せり

一一八——第三四九條(證人取調の原則)の中に於て草案は根本の要件、罪の情狀又は被告人に於ける社會上危險なる人物の性質を確認する爲必要なものを除く外公衆に流轉する評判に付ての證言供述の禁止を設定せり

右の例外を臣は削除し禁止を殘し、斯くて其禁止は第四六四條(一四六項)に表示する理由に因り絶對のものとなれり、若し公衆を繞る評判に付て公官憲より到來したる報道を朗讀すること禁制せられんか一層大なる理由に因り單純なる證人より之を聴取すべからざることは充分に推量せらる

一一九——第三五〇條(近親者證言回避の權利)の議事に於て草案は、他の證人が其近親より聞知したる事實又は情狀に付き供述せし又は供述するとき又は罪が被告人又は共同被告の一人の他の近親の損害に於て犯され而して別様にては同罪又は其情狀の證據を獲得又は完備する能はざるときは其(回避)權利の存せざる旨を規定せり

議會の委員會總て此留保を削除せんことを提案せしと雖も此提案全部は賛成するを得ざりき
 實際に於て例外の削除を正當と思料し得る唯一の場合に他の證人が被告人の近親より聞知したる

事實又は情狀に付き供述せし又は供述する場合はなり、此設例に在りては實際豫防するを可とする術策及び虚構可能にして其爲臣は第三五〇條より關係の留保を除去せり

反之罪が被告人又は共同被告の一人の他の近親の損害に於て犯され而して別様にては同罪又は其情狀の證據を獲得又は完備する能はざるときは公益を私益の上に優越せしむること必要なり、親族間の連帶の感情は確に尊敬すべきものなりとは雖此尊敬を保持する爲公益に避く可らざる妨害を留むるときは優越したる利益の選擇に於て懸念存るべからず、國家に對する各人の責務は社會の必要且缺くべからずと思料する所とは全く異なる犠牲を賦課す、更に又提案は其外委員會に於て無條件の採擇を見し刑事裁判の證據の絶對自由主義に反することを注意すべきなり

一一〇——(第三五五條豫備草案に付ての臣の報告書中に、公の官憲と強情なる私人との間の妥協の觀あるが故に確に裁判(正義—同語—Ginstizia)の威信に照應せざる往來守護—salvecondotto)の制度を維持することに臣を導きしは懸念無に非ざること警告せり

此制度は諸問機關の方面の反抗に遭遇せざりしと雖仍ほ確定草案中に現はれし爲議會の委員會は所論の如く、吾人の如き強健なる國家の概念に於て證人の往來守護の生存は承認すべきに非ず、著名なる犯罪人が之と共至上權行使の停止を約定したる國家の往來護衛の下に公然市中を通過する奇觀よりは寧ろ僭伏者の供述すべき訴訟に於て被告人の放免せらるは損害尠しとの故を以て疑ふ所無く之

を削除せんことを提案せり

此賢明なる考察は全然臣の心中の確信に相應し臣を一切の懸念に勝つこと及び制度を削除することに導けり

然れども純粹且單一の削除は充分に非ずと思料せられき、傳統の制度に關係し、加之民事訴訟法典及び商法典に殘留する制度なるが故に法典の沈黙は裁判官が往來守護の發給を許容せらると思料する危険生じ得べし

故に刑事訴訟の目的の爲には何人にも又如何なる場合にも往來守護の明白なる禁止を規定することを必要と信ぜり

一一一——第二七四條の中に草案は管轄が普通司法官憲に屬せざる度毎に豫審裁判官に書類を管轄特別裁判所に移送する判決を言渡すの義務を設定せり

然れども第三八條の一般の規定にて充分なるを以て此規定を過剰と看做し且其爲之を削除せり

一二二——法典の第三七四條(公判に移す判決)の中に總ての可能なる不確實を去る爲裁判官附加刑及び保安處分の假適用に關する處分第三〇一條を施し若くは之を變更し又は之を取消すことを得る旨の記載を追加せり

一二三——法典の第三七七條豫審進行中無効の快復を豫見す

草案は右の無効の中に尙公判への移送又は證據不充分に因る無罪放免が被告人の訊問せられしことなく又は效力無く残りし囑託狀中に事實の宣示せられて言渡されし場合に關する無効を包含せしめたり

規定の再審査に當り此無効は第三七七條の規範に依る快復可能のものの中に加はる能はざることを臣は註解せり、何となれば本條の無効は専ら豫審裁判官の判決の中にのみ實現することを得然り而して公判への移送に關し同一無効は更に第三八五條の明白に規定する如く論理上辯論に先ちて利用せしむること能はず又證據不充分に因る無罪放免の判決に關して無効は上訴の方法に依るに非ざれば歸結すること能はざるを以てなり、故に之を其概念に相應せしむるやう第三七七條の文例を臣は改正せり

議會の委員會次に無効申立期間の第三七二條第二項に指示したるもののみならず尙同じく延長の期間をも明白にせんことを提案せり、されど疑問を生じ得ざることを明白にするは過剩と臣は思料せり

一二四——第三七八條「無罪放免の豫審判決」に關し確定草案は其中を免訴 *Non dovansi procedere* を宣告するものと犯罪不成立 *Assoluzione* を宣告するものとを區別せり

然れども無罪放免の豫審判決は其由來する原因如何を分たず總て必ず公判を生ぜしめざることを宣告するが故に豫審に於て宣告せらる無罪放免の一切の判決に對し「免訴」の措辭を採用することを選び

茲に警告するの機宜に適するものあり、法典の「無罪放免」の判決と稱するは時には免訴を宣告する判決にも關し時には犯罪不成立を言渡す判決にも關し、常に其稱呼を含有する規範の文面より暗黙に生ずるには非ず

一二五——第三八二條、第三八三條、第三八二條の被告人無罪放免の場合に「告訴人の費用及び損害の處罰」を豫見する規定に付ては何等の起伏をも行はれざりき

然れど草案の再審査中、告訴後突發したる罪の消滅原因を考察するに當り法規に因り留保を爲す、其事の不正確を警告せられき事實此例外を認容すべき何等の理由存せず、故に其罪の消滅の原因をも亦包含せしむる爲文例を(改正し)故に又若し被告人罪の後に偶發したる裁判上の宥恕をも含み罪の消滅の或原因に基き無罪放免せらるるに至るときは特に第一四條に規定したる取下の設例を除く外告訴人を費用(の支拂)に處罰する能はざることを改正せり

確定草案は第三八五條に被告人の利益に告訴人を損害賠償に處罰し得る場合に在りては亦之に同被告人の無罪放免の判決を其費用に依り新聞紙上に公表する義務を負はしめ得ることを規定せり

議會の委員會は此規定と刑法典の該當する規定とを整理することを勧告せり
然れども刑法典第一八六條は此形式の非財産上の損害賠償を専ら罪の咎責者との關係のみに依り
て豫見するに反し前述の規定は告訴人が其人困らせの告訴を以て無罪放免の被告人に惹起したる損
害に關することを注意すべきものとす故に何等整理すべきもの存らず

然るに考察は、一九一三年の法典第四二八條に由來する此規範は之を維持するを機宜とするや否や
に付き臣の注意を連呼せり、今や臣には訴訟上の過失に由來する損害賠償の此形式を認容することは
適當に非ずと思惟せらる、何となれば之賠償を以て獲得せんと欲せしものは被告人に應爲の待遇を與
へたる判決の所命の公表を以て既に之を取得し其判決たるや信する所の流布を授くることを得るが
故なり、今日迄有效なる法典は主として誹毀に因る訴訟の發展する所以の方法より特定せられしと雖
も今は眞實の抗辯 *exceptio veritatis* 及び其結果たる訴訟の精査を禁止し、被告人に有利なる判決の中
に包有する其精査の所産を告訴人に其費用に依り特定新聞紙上に公表する義務を課する理由存在せず
法典第三八三條、告訴人の無罪放免被告人に負ふ費用の償還及び損害の賠償に付き解決する爲刑事
裁判官の專屬管轄を設定す、議會の委員會は無罪放免の判決の認識を有せざる爲被告人賠償の要求を
爲さざりし場合に付き民事裁判官の管轄を設定せんことを勧告せり、然れども被告人は總ての場合に
於て所述判決の前に、而して後に非ず要求を提出することを要するが故に其無罪放免の判決の情報を
有すると否とは重要に非ず、又其判決の言渡さるるに至る前管に訊問を受けたるべきのみならず尙又

其辯護人を介し其信する總ての申請を提出するに付き第三七二條に設けたる期間を利用することを
得るが故に渠は常に其要求を爲すの可能を有す

民事裁判官は注入したる刑事訴訟手續の歸結に依り立證したる費用及び損害を裁判する管轄權を
有すること能はず其故は刑事裁判官は其前に同訴訟手續を開始し判定の安全なる資料を其處分に有
すと雖も之に反し渠民事裁判官は之を有せざるを以てなり、訴訟手續の増加を容易にするの可ならざ
るは言ふを待たず

一二六——第三八五條第二項の(公判に移すの判決を以て受けたる無効に關する編纂を同じく第三
七六條及び第三七七條の規定と整理して改良せり(看一二三項)
又此判決の移送の點に付き全く上訴を准さざる移送の判決を斟酌し第一五一條と一層好く整理し
以て第三八六條の文例を單純化することに處分せり

第三章

略式豫審に就て

一二七——第三九二條の規範に依り檢察長は自己に略式豫審を移審することを得又は更に(第三八

九條の豫見したる場合の外の謂正式豫審を手續する爲書類を豫審部に移送することを得
 此權能の外檢察長が公訴提起を取るとき移審と異なる場合其略式豫審を手續することを得る旨を附
 記するは過剰と臣は思料せり此權能は明白に第二三四條に認知せられたるが故なり
 第三九三條は勾留囑託状を認容せざる罪に對する訴訟手續に在りては必定逮捕者の出獄を命ずる
 ことを地方裁判所檢察事の義務と爲す一分項を包有せり此規定は第二六九條及び第二七〇條よりして
 過剰と成れりと看做せしが故に臣之を削除せり

一二八——第三九八條草案は若し被告人が事實に付き訊問せられしことなく又は事實が無効力に
 殘留せし囑託状の中に宣示せられてあらざりしときは治安判事は召喚の決定狀を發すること又は裁
 判すること又は證據不充分に因る無罪放免を言渡すことを得ざる旨を規定せり
 法典の條文第三九八條の中に此條件を専ら證據不充分に因る無罪放免の判決の關係にのみ存置せ
 り治安訴訟手續の性質に據り公判移送に關するときは夫は必要に非ざるを以てなり
 反之前述の條件を確證することなく言渡したる證據不充分に因る無罪放免の判決に對しては無効
 の制裁を臣は脅示せり

第四章

豫審の再開に就て

一二九——第四〇二條議會の委員會は本章に付き注意すべきものを有せざりきされど第二專擔委
 員會は罪の消滅原因の偶發したるときも亦豫審の再開第四〇二條を可能と爲さんことを提案せり但
 委員總會主義の不統一と此提案の生ぜしむべき實地の不便とを指摘し賢明に之を是認せざりき
 (第四〇四條茲に再開したる豫審は重罪法院又は地方裁判所の管轄の罪に關するときは正式の慣例
 || rito formaleを以て進展する理由あれど反之治安判事の管轄の罪に付ては治安豫審に對する通常の
 慣例に従ふは論理的且實地的なり略式慣例是なりされど此關係に付き第四〇四條の中に明示の記載
 を加ふることに臣は處置せり

第三編

公判に就て

第一章

公判の準備行為に就て

一三〇——第四〇五條議會の委員會は「重罪法院長の準備行為に關する規定を規則」 Rego-lamento の中へ移轉せんことを提案せり

此勸告に従ふことを臣は機宜と思料せざりき規則上の法則の材料を構成する能はざる斯る司法機關に對する頗る重要な行為に關するが故なり

次に總ての場合に於て該委員會は辯論の取極に付き重罪法院長は單に報道するに止むべくして更に檢事長の所見を聴取することを求むべきに非ずとの意見を明示せり

然れども檢事長は自身又は其一代人法廷に参加することを要し又其爲事件目錄の編制に當り其職務の要求を提出すべき利害關係を有し因て其所見を言明する地位に置かるることを要するが故に此提案も亦之を採用する能はざりき

一三一——第四一四條審理の分離に關し草案の規定に基き恐く辯論開始後に於ても亦其分離の處置を爲すことを得るや否やに付き疑を生じ得たり

規定に臣の加へし變更一切の不確實の可能を除去せり

一三二——第四一六條は當事者にも亦辯論中説明の爲鑑定人の召喚を請求する權能を與ふれど専門商議員を召喚し得ることは絶對の方法に之を排斥せり
茲に議會の委員會は若し新なる問題を論ずるときは鑑定人を訊問するに至れる情狀に付き専門商議員其所見を與ふるを認容せんことを提案せり

然れども鑑定人が専ら説明の爲のみに召喚せらるるに至れりと豫想せんか固有の意味に於て新なる問題に關するを得ず其故は若し新なる確認又は新なる問題に必要なりとせんか明白に第四一七條の規定する如く其處分異なるべければなり審査中の場合に在りては鑑定は既に完全に遂行せられ而して専門商議員は説明の爲鑑定人を召喚するに定め得たる不完備を偶然の重點に置き其好む所に依り

或は之を研究し或は之を批評し得るのみ、されば専門商議員が辯論に参加することは必要に非ず寧ろ常に辯護人の處置に残留し辯護人は之に鑑定人の供したる説明に付きて諮問し而して其辯護に於ける答辯に利用することを得べし

第四一六條の實質上の概念を斯くと定め第四一七條との總ての兩様の意義及び總ての矛盾の外觀を阻止する目的に依り此規定の編纂を完備するを機宜と臣は思料せり故に草案の「未だ其所見を表示せざりし所の問題に關する爲と云ふ投入文を削除し辯論中に止だ豫審中に任命したる鑑定のみを且單純なる説明の爲に召喚することを得と述ぶるを以て充分となれり此可能は専ら鑑定人の既に與へたる答辯が安全を以て解釋する能はざるときに存するは言ふを待たず

一三三——(第四一七條公判準備行爲の時期に處置したる「新鑑定」の場合に於て議會の委員會審問に先ち利害關係當事者に其通告を與ふることの希望を表明せり

然れども此手續たるや當に行爲の不必要なる複雑のみならず尙亦避くるを可とする遲延を將來すすべし又熱心を以て訴訟上の自己の利害關係に留意することは當事者の本分なり而して若し其本人の履行として書記課に之を求めんか一切の訴訟手續の書類を見出すべく又渠等を利用し得る一切の通告を有すべし

一三四——(第四二〇條證人名簿の縮少の關係に於て議會の委員會は一九一三年の法典の主義に對する其選擇を表明せり其故は若し法律の認容せず又は所屬に非ざる證言に係らんか必定長之を淘汰する權能を有すべしされど若し止だ夥多なるのみの證言に係らんか辯護人に召喚せらるべき證人を選抜することを勸告すべしと思惟したるを以てなり

然れども臣の採擇したる標準を正當視する爲には確定草案に付ての報告中に顯示したる理由にて充分なりと信ず確定草案に對し前述委員會の内部に於て審査中の規定を變更するの機宜を光明に置く何等の言説存らざりしなり

第四二一條「辯論前の無罪放免」の編纂を臣改良し以て内容を第三八一條の規定と一致せしめり此關係に於て罪の消滅又は免訴 *improcedibility* に關するを以て決して保安處分を適用すべきに非ざることとを注意するを適當とす(刑法典第二一〇條)

第二章

辯論に就て

一三五——(第四二三條議會の第三專擔委員會は一委員の提案を認めしむることに止まれり提案は

「戸を閉ぢての辯論」に關する規定が「擯斥すべき好奇心」の場合を包有せざることを得んと志せるものなり、然れども此提案は既に該專擔委員會の内部に於て有効に駁論せられ而して委員總會は實際之を取扱はざりしものなり

故に規定を其儘に臣は維持し更に進んで(裁判)長が不撓の精力を以て之を適用するを知ることには信賴す

同專擔委員會は民事當事者と辯護との間に一致するときには同じく戸を閉ぢての辯論を許容せんことを欲する一の他の提案を認めしめき、然れども辯論の公開に關する利益は總ての場合に公の性質のものなり故に此點に付き私の處分權を認容する能はず

一三六、——第二四五條議會の委員會は、長又は治安判事が特殊の理由に因り其出廷を排斥すべしと信ずるを除く外、兩親に十八歳未滿者の被告人たる閉戸の辯論に立會ふ權能を讓與せんことを提案せり

然れども未成年の男女の墮落の原因が兩親自身に遡及することの稀有ならざるに鑑み渠等に縦し條件附にても法廷に立會ふ真正且本來の權利を認む可しと臣は信ぜざりき、無價値に非ざる兩親の利益は辯論を指揮する司法官に與へられたる渠等の法廷に参加することを許す權能に依り既に充分に認知且保護せらる

更に注意するを可とするものあり、第四二五條の用意周到なる規範は第四〇條の規範を以て充實せらる、第四〇條は檢事長に十八歳未滿者に對する豫審及び公判を控訴院の訟廷を有する地の司法官憲に移轉するの權能を授與せり、此權能たるや第四〇條の關係に於て既に顯示したる理由を以て定まれるものとす

一三七、——第四二六條長及び治安判事は法廷室内に公衆の者の爲「特別席」を保留することを得ず、議會の委員會、公衆の者と云ふ中に新聞記者、實際家、譯者、註、法律家、司法官等及び外國民の領事を包含せざること「を明白にすべく臣を勸誘せり

然れども此明示は必要に非ず、公衆の者とは辯論に出席するに付き別の資格を有せざる者是なり、裁判公開の主義の適用に由來する所の者に非ず、明白に除外する所の中に非ざる或者は法廷室に進入する權利を有するが故なり

一三八、——第四二八條辯論を指揮する司法官は其訊問となりたる後或理由に因り決したる「被告人」の不在の爲辯論を停止又は延期すること「を得ず」對其辯論人、陪審員、其下等中、議會の委員會は之に反し正當なる理由に因れば辯論を停止又は延期するの權能を與ふる、廿九、一三年の法典の主義を選択すべきものと思惟せり

此權能の行使は訴訟の進展中避けることを要する不必要なる遅延の原因となるべし、訊問となりたる後は被告人は辯護人の施行するに至る辯護に専屬する活動の外他に言ふ可きもの存らず、若し差問の被告人或事を知り又は或申請を提出せんと欲せば其辯護人を利用すべく辯護人は固より其不在中生ぜん限のこの報道を取るに注意すべし、されど絶對の必要無く辯論の停止又は延期せらるることを阻止するを肝要とす

一三九——第四三七條辯論を指揮する司法官は取り分け「威赫、中斷及び其他の違法の示威を抑制す」「抑止」と云ふ語に付き議會の委員會は之を他の「禁止」の語に換へることを提案し、更に禁止を中斷及び其他の違法の示威に制限することを勧告せり

然れども「禁止」豫防するの論に非ずして寧ろ抑止するの論なり、長及び治安判事は仍ほ未だ爲し始めざること及び豫防可能に非ざることを禁止する理由を有せざるべし、其彈壓干涉は之に反し違反の試行せらるるに至る時機に必要なり

今や次のことを附加する場合となりぬ、「示威」と云ふ明白なる記載を爲し以て條文は辯論を指揮する者に辯論の靜肅を攪亂する示威の中最も重く且最も恕すべからざるもの注意を促すの意を寓す

一四〇——第四三八條「附帶問題の討議及び斷定に付ての規範を與ふ

此關係に於て議會の委員會は先づ以て辯護人は長又は治安判事の機宜と思料する時間に對し審査

中の個條の定むる所と異り豫定の時間に反し説述することを得る旨を規定せんと提案せり

されど右の後の主義(個條の主義)を以て辯護人一層の好條件に在りと臣には思惟せらる何となれば其本義に依り其「時間」は討議の爲に定められしことを知り以て之を發展せしむべき論議の完然なる取扱に安全なる規範を引用すべければなり

第二番に委員會は時間の制限を檢察官にも亦擴張せしめんとの見解なりき

前の報告書の中に既に臣は理由を説明せり之に因れば此擴張を機宜と思料せず又格別に事實に存するは檢察官は辯論を指揮する司法官の節制權に服従するのみならず亦謹慎と規律とに更に好き保障を與ふる系統上の監視に服従することは是なり加之其對質に對して亦第四七〇條の規定適用可能なり

一四一——(第四三九條「準備問題」の討議の議事に付き議會の委員會は其規定が前述問題の二個の集團の規定は二個の分離したる準備討議を定むる爲に爲したるに非ざることを了解せしむる方法に依り編纂せらるべき旨を注意せり)譯者註、二個の集團とは第四三九條の第一項と第二項との分類の謂也、二個の集團に於ける區別は原則として辯論の開始に同問題の討議に留保したる時間の内に双方に集團を豫見したる問題を相合して取扱ふべきことを除去せざる旨を最も明瞭に歸結せしむる方法に依り臣は處置せり(是正しく一九一三年の法典に於ける如く「唯一の討議」と云ふ語法を意味す)然りと雖

も第一の集團に付ては規則絶對なりと雖も之に反し第二の集團に付ては之に含む問題の性質の爲規則は例外を受く、此例外の生ずるは問題を解決する必要が辯論の進行中に於てのみ起りたるとき即ち其存在が辯論の開始に告知せられざりし問題に關するとき、若くは此條件存せずと雖も辯論を指揮する司法官が問題を相合するに先ち但常に前述の時間の内に別に取扱ふを許容することを機料するとき、又は終に同裁判官が其何れかが辯論に續く暫時の間に存るを許可せんと思料するときは是なり

一四二、——(第四四三條被告人は辯論の進行中其辯護人と評議することを得

議會の委員會は被告人に専門商議員の關係に於ても亦同様の權能を許容せんことを勸告せり

然れども専門商議員の例外(第四一七條及び第四五六條)に非ざれば辯論に參加せざることは沈黙し、商議員が専門の問題に非ざれば從事する能はざる以上商議員と評議するに付き被告人の如何なる必要を有し得るかを視す、辯護人若し之を機宜と思料せば辯護人と専門商議員との間に媒介の役を爲し得ることは何等禁止する所に非ずとは云へ而も絶對に法律の畫する限界内に留まるべき後者に闖入の途を開くは適當に非ず、之と同様の理由に因り辯論中専門商議員は被告人及び其他の當事者に對し質問を發する權利を有せず(第四六七條)

一四三、——(第四四六條併合罪又は加重情狀の法廷に於ける争訟の場合に於て草案は管轄に限り第

三五條以下の規定の適用可能たるを警告せり

然れども此警告は既に暗黙に第四四五條より歸結することを註解せり故に之を臣は削除せり

又同様に他の規定に管轄に付ての一般の規範を引用することを臣は削除せり、そは正しく一般なるが故に之を守る義務を有する者認識すべきを以てなり

一四四、——(第四四八條)證人取調に關する規定の中に各證人の宣誓すべき時機に付き顯著なる改正を臣は加へたり

確定草案は宣誓を證人の概要略歴等に付き、親族又は利害の羈絆に付き又は供述の信用を評價するの用を爲す其他の情狀に付き訊問せられし後に爲さしむる旨を規定せり

議會の委員會、宣誓の概要の申立後但親族の連絡其他に付ての答辯前に行はれんことを提案し、其提案は道理至極且機宜なりと雖も仍ほ不完然なり、概要の申立も亦同じく宣誓の羈絆の下に行はるるを可とす何となれば證人の人物識別の確實は常に大なる利害關係にあり又先づ根本のものなればなり、故に此意に於て第四四八條の編纂を改正することに臣は處置せり

理由の同様に因り第三一六條第三二九條及び第三五七條の文例に機宜の修正を加へたり
證人が其概要を與ふる前には其何人なるかを知らずと非難することを得ん、されど夫は根據無き非難なり、何となれば證人は其名及び氏を以て召喚せられ且夫を以て辯論の始に呼込を行ふが故なり、概

要の申立は初めて證人の名と氏と知らしむる目的を有せず寧ろ證人に其人物の識別に指摘せられたる答責を取らしむる目的を有す

一四五、——確定草案は第四六一條の中に「新證據を採集すること」必要なるときは辯論は止だ停止せらるることを得て延期せらるることを得ざる旨を規定し又其目的に第四三四條現時第四三一條を引用せり

然れども右の後の個條第四三四條は停止の延期に變更せられ得る場合をも亦豫見するが故に又裁判官に公判の爲缺くべからざる證據を採集するの必要に因り辯論を延期することを阻止するは道理至極に非ざるが故に即ち此規定を臣は削除せり

一四六、——第四六四條公判に於て論議する事實を繞り世間に流傳する風説に付ての報道の朗讀は草案にては其報道が公官憲より到來し且根本の要素、可罰性の條件、罪の情狀又は被告人に於ける社會上危険なる人物の資格を確認するに必要なるときは例外として之を許容せられき

議會の委員會の内部に於て此規定の提案に付き何等の注意行はれざりしと雖も、之を削除するを機宜と臣は思料し、僥舌が證據の源泉に擧げらるることを阻止する目的を以て前述風説に付ての報道の朗讀を絶對の方法に依り禁止せり

實際臣の考察せし所、縦し官憲より報告せられしとするも世間に流傳する風説は斯くあることを止めず、本源に於て又存在に於て陷穽を設け且検査不可能なる其性質を失ふことなし、公官憲より採收せられんか捏造又は變裝せられしかの疑は能く之を除き得べし、されど自體斯るものたる點に付ては何等之を洗滌せず、亦一層注意すべきものとも爲さず

特定の場合に於て、根本の要素、可罰性の條件又は罪の情狀又は被告人に於ける社會上危険なる人物の資格を確認するの必要に付ては證言、此場合に於ても亦世間に流傳する風説の報告を除くを以て及び法律の許容する其他の證據方法を以て充分處置せらる

一四七、——第四六五條「被告人の證據物又は申立の朗讀」に關する第四六五條を第三四八條に加へたる改正と一致せしめ、又此關係に於て此後の規定に關し顯示たる理由(一一七項)を茲に引用す

第四六六條は第二項に於て若干の條件の下に既に終局したる他の刑事又は民事の訴訟手續に關する書類の朗讀を許容す、同條は第一項に於て前四條の規定の外即ち之に因り既に一件書類の中に獲得したる證據物に關せず其豫め認容せられしときは報告、告發等の朗讀を許可す

議會の委員會は本條の第一項が第二項にも關係する旨を明にせんことを提案せり、委員會は其朗讀を本條第一項の條件即ち豫めの認容に服従せしむる爲終局訴訟手續中に果す證言の供述を審査中の個條第二項の範圍より除去せんと欲すと思惟せらる、然れども、反對に、終局したる刑事又は民事の訴訟

に果す證人の供述は朗讀せられ得る刑事訴訟に關しては其證言の性質を失ひ之を文書の證據として採集するに付き何等の理由も現行刑事訴訟より除外するを勸めざることを注意すべきなり、司法官憲の書類に關しては之に對し其書類が既に終局したる刑事又は民事の訴訟手續に基くこと及び長が朗讀の適切及び有用を認むることの條件に關するより他の保障を請求すべき理由存らざることを附言す、既に他の裁判に於て終局に至れるものに付き裁判官に眼を閉づることを強制する法律を歸納し得る何等眞摯なる理由の存せざるは顯著なり

一四八——第四六九條に於て「新證據採取の爲討議中止」に關し一層大なる保障の爲合議裁判に在りては草案の規定したる所に反し、止だ長のみより寧ろ合議團より其關係の命令を言渡すに至る事を臣は規定せり

一四九——第四七〇條辯論を指揮する司法官は其權能を濫用し引続き兩次の異議を用ひざる檢察官又は辯護人より又辯護人よりは未だ豫定の時間を経過せずと雖も仍ほ陳述の權能を褫奪すべきことを規定し以て贅辯の過度を阻止する爲に設けたる保障を完備せり

此規定を再審査するに當り臣は考察すらく陳述の權能を褫奪せられし檢察官又は辯護人は屬々結論を缺如し得べく又斯る場合に在りては無効の危險を冒すことなく斷定を言渡し得ざるべしと、此偶

發事項を除く爲二個の制度可能なり、或は檢察官又は辯護人に結論することを勸告するを長又は治安判事の責務と定むること、若くは前述の場合に在りては結論を必要に非ずと處置することは是なり

此第二の方法を臣は採擇せり、何となれば他(第一の方法)は不便、其(不便の)中第一に陳述の權能を褫奪せられし當事者の其結論を供述するの拒絶を生ぜしめ得べければなり、斯る拒絶が裁判官の斷定の言渡を阻止するを容す能はざるは明瞭なり又其故に拒絶の場合に在りても同様に同斷定の手續を爲すことを定むるを必要とす、斯くて時には結論すべき者に陳述の權能を褫奪せし際結論を必要に非ずと宣言すべし、但其者若し之を機宜と思料せば書面に依り提出し得ることは何等禁する所に非ず、特に決論の提出よりも訴訟の正規の進行が閉塞の行爲より妨害せらるるに至らざるを肝要とす

一五〇——第四七二條判決の關係に於て議會の委員會は第一に判決は辯論に參與したる所の同一裁判官之を議定することを要する旨を述ぶるを過剩なりと注意せり、されど刑事裁判の根本の保障及び判決に署名すべき裁判官を示すに用ふる規定に關するに拘らず過剩と確言するの理由を臣は視す(第四七四條第七號及び第四七五條第五號)

委員會は更に「法廷に於て之を公表す」と云ふ語を以て之に換へ、「主文は直に公開法廷に於て之を朗讀す」の語を削除することを提案せり、臣は此提案を採用する能はざりき、何となれば夫は専ら裁判官の討議の終了後直に言渡す義務のみを以て適用を保障し得る所の口頭主義を否認するを以てなり、加之裁

判の終局に不必要なる遅延は厳正に除去することを要するの最も肝要なるを數へずとするも自己の運命を知らんと欲する被告人の煩悶を必要なく延長するは不義たるべし

一五二、——(第四七三條)判決の議定の方法に付き草案は斷定に付き充分なる多數は二分の一に加ふる一より構成すと規定せり

多數は合議團の偶數に依り又は奇數に依りて構成するに従ひ變化する以上規則に充つるには此規定を除くを機宜と臣は思料せり

一五二、——(第四七四條)判決の形式の要件の中に草案は「移付(公判へ)の判決若くは召喚の請求又は決定の中に指示せられ歸責の對象を形成する事實及び情狀の宣示」を包含せり
然れども法廷に於て偶々争訟せられたる事實及び情狀も亦第四四五條の規範に因り宣示すること必要なるが故に臣は移送の判決……に指示せられたる云々の投入文を削除し、斯くて一層簡單にして且争訟の總ての形式を含む文例を獲得せり

一五三、——(第四七五條第三號)判決の無効の原因の中に法典は理由の缺如又は矛盾を豫見す

議會の委員會は、特別の抗辯又は辯護の審査の放置並に刑法典が理由記載の義務を以て裁判官に授

與したる特別權能行使の放置を理由記載の缺如と看做さんことを提案せり
然りと雖も裁判官は、現行法に依りても仍ほ、専ら結論を以て定めたるもの又は別様に調書より歸結するものはさもあるべきも提出したる抗辯及び辯護の一切に付き理由記載の義務を有せずと看做すを適當とす若し判決が考慮に付き何等の理由記載を含有せず、明示もせず、暗示もせざらんか第四七五條第三號の意味に於ける「理由記載の缺如」に關すること明瞭なり、此語法たるや嘗て判決が絶對に理由記載無きを意味せず、此の如きは觀念すべからざる設例、但理由を附すべき點に付き總てには理由を附せざるを意味す、亦之を以て缺如と不備とを混淆すべきに非ず何となれば不備は理由を附すべき總てに付き判決は理由を附したれど而も顯示したる論證が斷定の總てに又は其特定の點に關し公判の斷定を辯疏するには完備ならざるを豫想するが故なり

「刑法典が理由記載の義務を以て裁判官に授與したる特別權能行使」に付ては實際に理由を附する義務存在し而も裁判官之を遵守せざりし論據に因り既に述べたる所と同様の價值を有す、之に反し若し全然裁判官の擅斷に委したる權能に關せんか其處斷の理由を顯示することを要求するは矛盾たるべし

一五四、——(第四七六條)判決の訂正は取り分け「不備の理由記載を補足すること必要なる」とき事物錯誤の訂正に付き規定したる訴訟手續を以て判決の訂正せらるるに至る旨を定む

議會の委員會は主要なる徑路として、前述の設例に於て判決の斯く餘りに簡單なる訴訟手續を以て訂正し得るを認容せざらんことを提案せり

されど此場合に在りては理由記載は全部にも一部にも之を缺如せず而も止だ之を盡くさざるにあることを回想するを可とす、抑々、此根本に非ざる缺點を救済するに付き管に裁判の迅速の爲にのみならず尙回想する必要な他の利益の爲にも頗る重大なる損害を以て判決及び前の裁判の全部を取消すことが必要なりとは臣には思惟せられず、又今日迄斯る理由に基く夥しき數の上訴が餘りに多くの取消を伴ひしは如何なる觀點よりするも正當なる理由ありとは臣は思料せず、裁判の判決は科學の専門論説を批判する所以の標準を以て批判すべきに非ず、肝要なるは斷定が正當にして且之を議定したる裁判官が満足したる正規の訴訟手續に由來することはなり、但司法官が斷定を正當とする所以の論證の多く又は少く完備又は正確なるは全部を根本のものと看做すことを得ざるものとす何となれば訴訟手續の正規なることは必ずしも裁判官が合法に審判する爲提出したる資料の一切を斟酌したりとの斷定及び立證の正當を生ぜしめざるが故なり

若し當事者が事實に付きざる批難を認容せらるるとき何等の批難を又手續に付ても斷案に付ても *in procedendo o in iudicando* 何等の瑕瑾をも見出さざらんか今日迄有效なる法律の不用意が好争家の飽くなき心に放任したる極端の源泉たる理由記載の不備に連結せしめ得べきに非ず、止だ不満足又は不完全に斷案したるのみに因り正なりしものが不正となることを得ず、止だ判決の理由記載を充足

するのみの爲に屢々最も多勞且最も多費なる裁判全部を再作するは正法たるを得ず

附屬の徑路として委員會は斯る訂正は當事者の覺書提出を認容し評定室に於て當該 *ad quem* 裁判官之を爲さんことを提案せり

然れども如何なる理由に因り何等の審理を取扱はず又其結果理由記載の不足を救済するに必要な資料を有せざる上級裁判官訂正を爲すべきかを認識すること能はず、一層好き管轄たる裁判官は明に判決を言渡したる者はなりと何なれば辯論中に到來し且争訟せられし所の理由記載を認識し得るは止だ渠等のみなるを以てなり、又其斷定の理由を完全に知悉するは止だ渠等のみなるを以てなり、覺書に付ては第一四九條確實に提出を禁止せずと雖も寧ろ尙一層有效なる保障を設定す

一五五——第四七七條判決と所争求刑との間の關係より、第四四六條の關係に付き爲した所と同様に(看一四三項)ざる記載は過剰なるに因り管轄に付ては第三五條以下の規定を遵守すとの記載を除去せり

一五六——第四七八條に於て「裁判上有恕に基く無罪放免」は犯罪不成立の法式を以てするより寧ろ免訴の法式を以て到來する旨を臣は設定せり

此關係に於て注意すべきものあり、豫審に在りては無罪放免は常に免訴の法式を以て宣告せらる其

断定が本案を批判するときと雖亦事實の状態に依りて取られ且豫審の再開可能なるが故なり」と雖も公判に在りては之に反し本案の理由の上に成立するときは無罪(犯罪不成立)の法式を以て又罪の消滅の原因又は公訴を阻止する原因(第四四九條)より處斷するときは免訴の法式を以て到達す。さて裁判上宥恕は刑法典之を罪の消滅原因の中に包有す又其故に裁判上宥恕に基く無罪放免は免訴の法式を以て之を宣告することを要す

一五七、——(第四七九條)議會の委員會は第四七九條の豫見する「無罪放免の法式」に罪の不存在に關する法式をも亦追加せんことを提案せり

然れども此法式を設定するに付き刑事訴訟法典は刑法典の使用する用語を斟酌すること必要なり。刑法典は罪の不存在を「歸責す可らざる者又は罰す可らざる者」の中に包含す、故に判決の主文に歸責す可らず又は罰す可らざる原因を宣示することを要する以上特別に罪の不存在を豫見することは必要に非ざるべし

さりながら一切の不確實を除去する爲若し事實が罪を構成せざるに因り又は其他の理由に因り歸責す可らざる者又は罰す可らざる者に係るときは無罪を言渡すべきものと臣は規定せり

一五八、——(第四八一條)書證の虚偽を宣告する判決の執行は、本項又は本條に付ては、檢察官の請求に

依り且其參加を以て到來す

議會の委員會は之に反し檢察官の意見を聴き又は其參加を以て述べんことを勸告せり。然れども判決の執行を發議することは檢察官に屬するを以て此場合に於て此規範を罷むべき所以の理由を見ず

一五九、——(第四八二條)職權を以て訴追す可き罪に付き無罪放免の場合に於て「被告人の利益に於ける費用及び損害の處罰」に關し議會の委員會は若し可能なるときは裁判官の權能を一層好く特定せんことを提案せり

然れども法律の固有に非ざる細目に降ることなく如何なる方法に依り其一層好き特定を爲し得べきかを知らず判決に際し自己の權能を斟酌すべき裁判官は好く民事當事者が非難すべき理由に因り又は方法又は手段を以て行動したるかを心證するときは種々なる場合の間を區別すべく且民事當事者に對する處罰を言渡すべし、加之之は知る限に於て不便を生ぜざりし一九一三年の法典(第四三一條)の主義なり

一六〇、——刑法典「財産沒收」の附加刑を除去し其結果此刑に連繫する刑事訴訟法典草案の規定の削除を來せり

是即ち確定草案第四八九條を臣の廢止したる所以の理由なり

一六一、——(第四八五條)附加刑又は保安處分の假適用に關する所に付き本條に對し判決は上訴不能なることを明白に臣は宣示せり是正しく假處分に係るを以てなり若し上訴認容せられんか又は停止の效力を定むべけんか即ち其假の執行性を失ふに至るべし若し又斯る効果を付與せざらんか即ち其上訴は無用たるべし

議會の委員會には官吏は懲戒方法に依り停止せらるべきが故にとて公務施行の假褫奪は重きに過ぐと認められき然れども行政の方法に依りても採ることを得る以上是亦處分の機宜たることを表はすものなり何れにしても其刑法典に連繫し之と一致すべき刑事訴訟法典には然らざる注意に係るなり之に關し此法典再審査の内部に在りても駁論を生ずるに至らざりき

一六二、——(第四八八條)議會の委員會は牽連罪に因り同一裁判に於ける處罰者に關する訴訟費用の連帶債務より一罪又は其一情狀の證據が他の一罪又は其一情狀の證據の上に影響する事實(第四五條第四號)より牽連の斷定せられたる場合を除くせんとの意見なりき
然れども訴訟に關する費用は總てに共通にして總てに對する處罰の牽連及び結果に付き斷定せらるるに據り此除外は正當に非ざるべし

草案は民事擔當人の外召喚又は参加したる民事科料義務者も亦若し其答責が判決の中に宣告せられたるときは處刑被告人と連帶に於て訴訟費用支拂の義務を負ふ旨を規定せり抑、訴訟に召喚又は参加したる此者科料義務者が之に失敗したる其活動を發展したること又其故に訴訟の方面より一般原則の適用に於て費用が失敗の結果と成る規定の正當なるは直實なり然れども實體の方面より民事科料義務者は單に偶然答責者の無資力の場合の答責のみを有し且停止條件に服従すと臣は看做せり故に保證の性質を有す債務に係り訴訟費用に對し之に連帶債務を加ふるは衡平に非ずと思惟せられ又其爲に民事科料義務者を訴訟費用に處罰し得ることを臣は除外せり

一六三、——(第四九三條)當事者に利害關係を有し又法律に反せざる一切の記述を辯論調書に記入せしむるの權利を認む

議會の委員會且法律に反せざる所の語を削除せんことを提案せり
反對に此事項に付ても亦宿命的に濫用するに至るべき際限無き自由を當事者に放任するを認容すべからざることを注意すべきなり却て第四九四條を委員會の希望す意味に變更し調書は毎葉に署名すべき旨を臣は規定せり更に第四九六條連記の使用の中に説明を必要とせざる輕微なる變更を加へたり

一六四、——(第四九八條)辯論調書の關するに於て委員會の委員會議決を以て出版

一六四——(第四九八條)缺席裁判の關係に於て議會の委員會は、正當支障の證據は其證據を以て出頭の缺如の不可抗力に基くことを立證するときは判決の公表後と雖後れて有効に提出し得べきものと思料せり

然れども期間回復の制度を除去せば委員會の提案せし例外より他の方法に依て再び之を生ぜしむべき場合に非ず、新法典は缺席裁判に於ける辯護に何等の制限を設けず又其故に正當支障の後れたる證據に價値を認むる何等の理由存せず、他の一方に於てさる支障の證據を適當時期に提出することの可能に非ざる場合は法律が之を取扱ふ勞に價せざる迄爾く稀有且例外なり、肝要なるは今日迄餘りに多く到来せし如く裁判を取消さしむる爲同様の術策を濫用せしめざるやう之を阻止するにありとす

一六五——第五〇二條(最直接審の場合及び方法を第二四四條及び第二四六條と一層好く一致せしむることに臣は意を注げり

本條より最直接審を合法とする條件の不遵守に對し無効を脅科する規定を臣は除去せり、第五〇四條の規範にて充分と思料せしを以てなり

終に議會の委員會の提案に基き辯護準備の爲の期間を三日より五日に延ばせり

一六六——(第五〇六條)議會の委員會は決定に依る裁判の議事に於て、五千リールの限界を過度と、又、

異議の結果事實の實體を除外するに至るときは其異議の効果を非異議者に擴張すること(第五〇八條及び第五一〇條)の勸告可能と思惟せるを除く外、何等注意すべきものを有せざりき

第一の點に付ては委員會に従ふべきものと臣には思惟せられざりき、異議の權利が被告人の一切の利益を保障するを以てなり

反之第二の點に付ては常に委員會の提案に左袒するのみならず更に異議の裁判が事實の罪を構成せざるを認めたる場合も亦擴張の効果を臣は設定せり、事實同様の理由が双方の設例に於て同一の方法に依り處分することを勸告す

第三章

上訴の裁判に就て

一六七——(第五一二條、第五一三條)證據の不充分に因り又は裁判上宥恕の授與に因る無罪放免の判決に對する控訴は止だ歸責が懲役を以て罰す可き犯罪に關するときはのみ認容せらる

議會の委員會此上訴は或刑を以て罰す可き總ての犯罪の關係に之を讓與するを勸告すべきものと思料せり

然れども若し止だ金刑のみを以て罰す可き犯罪に關せんか證據の不充分に因る無罪放免は精神上の關係に非ざるよりは何等感すべき減損を將來し得ず又其故に判決を控訴可能と爲すべき理由を存せず

一六八——(第五一五條議會の委員會、檢察官の附帶控訴は廢止すべきものとの見解を表示せり

右の控訴は専ら豫備草案の採用したる不利に變更 *reformatio in peius* の無條件可能の原則の嚴格を減少する爲は之を認容せり、之を削除し委任法討論の際發表したる臣の觀念議會より賛成せられし後は止だ被告人のみよりの控訴に付き不利に變更の絶對禁止を再建するを意圖せず、以て純粹且簡單なる右の原則を適用することに回復すべきなり

檢察官より提起したる控訴の場合に於て草案は取分け裁判官に[附加刑及び保安處分]を適用する權を付與せり

抑、附加刑は法律の豫見する場合に當然主刑に附從し其關係に依り裁判官の爲す所の不利に變更すとの考察に至り得ざる方法なるが故に此刑の指示を過剰と思料し且其記載を削除したる所以なり

一六九——確定草案は第五二二條に控訴裁判官は止だ各別に説述したる所のみを特に考察に取る義務を有する旨を宣明せり

議會の委員會此規定を過剰と思料し又第二〇一條の規定する所に現はると思料せば之を無用と見るに同意し臣之を削除せり

一七〇——[上告]の關係に於て議會の委員會臣を[法律の利益]に於ける檢察官の上告再設の機宜を調査すべく、勸誘せり

委員會に對する尊敬の爲更に問題を研究せり然れども常に一層強く此非常救済方法を不適宜と認定せり

豫備草案に付ての臣の報告書中に顯示したる理由は繰返さず廢止に付き獲たる同意が不變なる通り其事は始終堅固に残留す、前述委員會法律の利益に於ける上告の利益に於て何等新なる論證を採用せず又其故に既判事項の否認を立證する此制度の除去を臣は維持せり、既判力の常に堅固に残留するの公益は若干の判決の法律上錯誤を矯正する利益より大に遙なる上に在り

而して事實の不正を救済する爲には再審を利用し又其可能に非ざるときは恩赦を利用す

一七一——(第五二四條議會の委員會は上告の理由に關する規定を審査しつつ刑法の不遵守又は錯誤の適用と云ふは實體法の規範に關することを解明すべく勸告せり

されど一切の解明は過剰を生ず、訴訟法の規範の違反は別に豫見せらるるが故なり、又此規範の中に

刑事訴訟法典第一八五條第一號に引用せらるる司法順位法を亦包含することは疑義たるを得ず
次に上告は若し法律の許可せず又は明白に根據無き理由に據り申立つるときは不受理なる旨規定
せらるる前述の委員會は明白に根據無きと云ふ投入句は實體に關係せず寧ろ明細の缺如に關すること
を詳述せんと臣を勸誘せり

されど其方法に依らば規定に餘り狭き意味を與ふべし理由を述ぶることを得明細なる方法に依り
て顯示するも例へば法律の特定の規定の存在又は絶對包括意義の不認定を口實とするときの如く、依
然明白に法律上の若干の基礎を失ふ、此場合に在りても上告は同じく不受理と宣告せらるることを要
す、其故は無意味且無價値なる上告を繞り其最高考察の活動を繫屬することに司法官を強制すべき何
等の理由存らざるを以てなり

一七二——第五二八條非常上告の關係に於て議會の委員會(死刑の)執行は司法大臣の處分の關與す
るまで停止せらるることを詳述せんとの意見を表示せり

されど其規定は既に所定の個條より歸結す、曰く上告は停止の效力を有せず但若し死刑を科せられ
しときは司法大臣其執行の停止を命ずることを得と、此權能が司法大臣に屬する以上如何なる官憲と
憲司法大臣前述の權能を行使することを欲するや又は欲せざるやを知るに先ち死刑を執行すること
能はざるべし

一七三——第五二九條理由の提出に付き、上告人を最終の裁判に辯護したる代言人の有效に同理由
に署名し得る爲には大審院の名簿に登録せらるることを要すとの條件を削除せんとの議會の委員會
の勸告は臣之を採用する能はざりき

理由は之を取調ぶべき最高裁判所に適する程の其能力を以て且其眞摯を以て申立つるを知るの保
障を與ふる代言人より與へらるるを可とす而して其保障は最高法院の名簿の登録より與へらる、此職
業上の高上を取得ることを果さず又は之を取得る者を自ら己を法律の駆逐するには
及ばざる下位の條件に置くものなり、渠等は上告の申立は無すことを得れど何等其他を爲すを得ず
追加の理由譯者註後に添附する上告理由に關する變更に付き臣は第二〇一條の關係に於て理由を
附せり(八四項、同じく第五三三條に依り辯護人に讓與したる期間の延長十日より十五日)の如し

一七四——第五三四條大審院側檢事總長は特定の上告を以て申立てたる問題の特殊の重要性に鑑
み聯合刑事部に審判を付託する爲に院長に請求することを得

草案は院長に選擇の自由を認めず院長は檢事總長の請求に従ふことを要せり、之に反し議會の委員
會は前述の請求を採用すると否とを院長に一任せんことを提案せり
此提案の機宜を認め第五三四條の文例を其意味に臣は變更せり

一七五——(第五三五條)上告の受理可能に付き監獄に監置の條件を定む

法典は前日と雖同じく其監置せらるることに同意するに反し議會の委員會は上告者は少くも討議の爲取極めたる若干日前に監置せらるることを義務と爲さんと欲せり

されど何等の理由も此提案に賛成することを勧めず、新法典の採用したる規則は一九一三年の法典の規則より既に一層嚴格なり、一九一三年の法典に依れば監置は判例に従へば討議の日にて其開始の前ならば同じく到來するを得たり、此監置たるや専ら警戒の目的の爲に定めたるものにして訴訟上毫も肝要に非ず故に院が討議の爲に取極めたる日に監置の正式の通知を有し得る方法に依り其日の前にさへあらば其生ずるの遲速は論ずるに足らず

尙同委員會は上告の目的に保釋を與ふることを認容せんと勸告せり

此提案も亦臣には受諾すべきものと思惟せず、經驗の示す處に據らんか、不受理又は棄却を宣告せらるる上告の數は採用せらるる上告の數より甚だ遙に上なり、又其爲處刑を致せる事實の裁判の最早攻撃すべからざるものとなれるときの保釋の授與は虚偽なる豫想の上か又は危險なる寛大の上に非ざれば基礎を置くこと能はざるべし

訴訟の以前の経過に於て保釋を取得せざる者が次で上告裁判の延引中既に最早事實の討議を容さざる處刑を招致したるとき之を獲得し得るを容すことの不合理的たるべきは明なり、若し被告人既に本

案の裁判の際に保釋を獲得し而して若し恩典を取消されざりしならば第五三五條明言する如く上告の裁判に付ても亦之を利用することを得、是審理中の規範より一切の過當なる嚴格を淘汰する所以なり

刑法典が(草案と異り)未決監置の日數の有期拘禁刑の日數よりの控除を強制のものとして爲したるに因り確定草案第五四一條第二項無用と成りたる爲削除せられたり

一七六——(第五三六條)確定草案は當事者に開廷前八日に救助(Procuratio)辯護を容されたる代言人の署名したる覺書。を大審院に提出する權能を授與せり、容易に諒解せらるる所なるが而も其覺書の對象は指示せられざりき

されど一切の濫用を避くる爲第五三六條の中に覺書の(合法に申立てたる理由の擴張に關すること)を詳述せんと思考せり

大審院の前に於ける辯論中確定草案に従へば上告者たり又は然らざる被告人の辯護人は短き申立たりとは云へ常に最後に陳述する權利を有せり

規定の再審査に當り此主義は今日迄襲踏せし所に反するのみならず第三審の裁判に關する以上不必要なる辯論の延長を招き得べしと看做されき、此權能の代りに辯護人の、同法廷に判決の議定の前に、口頭を以て述ぶべかりしことを簡潔且精確なる方法に顯示したる、短き書面の註解を提出する權能を

有するを機宜と思料せり、効果は同様なり而も口頭の争議を長引かせざる利益を有し恐く一層良好ならん

一七七、(第五三九條)移送せず爲す取消の場合を規定す

議會の委員會は最初に、訴を提起又は續行する能はざるを宣告するとき検事局管轄の處分は除かれ、て残ることを正確にせんと提案せり、何等疑ふことを得ず又其故に何等正確にすること必要に非ず該委員會は更に、若し上訴したる斷定が法律の許可せざる處分に成立するとき移送せず爲す取消を言渡すの規定を明白にすべく、臣を勧誘せり、然れども總ての細説が其明瞭なる意味を暗まし得ざる迄夫れ程明なる力の餘る場合に係るなり、終に前述の委員會には、其他院が移送を不必要と認め若くは院が自己の管轄の限界内に於て必要な處分を施すことを得る總ての場合に移送と共にする取消を許可する規定は餘りに廣しと思惟せられき、遮莫、最上裁判所たる大審院に關するを眼中に保つこと必要なり、最高裁判所には其制度に相應し又其處斷の絶對訴追不能に相關する權限の廣大なるを認むることを要す

一七八、(第五四四條)議會の委員會は取消に續く移送の裁判に關する規定に付き其審査を進め次の如く自己の意見を表示せり、第一審の判決を以て取極めたる限界内に在りても亦移送の裁判に於て

刑の加重の可能を排斥すること、附屬として移送の裁判官は第一審の判決の中に定めたる所より大なる刑を適用する能はざる旨を細述すること

此關係に於て第五四四條は移送の裁判官は其判決の取消されたる裁判官の有せしと同一の權限を以て審判することを規定するを注意すべきなり、之を以て法律は暗黙に全部の裁判専ら第一審の裁判に成立する所にて亦同じく控訴の裁判の結果にても取消の場合専ら控訴の裁判のみの取消の場合より區別せり

若し全部の裁判取消されんか移送の裁判官は第一審の裁判官と同一の條件に在るに至り又其爲正當と思料する其刑を科することを得て何等特別の制限無し

若し之に反し専ら控訴の裁判のみ取消されんか移送の裁判官に第二審の裁判官の有せし所と同一の權限歸屬し而し又此場合に於てのみ第一審の判決有効に残り又其故に對質の正文存在し其判決の取消されたる控訴の裁判官其禁止を遵守することを要すると要せざるとに従ひ不利に變更するの禁止或は存在し或は存在せず、而して法律の設けたる制限に關する留保は此最後の設例及び第五四五條及び第五四六條の規定によりは他に關係せず

一七九、(第五四九條)上告の不受理又は棄却を宣告したるとき科すべき金錢制裁の代りに、二八六

五年の法典に於ける如き、貨幣の價格に付き機宜の均等を以て且貧者の除外を以て警戒留置を再設せんことを議會の委員會は勸告せり

然れども金錢制裁の主義に選擇を與ふるに付き臣は今日迄有效なる法典(第五三五條)の主義を維持するの他を爲さざりき、そは斷じて不便を生ぜざりしが故に之を拋棄する理由を存せず、却て臣は幾分一層の嚴格を適用せりと雖も、若し今日迄大審院の強壓せし根據無き上告の夥しき數を減ずる目的を達せんと欲せば斯くあることを要す

一八〇——第五五三條の規範に依り「通常司法官憲の第一審又は控訴審に於て言渡し」確定と成れる處刑の判決は法律の特定したる場合に於て「再審を認容す」

議會の委員會「第一審の語の後に」「重罪法院を含み」の語を追加せんことを提案せり、然れども斯る追加を正當視せんが爲には、争も無く通常司法官憲の第一審に於て言渡したる判決たる所の重罪法院の判決が再審に服せざるかを疑ふ爲の何等かの理由存し得ること必要たるべし、今や何等の理由も此類の疑義を許容せず

一八一——第五五九條常に再審の事項に於て、法律は大審院に何時にても新なる審理への判決を以ても亦之に續きても、保釋を授與する權能を與ふ

議會の委員會には移送の判決後院に斯る權限を認むるは機宜と思惟せられざりき

若し大審院に於て取扱ふべきを避くる爲前述の權能を機宜に非ずと思料せば夫より何等の不便の由來し得ざるを注意すべきなり、却て保釋を授與するの禁止よりして相當大なる不便を招致し得べし、院が或は失念に因り或は請求提出せられず院職權を以て處分するを思料せざるに因り或は其他の類似の理由に因り處分するを爲さざることあり得るなり、故に仍ほ未だ結局に無非難を確認せずとも院が錯誤を匡正すること又は行爲の状態に依り不正に處刑せられたりと論證し得る者の利益に衡平の行爲を遂行することを禁止するの理由存せず

一八二——第五六二條「大審院再審の爲移送を處置するときは處刑の判決の取消は移送の裁判に於て事實の存在せざること又は處刑者の之を犯さざりしことを確認するに至り若くは事實の存在すること又は處刑者の之を犯せしこと一切の證據の缺如することを宣告せしこと」の條件に服する旨を規定す

議會の委員會條件を除去することの一層正當に非ざるなきかを審査すべく、臣を勸誘せり、然れども此條件の價値を好く了解する爲には第五六六條を眼中に保つこと必要なり、該條に據れば、移送の裁判官は止だ事實の存在せざること又は處刑者の之を犯さざりしことを歸結するとき若くは事實の存在又は被告人の加入の證據の一切の缺如するに至るときのみに無罪とすることを得其他の

總ての場合に在りては處刑の判決を是認することを要す
さて其判決が若し無條件に取消されたるに因り最早存在せざらんか裁判官は其判決を是認するに
付き如何にすべきか？

されば縦し根本の重要性を有せずとするも仍ほ専門上好く推敲せられたる法典に於て等閑視すべ
からざる簡潔と正確との理由を以て正當と做し訴訟上の方策に係るなり

一八三、——(第五七一條以下)再審の裁判に於て無罪とせられし者に授與することを得る[金錢賠償]の
關係に於て議會の委員會草案の使用する[補助] *Sisidio* の名義に於て[]の語を除去して之に代へ[裁判
官は請求に基き規則の設くる限界内に於て且其形式を以て衡平なる賠償を付與することを得]と云は
んことを勸告せり

此提案はそも一九一三年の刑事訴訟法典の主義と同一なる臣の採用したる主義に根底よりの變更
を將來すべし之より臣の遠ざかることを欲せざる此主義採用の理由は豫備草案に付ての報告書中に
臣の残す所無く顯示せし所なり
補助 *Sisidio* の語を寧ろ臣は救助 *Soccorso* (今日迄有效なる法典も亦用ふる所)の語に更換せり、金
錢賠償の性質に一層好く適合するを以てなり

第四編

執行に就て

第一章

通則

一八四、——第五七六條に因り、之に對し再審とは異なる上訴を認容せざる判決は確定のものなり
再審の外法典は他の非常救済を豫見す[特別裁判所の判決に對する非常上告]第五二八條是なり、之に
付き、其上告は同じく判決の確定と成るを妨げざるが故に第五七六條に於て再審の傍に非常上告を亦
記載すべく考察せられ得べし然れども臣は思考すらく、第五七六條は通常司法官憲に關係するが故に
第五二八條の引用は不適當たるべく之に反し特別刑事裁判所の判決が關係者の非常上告の提起可能
とは無關係に確定と成ることは疑問の外なりと
[無罪放免の判決は執行を請求せられたるときは確定と成らずと、雖も、言渡あるや否や之を執行す

議會の委員會、委員會の投票に従ひ廢棄せざるときはと云ふ草案第二〇六條法典第二〇五條第二項を引用せんと提案せり

此規定は既に告示せし(八六項)如く正しく廢止せられたり、故に所示の提案の理由を缺くに至れり

一八五——(第五七九條)同一人に對し同所爲に因り多數の處刑言渡されし場合に付き草案は最初に確定と成れる處刑に選擇を與ふるを要し而して他は之を取消すを要する旨を規定せり

之に反し議會の委員會には、處刑者に最も有利なる判決を選択する主義一層好しと思惟せられき草案の規則は形式論理の觀點の下にては確に攻撃すべからざるものなり、然れども委員會衡平の標準を提出したるが故に之を承諾するの困難を臣は有せざりき、斯くて又處刑者に最も有利なる處刑と述ぶるは異様に思惟せられ得るが故に最も輕き處刑と臣は記載せり

其外處刑の多數の決定の競合又は判決と共にする決定の設例を臣は規定せり、又第九〇條に加へたる變更を斟酌し刑法典第八一條に關する草案の留保を臣は削除せり

第二章

刑の執行に就て

一八六——(第五八〇條)死刑の執行に關する所に付き、細則は規則に留保し關係規定を刑法典の確定條文と臣は調和せしめたり

議會の委員會は檢察官の執行に干與するを強制と爲さざらんこと欲せり、然れども保障の重大なる理由此希望を採用することを臣に許さざりき

一八七——(第五八一條)及び其他の必要な規定に於て、拘禁刑の執行を處分する所以の書類に「勾留請求書」とよりは一層適當なる「收監命令狀」の稱呼を臣は付與せり

此檢察官又は治安判事の發する命令狀は専ら檢察官のみ發することを得る勾留又は逮捕の命令狀とは異り、治安判事は勾留又は逮捕の囑託狀を發するのみ其故は前者は刑の執行に充當するに反し他は仍ほ未だ處刑せられざる者の身體の自由に關するを以てなり

一八八——(第五八三條)刑の執行の爲の被逮捕者の識別に付き、草案は必要な精査が司法警察官憲を介しても亦檢察官又は治安判事之を履行すべき旨を規定せり

此記載を臣は削除せり、そは檢察官又は治安判事が斯る目的の爲司法警察官を利用する能はざるの故を以てに非ず、議會の委員會の提案に従ひ次の事項一層明白に歸結するの故を以てなり、曰く「檢察官及び治安判事は實體上精査を施行する爲司法警察を使用す、然れども精査を警察に付託するに非ず、之

を指揮又之を監督す、是記載するを要せざる一般性の規範なり」

一八九、――草案は第五九三條乃至第五九七條を以て財産沒收及び公民權喪失の附加刑執行に付ての規範を施せり

刑法典此刑を除去したる結果として刑事訴訟法典の相關規定は削除と成れり

一九〇、――第五八七條に附加刑の執行に關する規定を採收し且一層好く整理し、而して第五八八條には該刑消滅の場合に於ける處分の規範を留保し、以て之を一層正確にして且調和したる規則に收めたり

一九一、――第五八九條刑の執行の延期に關する規定は之を刑法典の確定條文と整理せり

一九二、――第五九六條條件附の大赦又は特赦は若し期間の經過に當り特典の授與の隸屬する條件又は義務の滿了を表明するときは確定に之を適用す
議會議の委員會若し不满了が利害關係者の意思に無關係の原因に繫屬するときは期間の延長を認容することを勸告せり

然れども若し期間が勅令に依りて設けられ該令明白にさる權能を認めざるるとき裁判官之を延長すること能はざるは明なり、若し勅令期間を取極めざるときは第五九六條第一項に定むる所其效力を有し専ら此場合に於てのみ延長を許容するや否やを考慮することを得
さて延長の可能を認容し、爲に、其目的の故に因り嚴重に遵守することを要する條件を薄弱ならしむるに至るべく此事項に付ては餘りに寛大なる可らずと臣には思惟せらる、延長の授與せられざるを知ることは義務の好箇の滿了に最も強き刺戟と成るべし

一九三、――第五九七條權利の回復 *riabilitazione di diritto* の廢止は常に議會の委員會方面より駁論を喚起せざるのみならず更に又有力者の拍手を招けり、是臣の激烈なる満足の原因なり

〔裁判記録の效力に於ける復權の制度を刑法典より除去し其結果確定草案第六〇八條法典第五九七條の内容に相關の變更を生ぜり

一九四、――第六〇二條議會の委員會の内部に於て第六〇二條の「戸籍書類の謄本、抄本、又は證明書に特定の記載の禁止の規定は其倫理上社會上の意味に因り最善 *Optima*」と賞讃せられ且目出度き措辭を以て表示せられたり
但之を民法法典に留保するが機宜たるべしとの注意起れり

然れども或は新民法法典を待つことなく處置するを可とするに因り或は處刑が正路外の效果を生ずるを阻止するに係り此規定を刑事訴訟法典の中に包含せらるるとも何等の不當存らざるに因り此機宜なることを承認せられざりき

第三章

刑事事案に於ける民事執行に就て

一九五——此事項に於て法定抵當及び保存押に關する規定第六一六條及び第六一七條と刑法典の相關規範との一層好き整理を處置せり

之が爲一九一三年の法典第六〇五條の認むる權能たる法定抵當又は押收を請求することの民事當事者の權能を臣は削除せり何となれば一方より此擔保は檢察官又は治安判事の發議に依りて處置し私利害關係者をも亦利するを以てなり他方より法定抵當權は處刑の判決後は其未だ確定に至らざるときと雖も裁判上の抵當權を登記する者等の權利を妨げざるを以てなり(刑法典第一八九條)

議會の委員會は罪を生ぜざる所爲に因る法定抵當權の登記の場合は賠償の訴權の存せざること^を明確にせんと勸告せり然れどもさる明確行爲は過剩たるべし何となれば法律が刑事裁判官の確定判

決に先ち抵當及び押收(差押)を許容する以上訴訟の成效とは無關係に其擔保の實現を正當とし又其故に法典を適用したる司法官に何等の答責を歸結する能はざるを以てなり他の一方に於て委員會の希望したる明示の宣言は司法官が民事訴訟法典第七八三條の豫見する場合の外に在りても亦其職務行爲の關係に依民事答責に遭遇し得るか^の疑問を起さしめ得るが故に危險なり

譯者註、伊太利民事訴訟法典

七八三條 裁判官及ヒ檢事局ノ官吏ノ民事上答責ス可キ場合左ノ如シ

- 一、其職權ノ行使中民事詐欺 || Dolis 刑事詐欺又ハ不正強要ニ付キ歸責ス可キトキ
- 二、當事者ノ要求ニ付テノ處分ヲ拒ムトキ又ハ處斷スル狀態ニ在ル事件ニ付キ斷案又ハ終局スルコトヲ放置スルトキ
- 三、法律ノ宣示スル其他ノ場合ニ於テ

一九六——第六二〇條草案は抵當又は押收の財産の賣却より獲たる金額及び保證の爲供託したる金額にして料料金庫に歸屬せざりしもの分配に付きて規定しつつ擔保の爲支拂ひたる金額をも亦指示せり此最後の金額は専ら擔保が遵守を保障する義務の違背のみに基き納付せられ得て其結果必然料料金庫に歸屬すと看做し第六二〇條の中の關係記載を臣は削除せり

本條第二項に於て其規定を動産にも擴張する爲分割 || graduazione の審理の時期と指示するに代へ「債權の配當順位 || collocamento」の時期と指稱せり

一九七——第六二二條「刑事訴訟の終末に於ける押收物の還付」の關係に於て議會の委員會、無罪放免者が對財産保安處分に服し且他の擔保を缺くとき草案の課したる押收を保持する義務を權能に變更せんことを勸告せり
更に一層進むべしと臣には思料せられき、而して總て此規定を削除せり、何となれば其規定は押收の保持を必要とせざる所の善行保證の外には關係し得ざるを以てなり、刑法典は實際金額の供託を實行せず又は抵當擔保又は連帶保證を爲さざるときは善行保證を監守附自由に變換することを規定す刑法典第二三八條)

第四章

執行附帶訴訟に就て

一九八——第六三二條「刑事事案に於ける民事の執行に於て異論を生ずるときは若し法律が別異に處置せざるときは刑事執行附帶訴訟に關する規定を遵守する旨を規定す」
特爰に於て議會の委員會は、此規定を以て刑事判決に包含する民事處罰に結合する異論を指示するか

若くは専ら其他の單純なる附帶訴訟の異議を指示するかを正確にせん、と臣を勸誘せり
第六三二條の留保に據り此規定の意味に付き疑問は生じ得ずと思料す

此規定は別異に處置する規範を除きて行はる又其故に判決に包含する民事處罰の對財産執行行為に關係するを得ず、其等に付ては刑事稅率表の規定若くは若し私人の發議したる執行に關せば民事訴訟法典の原則を遵守することを要す
前述の留保を除く外第六三二條は法典の特別に豫見する場合と其外刑事判決に包含する民事處罰を解釋すること必要なるとき其適用を見るべし

第五章

保安處分の執行に就て

一九九——第六三四條「行政官憲發議の保安處分」に關する規定を臣は一層正確と爲せり
議會の委員會は危險を肯定する確認に鑑み本人を治安警察に交付する假命令の可能を除去し裁判官より他の者の認めざることを提案せり
然れども此除去は可能に非ず、さるは危險なる兇徒の逃走を容易にするに至るべし

終に此範圍に於ても亦治安官憲の發展せしめざる可らざる活動を地方裁判所檢事に屬する發議の權限と一層好く整理する處置を臣は取れり

二〇〇、——第六四〇條、第六四一條監視裁判官及委任評定官の決定に對する上訴に付き斷定する管轄は議會の委員會の所見に依れば、合議裁判官に歸屬すべきなり

此意見の理由は委員會の調書よりは歸結せず

此提案に賛同するを臣は思料せざりき、其故は根本より行政處分に關するが故に裁判官の干與の保障は其實現の爲に最少の必要内に包有せらるるを要するを以てなり、其特質の對象を異にする刑事訴訟と保安行政處分を唯一の對象として有する訴訟手續とを混淆せざることを要す故に又前者に必要と思料せらるるもの必ずしも亦後者に缺くべからずと思料せらるべきに非ず

二〇一、——第六四三條草案は若し上訴權を有する私人(即ち利害關係者又は第六四〇條に示す者の一人)發見不能なるときは上訴の期間は之を上訴を准す決定を發したる日より起算する旨を規定す、議會の委員會、此期間も亦通達の日より起算せしむべく、さなくば利害關係者決して處分の認識を有せざらんことを勸告せり

然れども若し通達せらるべき者正しく發見不能なるが爲其通達到着する能はずとせん如何にして

期間の起算を通達より開始せしめ得べきや?而して若し發見不能ならんか、處分の認識を有し得ざるべきも、上訴權の喪失を負ふべきも自業自得 *imputet sibi* なり

然りと雖も期間の決定を發したる日より寧ろ發見不能宣告の日より起算せしむる意味に草案の規定を臣は變更せり此標準一層合理と思惟せられたればなり、今や第六四三條の規定する所正に此の如し

二〇二、——第六四四條、上訴を准さざる場合の中に草案には反對に包含せざりし監視附自由に關する處置を制限又は變更する決定に付ての設例を亦臣は挿入せり

此決定は根本に非ざる處置に屬し且利害關係者は別様に其理由を有效たらしめ得る所なるが故に之に對し上訴を准すは臣には機宜と思惟せられざりき

二〇三、——第六四七條、危險状態の再取調は簡潔と爲し且刑法典の相關規定と一層好く整理したり

二〇四、——第六四八條以下監視附自由に關する規定を再關するに當り臣は一八八九年の刑法典の採用したる特別監視の實地に發現せしめたる最も重大なる不便を豫防することに没頭せり

(譯者註、一八八九年刑法典第二八條第一項、裁判所ニ於テ其科シタル刑ニ特別監視ヲ附加

スヘキ場合ハ各本條ニ之ヲ定ム、第二項、特別監視ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外ハ第四二條ニ定メタル期限ヨリ十五日内ニ其住居ヲ定メントスル地ヲ當該官署ニ届出テ且法律ニ從ヒ命セラレタル條件ヲ履行スルノ義務ヲ有ス但當該官署ハ監視ノ期間間犯人ニ一定ノ地ニ住居スルヲ禁スルコトヲ得、第三項、一年以上ノ懲役ニ處スル場合ニ於テハ裁判所ハ本刑ニ特別監視ヲ附スルコトヲ得、第四項、其裁判宣告書ニ於テ犯人ニ命スヘキ條件ヲ制限スルコトヲ得、第四二條略、

實際考察せし所次の如し、本制度に固有の治安の目的を達し得たりとは云へ頻煩に被監視者の倫理上及び社會上大なる墮落の原因と成り又其安定なる勞働に従事する義務と背馳せり、事實被監視者が勞働を發見するに成功したる時にも勞働の地に於ける治安吏員の往訪は屢々其解雇を決せしめ若くは勞働供給者及僚友に面し屈辱且時と共に忍び難き境遇の不幸に陥落せしむ、之に加ふるに被監視者に課する時間表が屢々仕事の必要と相容れず爲に其招致が不機宜と成り且一步は一步と不都合を生じ斯くして此保安處分は被監視者の救済に貢献するには遠く縱し善良なる決心を以て勇み立つも正業を以て生存し得るを阻害せらるること頗る多次なり

斯る損失を阻止することの社會上大利益たるに付ては説明の要存らざる所なり、保安處分の本旨は斷じて危険人物の社會復歸の目的と離れて進むべきに非ず、此觀念に啓發せられ第六四九條に一分項第三項を追加して規定すらく、監視は總ての場合に於て監視附自由に服する者を必要なる平靜を以て作業に従事することに不便ならしめざる方法に依り之を

執行することを要すと、而して此豫防の規定の遵守を一層好く保障する爲利害關係者に異議の權利を臣は許容せり

同じく監視附自由第六四八條及び第六四九條の關係に於て、議會の委員會には、被監視者の服従する規定を轉寫したる文書を指示する「教訓書」(Carta praectia)と云ふ稱呼嘉納せられざりき、然れども特性より視て被監視者の識り且守るべき「諸教訓」(praectia)に關するに據り其措辭を以て文書の内容に相應せずと言ふを得ざるなり

更に善行保證に關する手續第六五四條に付ての規定を一層完全と臣は爲せり

「沒收に關する手續第六五五條に付き確定草案は執行裁判官理由を附したる決定を以て處分すべき旨を規定せり、其規定を再査し屢々考察に上り得る利益が重要なるに據り此處分は十分なる保障を與へずと思惟せられ、其爲之と異り該裁判官第六二四條第二項の規定を遵守し執行附帶訴訟の形式を以て處分すべき旨を臣は規定せり

代國官憲の裁決機關附録

第五 正 議

第五編

外國官憲との裁判權關係に就て

二〇五——第六五七條議會の委員會は單に緊急の場合のみならず且委託事務は常に直接に外國に在る王國の外交官及び領事館員に送致すと規定することを得るやを調査すべく提案せり

然れども此事項に於ては吾人の國家と委託事務を實行すべき外國との政治關係を斟酌するの必要なることを注意すべきなり、政治の批判は司法官憲其管轄に非ず、故に少くも原則としては外交手段に遵據するを可とす

(第六五八條外國より來る委託事務の執行性に付き斷定する管轄は控訴院によりも寧ろ豫審部に歸屬せしむるを一層事理に適合すと臣は思料せり

二〇六——第六六二條犯人引渡に付ての裁判權の保障の編纂を引渡さるることの利害關係者の要求に關する規定を以て補充し、改良せり、草案は之を他の個條に包括したるも而も爰に一層適當なる位

置を發見す

二〇七——第六六三條草案は一八八九年の刑律第九條及び一九一三年の刑事訴訟法典第六四三條に一致し、引渡を提供又は請求するに至れる者の逮捕に「假」と云ふ性質を付與せり

然れども此逮捕を「假」と看做すべき何等の理由存せず、却て一九一三年の法典は原則として其逮捕囑託狀に依りて執行せらるるに至ることを規定す、其逮捕は司法官憲の命令より來る所又は其確認したる所又は逮捕の永存する終迄又は引渡の手續の果さるる迄若くは其檢察官より假に出獄せしめらるるに至る迄存続する所のものに關す、されば其逮捕は必ずしも假の性質を有せず、豫審中檢察官の勾留命令狀より來る逮捕は罪の微憑の到達不十分なる爲其命令取消され得るとは雖も仍ほ之假の性質を有せず、因つて不適當なる稱呼を第六六三條より臣は除外せり

之に反し、指示せし如く、斯る處分を機宜且正當と思料し得る場合存り得るに因り司法大臣の適當に許容したる檢察長の命令に基く假の出獄洵に假處分に關するもの、の可能は臣之を承認せり

二〇八——更に第六六四條を臣は變更し、一九一三年の法典の跡を踏み反對に草案の規定する如き、被逮捕者に辯護人を選任するの地方裁判所檢察又は治安判事の義務を削除せり、其故は若し右司法官の甲又は乙に速に提示の行はるるを正當とせんか一旦被逮捕者の人物の識別を確認せば他を問はず

之を豫審部に於ける審理を發議すべき検事長の處置に置くを要すべければなり
 地方裁判所検事又は治安判事の方面よりの辯護人の選任は、屬々到來するが如く、該司法官の住所が
 控訴院所在の市町外に存するときは全然無益たるべし
 故に若し被逮捕者一信任辯護人を選定せざるときは検事長辯護人を選任す(第六六六條)

二〇九——(第六七〇條)確定草案は引渡されたる無罪放免者又は處刑者の吾人の國家内に於て服せし保安處分は其者或原因の爲其所に歸還するときは豫め危険の狀態を再調査し之を適用すと規定せり
 此條件を一層好く定むるを機宜と臣には思惟せられ又其故に第六七〇條の中に、所述の再調査は専ら引渡より五年より少からず經過し且常習性又は職業性の犯罪者又は違警罪者又は性癖に因る犯罪者に關せざるときのみ即ち専ら危険の狀態を終熄し得たりと推定する理由の充ちたるべきのみ之を行ふべきことを規定せり、他の如何なる場合に在りても再調査は無益なり、加之保安處分は其場合之を必要とするときは變更又は取消すことを得るものとす

二一〇——(第六七一條)議會の委員會の内部に於て(何等の提案とは成らざりしかども)吾人の國家が他國に引渡を請求したるとき外國よりの引渡(第六七一條)必要且緊急なる豫審行爲を履行し得るや、又

公判に移す迄進み得るやの問題を起せり

豫審行爲に付ては吾人の國家が引渡を請求する人物に對し伊太利に於て取扱ふものと推定して見たるときは之を疑ふことを得ず

公判に移すに付ては正規の場合には伊太利の司法官憲が所求の引渡に付き外國の斷定を待つことを理の當然とす、然れども被請求國が議定を放置し又は餘りに遲延するときは如く特定の場合に在りては何時にても可能として存する闕席裁判に依りても亦手續するに至ることは之を拒むを得ず

二一一——(第六七二條)外國の刑事判決の認知に付き第六七二條より草案が検事長に歸屬したる外國の處刑者又は無罪放免、拘禁保安處分に服すべきものと思料するときは治安官憲への其假交付を命ずる權能を除外せり、此事項には保安處分の適用に關する一般の規範及び第六七四條にて充分なり
 (第六七三條)次に外國の判決に基き贓物の返還又は損害の賠償を獲る爲又は其他の民事上の效力の爲本國家内の裁判に其外國判決の刑事處置を利用する利益を有するときは私人も亦外國の刑事判決の認知を請求を許可する所以の新なる規定を臣は添付せり

(第六七四條)外國判決の認知に附屬する條件の中に一致の必要の爲刑法典第一二條末項の豫見する所をも亦之を包含せしめたり

陛下

爾來彼も此も専ら伊太利のものと成れる長き經驗と或時より重要と成れる學理の研鑽との果實たる新刑事訴訟法典は總ての訴訟上の改良を至難ならしむる二様の相反する要求、即ち國家の犯人處罰權の必要必存の擁護と冤罪者の自由の保障とを調和するを以て標的と爲せり、多數の思惟したる所に、一九一三年の立法は刑事訴訟の此第二の目的に餘りに寛大にして依て第一を粉碎せり、新法典は斯る缺陷を矯正し而も反對の缺陷に陥ることなきを希望す、實驗は堅く希望せし此均衡が果して法典より獲られたるかを語らん、實驗は又新訴訟法が果して充分に他の其根本の期待に應ふるかを語らん、期待は即ち伊太利の裁判の風習より、屢々無益なる精査の過剩、常に不適宜なる口舌の過多、盡く擯斥すべき外部の劇的身振等久しき以前より不偏なる考察家の一齊に指摘したる所を除去することはなり、律師の改善したる風習、司法官の増進したる權威及びフアショ主義の建設したる最も嚴格なる規律が數年來既に刑事司法行政を著しく良好と爲したることを附記するを正當とす、訴訟の改良は斯る慈惠の機動を促進するを確信す、此信念を以て伊太利王國の新刑事訴訟法典を陛下の尊署に奉呈する榮譽を有す

羅馬、一九三〇年—革命八年一〇月一九日

ロッセ
Rocco

伊太利刑事訴訟法典報告終

號數年月 司法資料表題

第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)	第一七號	大正一二、三	英國監獄制度
第二號	一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事錄	第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第三號	一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄	第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第四號	一一、二	米國ノ家庭裁判所	第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第五號	一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察	第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第六號	一一、四	米國ニ於ケル小年裁判所ト社會	第二二號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第七號	一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集	第二三號	一二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概觀
第八號	一一、六	英國及ラウエーノ警察	第二四號	一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第九號	一一、七	復權ニ關スル佛國法令	第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概觀
第一〇號	一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法	第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第一一號	一一、九	英國ノ判事及また論	第二七號	一二、八	短期自由刑論
第一二號	一一、一〇	英佛ノ辯護士法制	第二八號	一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制			
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作案ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告			
第一五號	一二、一	辯護士倫理			
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書			

第二九號	大正二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法
第三〇號	一三、二〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	一三、二〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	一三、二一	司法制度改良論
第三三號	一三、二一	獨逸新經濟法
第三四號	一三、二一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛、伊、白、蘭國之部)
第三五號	一三、二二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國及瑞西之部)
第三六號	一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹、瑞典、諾威之部)
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及手續とらんとニ於ケル刑事手續
第三八號	一三、二	佛國借家借地法
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)
第四二號	大正一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附司法行政機關))
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一三、六	瑞西辯護士法
第四八號	一三、七	露西亞事情
第四九號	一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令

第五六號	大正一三、一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文
第五八號	一三、二	米國少年裁判法
第五九號	一三、二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	一四、一	不定期刑言渡ノ制度
第六一號	一四、一	改善不能性犯人ノ所遇
第六二號	一四、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第六三號	一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	一四、四	假釋放
第六八號	一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録
第六九號	一四、五	諸國ノ刑法草案
第七〇號	一四、六	英國司法警察論
第七一號	大正一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)
第七三號	一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)
第七六號	一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)
第七九號	一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)
第八〇號	一四、一二	刑罰ニ關スル制度(其二)
第八一號	一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	一五、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)

第八五號	大正一五、五	陪審制度視察報告書集(附)が るをん教授述陪審制度論
第八六號	一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	一五、九	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第三篇)
第九三號	一五、九	刑罰に關する制度(其六)完
第九四號	一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等 に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	一五、一一	佛國裁判制度(第一)治安裁判 所の組織及權限
第九八號	一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控 訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	昭和二、一	公の秩序に對する犯罪に關する 比較法論(其一)
第一〇二號	昭和二、二	公の秩序に對する犯罪に關する 比較法論(其二)
第一〇三號	昭和二、二	英國陪審の組織資格選定召集等 に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)
第一〇四號	昭和二、三	司法ニ關スル法制
第一〇五號	昭和二、三	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第四篇)
第一〇六號	昭和二、四	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第五篇)完
第一〇七號	昭和二、四	保安處分
第一〇八號	昭和二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則 篇)
第一〇九號	昭和二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論 篇)
第一一〇號	昭和二、六	ケイト・ウエブスター事件の陪 審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	昭和二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	昭和二、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	昭和二、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	昭和二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法 警察
第一一五號	昭和二、八	チエツコ・スロウアキア共和國 の刑法典草案及同理由書(總則 篇)
第一一六號	昭和二、九	米國の勞働法制(上)

第一一七號	昭和二、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	昭和二、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、 奧一九二二年案、伊一九二一年 案)
第一一九號	昭和二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國 の刑法典草案及同理由書(各 論篇)
第一二〇號	昭和二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式と その判例
第一二一號	昭和二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	昭和二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	昭和二、一二	フレデリック・バイウオリター ス及エデイス・トムソン事件の 陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一二四號	昭和三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理 由書(總則篇)
第一二五號	昭和三、二	大逆罪に關する比較法資料
第一二六號	昭和三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理 由書(各論篇)
第一二七號	昭和三、四	刑法改正に關する比較法資料 (前篇)
第一二八號	昭和三、五	刑法改正に關する比較法資料 (中、後篇)
第一二九號	昭和三、六	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一三〇號	昭和三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一三一號	昭和三、九	ソヴィエツト露西亞の法制(前 篇)
第一三二號	昭和三、一〇	ソヴィエツト露西亞の法制(後 篇)
第一三三號	昭和三、一一	限定責任能力者社會上危險なる 精神病者及犯罪的常習飲酒者に 對する處遇
第一三四號	昭和三、一一	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	昭和三、一二	治安判事論
第一三六號	昭和三、一	各國政府の報告に據る私生子の 地位に關する研究
第一三七號	昭和三、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	昭和三、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	昭和三、四	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	昭和三、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	昭和三、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	昭和三、七	徳川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	昭和三、八	獨逸司法制度(前篇)
第一四四號	昭和三、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	昭和三、一〇	ソヴィエツト露西亞民法(前篇)
第一四六號	昭和三、一一	ソヴィエツト露西亞民法(後篇)
第一四七號	昭和三、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁 判所
第一四八號	昭和三、一	ソヴィエツト露西亞刑法

第一四九號	昭和	五、二	ソヴェエト露西亞裁判所構成 法 刑事訴訟法 行刑法
第一五〇號	〃	五、三	英米獨佛の手形法及小切手法
第一五一號	〃	五、四	徳川禁令考後案(第二帙)
第一五二號	〃	五、五	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	〃	五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃	五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案 理由書
第一五五號	〃	五、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一五六號	〃	五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一五七號	〃	五、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一五八號	〃	五、一一	國際行刑會議報告書集 七
第一五九號	〃	五、一二	徳川禁令考後案(第三帙)
第一六〇號	〃	六、一	少年保護司指針
第一六一號	〃	六、二	米國イリノイ州に於ける不正期 刑言渡並に假釋放に關する調査 州刑法(前篇)
第一六二號	〃	六、五	一九二九年未現行カリホルニヤ 州刑法(前篇)
第一六三號	〃	六、七	一九二九年未現行カリホルニヤ 州刑法(後篇)
第一六四號	〃	六、八	佛國司法制度(前篇)
第一六五號	〃	六、九	佛國司法制度(後篇)
第一六六號	〃	六、一〇	徳川禁令考後案(第四帙)
第一六七號	昭和	七、一	支那歷代刑事法制の思想 上卷 ①大學衍義補-慎刑憲篇
第一六八號	〃	七、二	支那歷代刑事法制の思想 下卷 ②大學衍義補-慎刑憲篇
第一六九號	〃	七、四	司法事務の經費節減、簡易化及 促進(獨逸裁判所書記同盟の改 革案)
第一七〇號	〃	七、六	徳川禁令考(第一帙)
第一七一號	〃	七、八	刑事事件集(附) 刑事事件起接 小引
第一七二號	〃	七、一〇	ソヴェエト法の理論
第一七三號	〃	七、一二	徳川禁令考(第二帙)
第一七四號	〃	八、三	徳川禁令考(第三帙)
第一七五號	〃	八、五	民事事務修習の案
第一七六號	〃	八、八	徳川禁令考(第四帙)
第一七七號	〃	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草 案並に説明書(一)
第一七八號	〃	八、一〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草 案並に説明書(二)
第一七九號	〃	八、一一	捜査事務に就て
第一八〇號	〃	八、一二	徳川禁令考(第五帙)
第一八一號	〃	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三 〇年)
第一八二號	〃	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	〃	九、四	徳川禁令考(第六帙)

第一八四號	昭和	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法 大臣の覺書)
第一八五號	〃	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關 係法令彙纂
第一八六號	〃	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	〃	九、九	徳川 民事慣例集(人事ノ部) 時代
第一八八號	〃	九、一〇	一九三二年フランス刑法改正豫 備草案(總則)並にポランド 改正刑法及ポランド違警罪法
第一八九號	〃	九、一一	取締法規違反の定型(附)特別 刑法に於ける犯罪主體と刑罰主 體の異なる場合の歸納的觀察
第一九〇號	〃	九、一二	米國ユタ州に於ける不定期刑 言渡宣告猶豫及假釋放に關する 調査
第一九一號	〃	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現 行獨逸刑法典(附錄重要附屬法 令)
第一九二號	〃	一〇、二	徳川 民事慣例集(動産ノ部) 時代
第一九三號	〃	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟 法
第一九四號	〃	一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	〃	一〇、五	ポランド新民事訴訟法(一九 三三年)
第一九六號	〃	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	昭和	一〇、七	ソヴェエト・ロシヤは犯罪を 克服する
第一九八號	〃	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	〃	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利 重罪法院條例
第二〇〇號	〃	一〇、一〇	一九一二年第二回海牙萬國手 形法統一會議事錄
第二〇一號	〃	一〇、一〇	一九一二年海牙に於ける爲替手 形及約束手形に付ての審査委員 會議事錄
第二〇二號	〃	一〇、一一	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	〃	一〇、一二	ユーゴスラヰキヤ新民事訴訟 法
第二〇四號	〃	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	〃	一一、一	徳川 民事慣 不動産ノ部(上) 時代 例集
第二〇六號	〃	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	〃	一一、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	〃	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告

14.5
54

終